

平成22年第2回西予市議会定例会会期日程表

会期6月17日(木)～6月29日(火) (会期13日間)

月 日	曜日	日 程	備 考
6月17日	木	本会議(開会)	・理事者提案説明
6月18日	金	本 会 議	・一般質問・質疑 ・即決議案採決及び委員会付託
6月19日	土	休 会	
6月20日	日	休 会	
6月21日	月	常任委員会	
6月22日	火	常任委員会	
6月23日	水	常任委員会	
6月24日	木	常任委員会	
6月25日	金	常任委員会	
6月26日	土	休 会	
6月27日	日	休 会	
6月28日	月	休 会	
6月29日	火	本会議(閉会)	・委員長報告 ・質疑・討論・採決

平成22年第2回西予市議会定例会会議録(第1号)

1. 招集年月日 平成22年6月17日  
 1. 招集の場所 西予市議会議場  
 1. 開 会 平成22年6月17日  
 午前10時00分  
 1. 散 会 平成22年6月17日  
 午前11時27分

1. 出席議員

- 1番 兵頭 竜  
 2番 二宮 一郎  
 3番 兵頭 学  
 4番 明智 祥勝  
 5番 井上 勲  
 6番 小野 正昭  
 7番 松山 清  
 8番 宇都宮 明宏  
 9番 松島 義幸  
 10番 元親 孝志  
 11番 嶋川 武文  
 12番 沖野 健三  
 13番 森川 一義  
 14番 藤井 朝廣  
 15番 浅野 忠昭  
 16番 岡山 清秋  
 17番 酒井 宇之吉  
 18番 兵頭 勇  
 19番 山本 昭義  
 20番 梅川 光俊  
 21番 菊地 ミスギ  
 22番 大竹 忠盛  
 23番 二宮 元  
 24番 坂本 隆重

1. 欠席議員

なし

1. 会議録署名議員

- 14番 藤井 朝廣  
 15番 浅野 忠昭

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- 市 長 三好 幹二  
 副市長 別宮 静  
 教育長 森 英二  
 公営企業部長 九鬼 則夫  
 会計管理者 上甲 悦子

- 総務企画部長 宇都宮 又重  
 産業建設部長 藤 中 彰  
 生活福祉部長 上甲 憲章  
 教育部長 兵頭 三樹  
 明浜総合支所長 上田 甚正  
 野村総合支所長 河野 数義  
 城川総合支所長 山崎 秀敏  
 三瓶総合支所長 三好 幸二  
 消防本部消防長 中野 竹夫  
 総務課長 河野 敏雅  
 財政課長 宗 正弘  
 企画調整課長 宇都宮 松夫

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- 事務局 長 岩本 明定  
 議事係 佐藤 陽一郎

1. 議事日程

別紙のとおり

1. 会議に付した事件

別紙のとおり

1. 会議の経過

別紙のとおり

議事日程

1 会議録署名議員の指名

(14番 藤井朝廣、15番 浅野忠昭)

2 会期の決定

(6月17日～6月29日 13日間)

3 陳情第1号 南予地域から産出された木材を使った住宅建築促進のための市町単独補助事業の創設について

4 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

5 議案第64号 西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第65号 西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第66号 西予市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第67号 西予市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 議案第 6 8 号 西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 9 号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について
- 議案第 7 0 号 平成 2 2 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 1 号 平成 2 2 年度西予市授産場特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 2 号 平成 2 2 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 3 号 平成 2 2 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 4 号 平成 2 2 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 5 号 平成 2 2 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 6 号 平成 2 2 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 7 号 平成 2 2 年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 8 号 平成 2 2 年度西予市上水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 9 号 平成 2 2 年度西予市病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 6 報告第 1 号 平成 2 1 年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 2 号 平成 2 1 年度西予市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 3 号 平成 2 1 年度西予市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 4 号 平成 2 1 年度西予市上水道事業会計予算繰越計算書の報告について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
  - 2 会期の決定
  - 3 陳情第 1 号 南予地域から産出された木材を使った住宅建築促進のための市町単独補助事業の創設について
  - 4 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について
  - 5 議案第 6 4 号 西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 5 号 西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 6 号 西予市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 7 号 西予市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 8 号 西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 9 号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について
- 議案第 7 0 号 平成 2 2 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 1 号 平成 2 2 年度西予市授産場特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 2 号 平成 2 2 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 3 号 平成 2 2 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 4 号 平成 2 2 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 5 号 平成 2 2 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

- 議案第 76号 平成 22 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 77号 平成 22 年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 78号 平成 22 年度西予市上水道事業会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 79号 平成 22 年度西予市病院事業会計補正予算(第 1 号)
- 6 報告第 1号 平成 21 年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 2号 平成 21 年度西予市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 3号 平成 21 年度西予市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 4号 平成 21 年度西予市上水道事業会計予算繰越計算書の報告について

開会 午前 10 時 00 分

議長 ただいまの出席議員は 24 名であります。これより平成 22 年第 2 回西予市議会定例会を開会いたします。

三好市長より今定例会招集のごあいさつがあります。

三好市長。

三好市長 皆さんおはようございます。

平成 22 年第 2 回西予市議会定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

さきの臨時会で正副議長、各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の改選がありましたので、本定例会は新たな議会構成での初めての議会でございます。

議員の皆様におかれましてはそれぞれの思いがあるかと推察いたしますが、私自身も気持ちを新たに、マニフェストでお示した施策の推進等に邁進していく所存でございます。

前回の議会構成の期間中に、中央で歴史的な政権交代があり、以来西予市行政の執行にいろいろな影響があらわれたにもかかわらず、大竹前議長、菊地前副議長を初め議員の皆様におかれましては市政進展という目標のもと、一方ならぬご支援、ご協力をいただきました。衷心より感謝し、お礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

と同時に、新しく議長に就任された岡山議長を初め森川副議長並びに議員の皆様方には、円滑な市政運営につきましてこれまで以上に特段のご協力を賜りますことをお願い申し上げますとともに、なお一層のご活躍を期待申し上げます。

ところで、市民の皆様方も不安を感じられている口蹄疫ですが、宮崎県南部の都城市に飛び火し、いまだ終息の気配が見られません。口蹄疫のウイルスは非常に強い伝染力を擁しているため、家畜伝染病予防法で発生地の一時的な通行遮断や家畜の殺処分という強制力を伴った免疫措置がなされております。

愛媛県では、八幡浜市、三瓶両港において、九州から上陸する車両を対象に、24 時間体制で消毒を実施するとともに、養牛、養豚農家の監視体制等を強化しております。西予市においても、農

家への緊急措置として既に消毒剤の配布を実施いたしました。万が一の発生の対応として、西予市免疫対策本部を速やかに立ち上げる準備をいたしております。幸い、県内での感染事例はありませんが、西予市は1万2,000頭の牛と4万5,000頭もの豚を飼育する一大産地でございます。仮に口蹄疫が発生した場合、初期段階でも発生の農場から半径10キロは生きた偶蹄類家畜の移動はもちろん、生乳や飼料などの移動が制限されますので、農家の被害は甚大なものになることが明らかであります。

本市としましても、愛媛県やJAなどの関係団体と連携して、できる限りの防疫対策を進めてまいります。また、残念ながら口蹄疫の防疫から城川の御田祭り、通称どろんこ祭りでございますが、中止をさせていただきますし、三瓶の奥地の海のカーニバルの豚のロデオも中止といたしました。この問題の一日も早い終息を願ってやみません。

さて、今定例会でございますが、議員の皆様からの一般質問にお答えするとともに、人権擁護委員候補者に係る諮問1件、条例改正5件、辺地計画の変更1件、補正予算10件、予算の繰越計算書の報告4件の計21件を上程し、ご審議をお願い申し上げます。

諸議案の提案理由につきましては、上程の際にご説明いたしますので、何とぞ慎重にご審議をいただき、それぞれご承認、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますが招集のあいさついたします。よろしく願いいたします。

議長 次に、前定例会以降における諸般の報告はお手元に配付のとおりでありますので、お目通しを願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付をしておりであります。

(日程1)

議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に14番藤井朝廣君、15番浅野忠昭君、この両名を指名いたします。

(日程2)

議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。

今回の会期は、お手元に配付のとおり、本日から6月29日までの13日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、今回の会期は、本日から6月29日までの13日間と決定をいたしました。

(日程3)

議長 次に、日程第3、陳情第1号「南予地域から産出された木材を使った住宅建築促進のための市町単独補助事業の創設について」を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

3番兵頭学君。

3番兵頭学君 それでは、産業建設常任委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、去る3月17日に3月定例会において、西予市だけで取り組むものではなく、まずは近隣の市町が足並みをそろえることが必要とすることで継続審査となっておりました陳情第1号「南予地域から産出された木材を使った住宅建築促進のための市町単独補助事業の創設について」審査を行いました。慎重に審議を行った結果、西予市には独自の補助事業があり、それと共同するような要点もあるとの意見があり不採択といたしました。

以上で審査報告を終わります。よろしくご審議の上、適切にご決定を賜りますようお願い申し上げます。

平成22年6月17日、産業建設常任委員会委員長兵頭学。

議長 委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結といたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りをいたします。

ただいまの委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 着席ください。

起立全員であります。よって、陳情第1号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

(日程4)

議長 次に、日程第4、諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

上甲生活福祉部長。

上甲生活福祉部長 諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」提案理由のご説明を申し上げます。

法務大臣から委嘱された人権擁護委員のうち、中平淳二郎氏が平成22年2月28日をもって辞任をされました。今回の辞任に伴い、その後任について検討をいたしました結果、森精一氏を新任として推薦したいと存じます。

森氏は、宇和町役場及び西予市職員として長年にわたり勤務され、本年3月に西予市教育委員会教育部長を最後に退職されており、教育行政に携わっていたことから人権問題にも深い識見をお持ちであります。

森氏は、人格、識見高く、広範な知識と豊かな経験から社会の実情全般に通じ、人権擁護に深い理解があり適任者であると考え、人権擁護委員法第6条第3項に基づき議会のご意見を聞くものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長 以上で理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 質疑を終結とします。

お諮りいたします。

諮問第3号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 着席ください。

起立全員であります。よって、諮問第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

(日程5)

議長 次に、日程第5、議案第64号「西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」から議案第79号「平成22年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)」までの16件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

宇都宮総務企画部長。

宇都宮総務企画部長 議案第64号「西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第65号「西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、関連がございますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、職員の育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の承認の請求等について所要の改正を行うものであります。

以下、条例ごとに主な改正の内容をご説明いたします。

まず、議案第64号の「西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、職員の配偶者の就業等の状況にかかわらず、育児のための早出、遅出勤務及び時間外勤務の制限の請求をすることができるよう所要の改正を行うものであります。

議案第65号の「西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、職員の配偶者の就業等の状況にかかわらず、育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の承認の請求をすることができるよう所要の改正を行うものであります。

続きまして、議案第66号「西予市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一

部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律が改正されたことを受けて、地方公務員法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

主な内容につきましては、週60時間を超える時間外について代休を指定することができる所要の改正を3月議会において行っておりますが、今回その代休を指定した時間について組合活動ができることとなる改正を行うものでございます。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 兵頭教育部長。

兵頭教育部長 議案第67号「西予市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

平成22年3月に完成いたしました西予市立宇和中学校屋内運動場には、新中学校学習指導要領により平成24年度から武道が必修化されることに伴い、武道場を整備しております。この新設の武道場を一般開放することによって広く社会体育の推進を図り、武道の普及と競技力向上に努めたいと考えております。

今回の改正は、西予市宇和中学校武道場の使用料を定めるため本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 中野消防長。

中野消防本部消防長 議案第68号「西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、燃料電池発電設備の定義の見直し及び個室型店舗の防火安全対策を強化するため西予市火災予防条例の一部を改正するものであります。

燃料電池発電設備の定義の見直しについては、これまで家庭用の発電設備や自動車の動力源として実用化されております固体高分子型、磷酸型などの燃料電池に加え、固体酸化物型燃料電池の実用化及び商品化に一定の進捗が認められたことが

ら、火災予防条例で定める火気設備として位置づけ、その位置、構造及び管理の基準を定めるものであります。

次に、カラオケボックスや個室ビデオ店などの個室型の店舗における防火安全対策に係る改正については、平成19年1月の兵庫県宝塚市のカラオケボックス店火災及び平成20年10月の大阪市浪速区の個室ビデオ店火災において多数の死傷者が発生したことを踏まえ、総務省、消防庁において、個室ビデオ店等の防火安全対策についての報告書がまとめられ、その原因の一つに、避難の際にあげ放しにされた個室の扉が通路をふさいで避難がくれた可能性があるとされたことから、通路における避難障害への対策を講じることが必要と判断されました。

これに基づき、個室型の店舗の個室に設けられた扉が避難障害となる場合には、自動で閉鎖する措置を講じるよう、西予市火災予防条例の一部を改正するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 宇都宮総務企画部長。

宇都宮総務企画部長 議案第69号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市におきましては、野村町、城川町及び明浜町において17の地区が辺地の指定を受けており、それぞれ辺地総合整備計画を定めております。このたび城川、遊子谷、川津南の2つの辺地において、平成22年度に林道の整備、消防施設の整備を実施することといたしました。これに伴いまして、国に変更計画を提出するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 三好市長。

三好市長 議案第70号「平成22年度西予市一般会計補正予算(第1号)」について提案理由のご説明を申し上げますとともに、新政権が今月

中に取りまとめる予定の経済と財政の立て直しの政策の一つである財政運営戦略について少し触れたいと存じます。

ごらんのとおり我が国の財政は史上最悪の状態となっており、財政再建の道筋は予測ができない情勢にあります。

平成22年度は、戦後初めて国の当初予算で国債発行額が税収を上回り、年度末の国及び地方の長期債務残高は平成21年度末と比べおよそ37兆円増加し、862兆円程度となる見込みで、GDPの181%に対し先進国の中でも突出した状態であります。

さらに、ギリシャの経済危機が世界金融市場を激しく揺さぶり、統一通貨ユーロの全面安だけでなく、世界同時株安まで引き起こした状況を踏まえ、財政の不信任問題、いわゆるソブリンリスクが注目されているところであり、歳出の増加に対する財政支出の問題がますます大きな課題となっております。

そのような中で、新政権は新成長戦略と財政運営戦略を取りまとめ、強い経済、強い財政、強い社会保障を一体的に実現するとの考えを示しております。財政運営戦略では、持続可能な財政運営を実現させるために中・長期的な予想の効率化、財政健全化の枠組みにおける段階的な目標が設定され、数年間の歳入見込み及び各分野の歳出の骨格と歳出削減策を示し、これに沿って各年度の具体的な概算要求及び予算編成が行われる見込みであります。

また、財政運営のルールとして恒久的な歳出増または減税、恒久的な歳出削減または税制措置等による歳入確保により、見合いの財源を確保するというペイ・アズ・ユー・ゴーの原則が取り入れられ、歯どめのない国債発行増額の抑制や財政健全化に向け、今まで以上、国、地方一体となって厳しい対応を求められることが想定されるところであります。

本市においても今考えなくてはならないことは、合併特例の一つである普通交付税が平成27年度から段階的に縮小され、平成32年度には平成26年度対比で約20億円削減されることが見込まれます。

このため、昨年度には、平成22年度から26年度を計画期間とする第2次行政改革大綱を制定し、第1次行政改革大綱の成果を踏まえた選択と

集中によるさらなる行財政の効率化を市民とともに取り組むこととしております。

さらに、平成18年度から導入した行政評価システムが継続運用段階に入っておりますが、本年度の新たな取り組みとして事務を担当している中堅、若手職員によるプロジェクト組織を編成をして、未来せいよ創造プランの策定により、効果的なシステム運用となるよう工夫改善し、事務事業の見直しや財政の健全化に努めたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、今回の補正予算でございますが、4月1日付の人事異動による人件費の組み替え等早急に対応すべき課題を中心として計上し、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ1億5,588万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を261億4,088万9,000円と定めるものであります。

その主な内容でございますが、議会費ではシーボルト協会25周年記念式典、黒松内町との姉妹市町交流事業参加に係る経費を計上しております。総額で40万9,000円となっております。

次に、総務費では、共済組合の負担率改定に伴う経費、行政の不当要求や公益通報に係る調査を担当する公益保護相談員設置に係る経費、地方税電子申告システム（いわゆるeLTAx）であります。における国税連携関係システム整備に係る経費、改善センターたかがわ空調設備修繕に伴う経費、公共交通連携計画の策定を行う地域公共交通活性化協議会への貸付金、限界集落対策事業における集落応援隊の報酬、生き活き集落づくりモデル事業補助金、元気な集落づくりモデル事業補助金を計上しております。総額で3,968万3,000円となっております。

次に、民生費では、人事異動に伴う出向職員の人件費に係る社会福祉協議会補助金、国民健康保険特別会計への繰出金を計上しております。総額で738万4,000円の減額となっております。

次に、衛生費では、高山、狩江、土居診療所及び簡易水道特別会計、宇和病院事業会計への繰出金、汚泥再生処理施設整備事業におけるメタン発酵液肥栽培実証圃場設置に係る経費を計上しております。総額で1,907万7,000円となっております。

次に、労働費では、失業者に対しての短期雇

用、就業機会の提供と観光ガイドリーダーの養成、観光ガイドマニュアル作成等を通じた人材育成を伴う観光達人育成事業に係る経費を計上しております。雇用期間は8カ月間で、5名の雇用を予定しております。総額では、1,297万1,000円となっております。

次に、農林水産業費では、新規就農青年定着促進事業費補助金、箱わな購入や狩猟免状の講習などを実施するための鳥獣被害防止総合対策事業補助金、大野ヶ原育成牧場経営損失に係る負担金、耕作放棄地となるおそれのある農地やその周辺の農業水利施設等に対してきめ細やかな基盤整備により耕作放棄地の未然防止と維持保全を伴う耕作放棄地発生防止緊急整備事業に係る経費、城川農産物加工センターのクリ皮はぎ機整備に係る経費、林道小振鍵山線開設において事務費が補助対象外となったことによる調整経費を計上しております。総額で3,597万円となっております。

次に、商工費では、農林漁業体験民泊、農林漁家、レストラン等の操業を計画する個人、グループに対してその初期投資経費の一部を助成するグリーン・ブルーツーリズム支援事業費に係る経費を計上しております。総額で363万2,000円となっております。

次に、土木費では、事業量増加に伴う県営道路事業負担金、がけ崩れ防災対策事業費、国庫補助事業に係る事務費が補助対象外となったことによる市道田之筋線改良事業費、市道馬地惣久線改良事業費、市道荷刺大西鎌田西線改良事業費の調整、火災による公営住宅、これは一の瀬団地及び垣生のシンデン団地でございますが、その修繕に係る経費を受け入れをしております。総額で1,775万9,000円の減額となっております。

次に、消防費では、老朽化による野村町溪筋分団第2部の小型動力ポンプ更新に係る経費、日本損害保険協会から救急者の寄贈を受けたことに伴う艦装及び資機材購入に係る経費を計上しております。総額で1,880万1,000円となっております。

次に、教育費では、耐震強度の低い屋内運動場等において校舎と並行して耐震化を図るため、石城小学校、野村小学校、中筋小学校、河成小学校、石川小学校、高川小学校の各屋内運動場、野村中学校技術教室棟及び屋内運動場の耐震補強工事設計委託に係る経費、重要伝統的建造物群保存

地区内の古民家の土地と家屋購入に係る経費、野村中学校給食調理場食器洗浄器更新に係る経費を計上しております。総額で5,048万9,000円となっております。

以上、歳出予算の概要でございましたが、続きまして主な歳入についてご説明をします。

まず、分担金では、耕作放棄地発生防止緊急整備事業費分担金283万3,000円を計上しております。

次に、県補助金では、農地制度実施円滑化事業費のための農業委員会交付金74万9,000円、元気な集落づくりモデル事業費県補助金100万円、観光達人育成事業に係る緊急雇用創出事業費県補助金1,297万1,000円、新規就農青年定着促進事業費県補助金400万円、鳥獣被害防止総合対策事業費県補助金1,785万1,000円、耕作放棄地発生防止緊急整備事業費県補助金566万7,000円を計上しております。

次に、繰入金では、重要伝統的建造物群保存地区内の古民家の土地、家屋購入に係る宇和町地域文化の里整備事業基金繰入金860万円、限界集落対策事業に係る地域振興基金繰入金100万円を計上しております。

次に、諸収入では、地域公共交通活性化事業協議会貸付金元利収入420万円、公営住宅火災及び開明学校裏土砂崩壊に係る災害保険給付金255万1,000円を計上しております。

次に、市債では、国庫補助事業に係る事務費が補助対象外となったことに伴う調整により農林水産債180万円、土木債140万円、消防施設整備事業に係る消防債1,340万円を計上しております。この上で、歳出に不足する財源措置として、財政調整基金9,763万4,000円の繰り入れを行っております。

以上、説明をいたしましたけども、詳細な点につきましては担当課長から補足説明をさせていただきますので、よろしくご審議を賜り、ご決定をいただきますようお願いを申し上げます。

議長 宗財政課長。

宗財政課長 それでは、予算書に沿いまして補足説明をさせていただきます。

予算書12ページをお開き願います。

1目議会運営事業117万3,000円でありませんが、これは姉妹市町交流事業において北海道黒松内町訪問に係る経費及び本年10月16日にドイツのベルツブルグ市で開催されるシーボルト協会25周年記念式典への公式招待を受けたことに伴う参加経費でございます。

13ページ、1目4節職員共済組合負担金1,946万1,000円ありますが、短期給付負担率、共済組合追加費用負担率などの改定によるものであります。

16ページをお開き願います。

2項1目13節システム開発導入委託料189万円ありますが、市税電子化に対応し、地方税電子申告システム構築経費を当初予算に計上しているところでありますが、国税データの提供が平成23年1月から電子化されるに当たり、その連携対応システムの構築が新たに必要となり委託をするものであります。

18ページをお開き願います。

7項1目15節工事請負費299万5,000円ありますが、設置後25年を経過しました改善センターたかがわ2階多目的ホールの空調施設の更新を行うものであります。

19ページ、3目21節貸付金420万円ありますが、地域公共交通の活性化及び再生を推進する法定協議会であります地域公共交通活性化協議会に対して、本年度の活動経費を貸し付けるものであります。同協議会が、年度末に国庫補助金の交付を受けた段階で返還予定であります。

6目国際交流事業費74万5,000円ありますが、さきに説明いたしましたシーボルト協会25周年記念式典への出席に係る経費であります。

9目7節嘱託職員賃金169万6,000円ありますが、集落応援隊隊員1名を追加するものであります。これにより、野村町、惣川地区、城川町、川津南地区及び窪野地区で各1名、計3名の配置となります。

20ページをお開き願います。

8項9目19節生き活き集落づくり事業補助金50万円ありますが、城川町、川津南地区に対する集落づくり計画策定事業に係る補助金であります。同じく元気な集落づくりモデル事業補助金150万円ありますが、愛媛県がモデル地区として指定した野村町、惣川地区において、モデル

プランに基づいて実施する事業に対する補助金であります。

1目19節社会福祉協議会補助金677万4,000円ありますが、人事異動による出向職員人件費分の補助金を増額するものであります。

28ページをお開き願います。

3目汚泥再生処理施設整備事業53万6,000円ありますが、汚泥再生処理センター建設計画市民検討委員会から答申があったメタン発酵液肥の農地還元について研究を進めるため、実験圃場設置に係る経費であります。

29ページ、5款1項3目観光達人育成事業1,297万1,000円ありますが、失業者に対して短期に雇用、就業機会を提供するとともに、観光ガイドリーダー養成のための講習等により地域のニーズに応じた人材育成を行うもので、愛媛県の緊急雇用創出事業を受けて実施するものであります。

30ページをお開き願います。

6款1項1目農業委員会事業75万円ありますが、平成21年12月の農地法の一部改正により実施が義務づけられた農地利用状況調査に係る経費であります。

31ページ、3目19節新規就農青年定着促進事業費補助金400万円ありますが、新規就農者の経営の早期安定を図るため、飼料攪拌機の導入の初期投資に対する補助を行うものです。全額県補助金を充てております。同じく鳥獣被害防止総合対策事業費補助金200万円ありますが、鳥獣被害防止のための推進事業として被害防止対策研修会の実施、箱わな購入等に対して補助を行うものです。全額県補助金を充てております。

4目11節修繕料205万円ありますが、大野ヶ原育成牧場家畜運搬車修繕費52万7,000円と城川堆肥センター攪拌機修繕費152万3,000円あります。4目19節大野ヶ原育成牧場経営損失負担金769万7,000円ありますが、大野ヶ原育成牧場の管理運営を平成21年度末まで県酪連に指定管理委託をしていたところでありますが、預託頭数の減少等により、平成21年度においても経営損失が生じており、当市の畜産業振興における育成牧場の重要性からその損失に対して負担するものであります。西予市の負担率は、預託牛の越冬比率から71.8%となっております。

5目15節工事請負費1,133万4,000円ですが、耕作放棄地となるおそれのある農地の維持保全のため、農業用排水施設4カ所、農業集落道2カ所、区画整理1カ所の整備を行うものであります。

32ページをお開き願います。

9目13節施設管理運営委託料162万8,000円ですが、城川開発公社に指定管理をしております城川農産物加工センターのクリ皮はぎ機導入に伴い、指定管理委託料を増額するものであります。同じく15節工事請負費180万円ですが、現在休止状態となっております無菌培養施設における借地の一部について、地権者への返還に伴う施設の撤去と水田への現況復旧工事を行うものであります。

2項2目林道小振鍵山線開設事業90万円ですが、事業に係る事務費が補助対象外となったことによる事業費調整を行うものであります。

35ページをお開き願います。

6目19節グリーン・ブルーツーリズム事業費補助金100万円ですが、農林漁業体験民泊、農林漁家、レストラン等の操業を計画する個人、グループに対し、その初期投資経費の一部を補助し、地域資源を生かした産業振興、元気な集落づくりに新たにに取り組むものであります。

37ページをお開き願います。

3目市道荷刺大西鎌田西線改良事業185万円、市道田之筋線改良事業120万円、市道馬地惣財久線改良事業120万円ですが、事業に係る事務費が補助対象外となったことによる事業費調整を行うものであります。

39ページをお開き願います。

8款6項1目11節修繕料187万5,000円ですが、火災による公営住宅の修繕費で、宇和町の一ノ瀬団地修繕97万5,000円及び三瓶町の垣生シンデン団地修繕90万円です。

40ページをお開き願います。

19節八幡浜地区施設事務組合特別会計負担金178万5,000円ですが、子ども手当、退職手当調整額の特別負担金、共済組合負担率改定等に伴う負担金であります。

3目常備消防施設整備事業1,534万4,000円ですが、高規格救急車の車両が財団法人日本損害保険協会から寄贈されることにな

り、車両の艤装、高度救急救命機材整備に係る経費であります。同じく消防団装備整備事業149万5,000円ですが、老朽化に伴う野村方面隊溪筋分団第2部の小型動力ポンプを更新する経費であります。

42ページをお開き願います。

2項3目小学校施設耐震化事業1,341万6,000円ですが、耐震診断の結果、耐震性が低いとされた屋内運動場の耐震補強設計委託料であります。石城小、野村小、中筋小、河成小、遊子川小、高川小の6校分を予定をしております。

3項3目中学校施設耐震化事業443万6,000円ですが、耐震診断の結果、耐震性が低いとされた野村中屋内運動場及び技術教室棟の耐震補強設計委託料であります。

45ページをお開き願います。

4目17節土地購入費860万円ですが、重要伝統的建造物群保存地区内にある古民家を保存するために、家屋と敷地224.9平方メートルを購入するものであります。宇和町地域文化の里整備事業基金を充当しております。

なお、歳入につきましては、今ほど市長が金額も含めてご説明を申し上げましたので、省略をさせていただきます。

以上、説明とさせていただきます。

議長 暫時休憩をいたします。(休憩 午前10時51分)

議長 再開をいたします。(再開 午前11時04分)

上甲生活福祉部長。

上甲生活福祉部長 議案第71号「平成22年度西予市授産場特別会計補正予算(第1号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整で、歳入歳出それぞれ92万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,897万5,000円とするものであります。

歳出につきましては、施設授産場費の一般管理費で給料等の職員給与費92万4,000円の減額であります。

歳入では、一般会計繰入金92万4,000円を減額いたしております。

続きまして、議案第72号「平成22年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定予算からご説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整を行うものであります。

歳出につきましては、一般管理費の人件費を119万円増額いたしました。

歳入につきましては、一般会計繰入金を119万円増額いたしました。これによりまして既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ119万円を追加し、事業勘定予算の歳入歳出予算総額を57億8,152万6,000円と定めるものであります。

次に、診療施設勘定予算についてですが、今回の補正は人事異動に伴う人件費の調整及び医師住宅の改修工事費の増額であります。

それでは、診療所別にご説明を申し上げます。

依津診療所の歳出では、一般管理費の人件費を55万1,000円減額し、歳入では、一般会計からの繰入金を55万1,000円減額し、歳入歳出予算の総額を6,840万円といたしました。

次に、狩江診療所の歳出では、一般管理費で人件費を14万4,000円増額し、歳入では、一般会計からの繰入金を14万4,000円増額し、歳入歳出予算の総額を6,694万2,000円といたしました。

次に、高山診療所の歳出では、一般管理費で人件費を144万5,000円増額し、歳入では、一般会計からの繰入金を144万5,000円増額し、歳入歳出予算の総額を1億211万8,700円といたしました。

次に、土居診療所の歳出では、一般管理費で人件費を348万円減額、医師住宅に係る改修工事費を424万2,000円増額し、歳入では、一般会計からの繰入金を76万2,000円増額し、歳入歳出予算の総額を1億1,896万1,000円といたしました。

続きまして、議案第73号「平成22年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、人事異動に伴う人件費の調整によるもので、歳入歳出予算をそれぞれ

823万3,000円減額し、歳入歳出予算の総額を60億66万7,000円と定めるものであります。

歳出につきましては、一般管理費で職員給与等を823万3,000円減額いたしました。

歳入につきましては、事務費に係る一般会計繰入金を823万3,000円減額いたしております。

続きまして、議案第74号「平成22年度西予市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動による人件費と平成20年4月から設けられました高額医療・高額介護合算療養費制度に伴う高額医療合算介護サービス費が主なものであります。

補正予算の内容につきましては、歳入歳出それぞれ1,647万1,000円増額し、歳入歳出予算の総額を48億3,114万5,000円と定めるものであります。

内訳といたしまして、歳出では、総務費の総務管理費で人事異動に伴い人件費を477万円減額し、介護認定審査会費で臨時職員の雇用に伴います賃金等を224万1,000円増額し、高額医療合算介護サービス等費で高額医療合算介護サービス事業を1,900万円増額いたしました。高額医療合算介護サービス事業につきましては、医療や介護に支払った金額が所得区分に応じた自己負担限度額を超えた場合、一定額を超えた分について支給される制度となっており、今回の補正は平成20年4月から21年7月までの高額介護サービス負担金16カ月分となっております。

歳入では、歳出の増額に伴う国等の義務負担分として国庫支出金380万円、県支出金237万5,000円、支払基金交付金570万円を増額し、一般会計繰入金を15万4,000円減額いたしております。

また、人件費の減額分と市の義務負担分を相殺いたしまして、財源不足を補うため介護給付費準備基金繰入金475万円を増額いたしました。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長 藤中産業建設部長。

藤中産業建設部長 議案第75号「平成22年

度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について提案の理由をご説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、下宇和農業集落排水施設整備事業の中止に伴うもので、歳入歳出予算からそれぞれ5,403万1,000円を減額し、歳入歳出予算を4億7,400万7,000円と定めるものであります。

歳出につきましては、施設整備費におきまして下宇和農業集落排水施設整備事業を中止したことにより委託料及び工事請負費等を5,733万9,000円減額し、明間農業集落排水施設整備事業の管路延長に伴い、工事請負費等を281万8,000円増額し、そのほか人事異動に伴う人件費49万円を増額するものであります。

歳入につきましては、事業分担金161万4,000円、県補助金2,747万5,000円、一般会計繰入金164万2,000円、地方債2,330万円をそれぞれ減額いたしております。

また、今回の補正では、地方債の限度額の減額に伴います地方債補正を行っております。

続きまして、議案第76号「平成22年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、人事異動に伴う人件費の調整及び野村処理区と宇和处理区の事業内容の変更によるもので、歳入歳出予算からそれぞれ1,473万円減額し、歳入歳出予算を9億1,049万5,000円と定めるものであります。

歳出では、事業費の施設整備費で給料等の人件費を43万円減額し、事業費の委託料と工事請負費の組み替え等により、1,430万円を減額いたしております。

歳入につきましては、国庫支出金1,500万円、一般会計繰入金23万円の減額と市債50万円を増額いたしております。

また、今回の補正では、地方債の限度額の増額に伴います地方債補正を行っております。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 九鬼公営企業部長。

九鬼公営企業部長 議案第77号「平成22年度西予市簡易水事業特別会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

す。

今回の補正の主なものは、宇和地区の中山間総合整備事業及び人事異動等に伴う人件費の調整によるもので、歳入歳出にそれぞれ81万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億7,442万4,000円と定めるものであります。

7ページをお願いします。

歳出では、事業費の総務管理費で職員手当、共済費等の人件費59万1,000円を増額し、多田地区営農飲雑用水施設整備費に係る中山間総合整備事業負担金を22万8,000円増額いたしております。

6ページの歳入につきましては、一般会計繰入金を81万9,000円増額いたしております。

続きまして、議案第78号「平成22年度西予市上水道事業会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

まず、第2条の収益的支出につきましては、人事異動及び子ども手当創設に伴います人件費の調整を行うものであります。

営業費用におきまして、職員手当、賃金、法定福利費を合わせ380万9,000円の増額をいたしております。このことによりまして収益的支出の総額は6億1,280万9,000円となっております。

次に、第3条の資本的収入及び支出につきましては、三瓶給水区域内におきまして愛媛県が実施する国道378号線改良工事に伴い、朝立送水管布設がえ工事を行うため補正を予定するものであります。

資本的収入につきましては、移設に伴う工事補償金として746万円を増額予定し、総額を3,565万5,000円といたしております。

また、資本的支出につきましては、工事請負費1,680万円を増額予定し、総額を3億5,509万3,000円といたしております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を補てんする財源につきましては、第3条本文括弧書きのとおり改めております。

第4条では、人件費の増額補正に伴いまして議会の議決を得なければ流用することのできない経費を380万9,000円増額予定し、1億2,604万2,000円といたしております。

続きまして、議案第79号「平成22年度西予市病院事業会計補正予算（第1号）」について提

案理由のご説明を申し上げます。

まず、第2条の収益的支出につきましては、子ども手当創設に伴います人件費の調整を行うものであります。

医業費用におきまして、職員手当、賃金を合わせ31万円の減額をいたしております。このことによりまして、収益的支出の総額は30億5,960万9,000円となっております。

次に、第3条の資本的収入及び支出につきましては、新病院の建設推進に伴う出資金及び野村病院の高圧受変電設備機器の老朽化に伴う取りかえ工事を行うため補正を予定するものであります。

資本的収入につきましては、新病院建築に伴う出資金として118万円を増額し、総額を1億4,647万円といたしております。

また、資本的支出につきましては、野村病院の受変電設備整備費367万5,000円、新病院建築に伴う職員手当、報償費等を118万円増額し、合わせて建設改良費485万5,000円の増額をいたしております。このことによりまして、資本的支出の総額は2億7,649万5,000円となっております。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額を補てんする財源につきましては、過年度内部留保資金で補てんをするものとしております。

第4条では、人件費の増額補正に伴いまして、議会の議決を得なければ流用することのできない経費を12万4,000円増額し、18億4,576万5,000円といたしております。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長 上甲生活福祉部長。

上甲生活福祉部長 議案第73号「平成22年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」の内容につきまして誤りがございましたので、訂正をお願いしたいと思います。

その中で、歳入歳出予算をそれぞれ823万3,000円減額し、歳入歳出予算の総額を「60億66万7,000円」と申しあげましたけれども、「6億66万7,000円」に訂正をしていただきたいと、このように思います。失礼をいたしました。お願いいたします。

議長 以上で理事者の説明は終わりました。

(日程6)

議長 次に、日程第6、報告第1号「平成21年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」から報告第4号「平成21年度西予市上水道事業会計予算繰越計算書の報告について」までの4件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

宗財政課長。

宗財政課長 報告第1号「平成21年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第2号「平成21年度西予市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第3号「平成21年度西予市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」、報告第4号「平成21年度西予市上水道事業会計予算繰越計算書の報告について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

平成21年度西予市一般会計公共下水道事業特別会計、簡易水道事業特別会計及び上水道事業会計における各事業のうち、平成21年度から平成22年度への繰越明許費につきまして、地方自治法施行令第146条第2項及び地方公営企業法第26条第3項の規定により繰越計算書を添えてご報告申し上げるものであります。

以上、報告4件よろしくご願ひ申し上げます。

議長 以上で理事者の説明は終わりました。これより4件に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りをいたします。

報告4件につきましては承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

あす6月18日は午前9時より一般質問、質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時27分

平成22年第2回西予市議会定例会会議録(第2号)

1. 招集年月日 平成22年6月18日  
 1. 招集の場所 西予市議会議場  
 1. 開 議 平成22年6月18日  
 午前9時00分  
 1. 散 会 平成22年6月18日  
 午後2時49分

1. 出席議員

- 1番 兵頭 竜  
 2番 二宮 一郎  
 3番 兵頭 学  
 4番 明智 祥勝  
 5番 井上 勲  
 6番 小野 正昭  
 7番 松山 清  
 8番 宇都宮 明宏  
 9番 松島 義幸  
 10番 元親 孝志  
 11番 嶋川 武文  
 12番 沖野 健三  
 13番 森川 一義  
 14番 藤井 朝廣  
 15番 浅野 忠昭  
 16番 岡山 清秋  
 17番 酒井 宇之吉  
 18番 兵頭 勇  
 19番 山本 昭義  
 20番 梅川 光俊  
 21番 菊地 ミスギ  
 22番 大竹 忠盛  
 23番 二宮 元  
 24番 坂本 隆重

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- 市 長 三好 幹二  
 副 市 長 別宮 静  
 教 育 長 森 英二  
 公営企業部長 九鬼 則夫  
 会計管理者 上甲 悦子  
 総務企画部長 宇都宮 又重  
 産業建設部長 藤中 彰  
 生活福祉部長 上甲 憲章

- 教 育 部 長 兵頭 三樹  
 明浜総合支所長 上田 甚正  
 野村総合支所長 河野 数義  
 城川総合支所長 山崎 秀敏  
 三瓶総合支所長 三好 幸二  
 消防本部消防長 中野 竹夫  
 総務課長 河野 敏雅  
 財政課長 宗 正弘  
 企画調整課長 宇都宮 松夫

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- 事務局 長 岩本 明定  
 議事係 佐藤 陽一郎

1. 議事日程 別紙のとおり

1. 会議に付した事件 別紙のとおり

1. 会議の経過 別紙のとおり

議 事 日 程

1 一般質問

2 議案第64号 西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第65号 西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第66号 西予市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第67号 西予市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第68号 西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

3 議案第69号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について

4 議案第70号 平成22年度西予市一般会計補正予算(第1号)

5 議案第71号 平成22年度西予市授産場特別会計補正予算(第1号)

議案第72号 平成22年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

- 議案第 7 3 号 平成 2 2 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 4 号 平成 2 2 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 5 号 平成 2 2 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 6 号 平成 2 2 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 7 号 平成 2 2 年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 8 号 平成 2 2 年度西予市上水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 9 号 平成 2 2 年度西予市病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 6 陳情第 5 号 依津診療所存続について
- 陳情第 6 号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情書
- 陳情第 7 号 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情書
- 陳情第 8 号 人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出に関する陳情書
- 陳情第 9 号 子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情書
- 陳情第 1 0 号 乳幼児の細菌性髄膜炎に対するヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公的助成、定期接種化を求める陳情書
- 陳情第 1 1 号 「乳幼児の細菌性髄膜炎に対するヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公的助成、定期接種化を求める意見書採択」に関する陳情書
- 陳情第 1 2 号 子宮頸がんワクチンの公的助成を求める陳情書

- 陳情第 1 3 号 「子宮頸がんワクチンの公的助成を求める意見書採択」に関する陳情書
- 陳情第 1 4 号 高齢者への肺炎球菌ワクチン接種の公費負担金を求める陳情書
- 陳情第 1 5 号 「高齢者への肺炎球菌ワクチン接種の公費負担金を求める意見書採択」に関する陳情書

本日の会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 議案第 6 4 号 西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 5 号 西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 6 号 西予市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 7 号 西予市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 8 号 西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 3 議案第 6 9 号 辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について
- 4 議案第 7 0 号 平成 2 2 年度西予市一般会計補正予算（第 1 号）
- 5 議案第 7 1 号 平成 2 2 年度西予市授産場特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 2 号 平成 2 2 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 3 号 平成 2 2 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 4 号 平成 2 2 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 5 号 平成 2 2 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

- 議案第 7 6 号 平成 2 2 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 7 号 平成 2 2 年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 8 号 平成 2 2 年度西予市上水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 7 9 号 平成 2 2 年度西予市病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 6 陳情第 5 号 依津診療所存続について
- 陳情第 6 号 永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情書
- 陳情第 7 号 選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情書
- 陳情第 8 号 人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出に関する陳情書
- 陳情第 9 号 子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情書
- 陳情第 1 0 号 乳幼児の細菌性髄膜炎に対するヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公的助成、定期接種化を求める陳情書
- 陳情第 1 1 号 「乳幼児の細菌性髄膜炎に対するヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公的助成、定期接種化を求める意見書採択」に関する陳情書
- 陳情第 1 2 号 子宮頸がんワクチンの公的助成を求める陳情書
- 陳情第 1 3 号 「子宮頸がんワクチンの公的助成を求める意見書採択」に関する陳情書
- 陳情第 1 4 号 高齢者への肺炎球菌ワクチン接種の公費負担金を求める陳情書
- 陳情第 1 5 号 「高齢者への肺炎球菌ワクチン接種の公費負担金を求める意見書採択」に関する陳情書

開議 午前 9 時 0 0 分

議長 おはようございます。

本日は傍聴席にはたくさんの方が見えていただいております。毎回このように来ていただきますと大変うれしいんですが、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は 2 4 名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりであります。

（日程 1）

議長 これより日程第 1、一般質問を行います。

通告順に質問を許可いたします。

この際、申し上げます。

各議員の発言時間は 1 5 分以内でお願いをいたします。質疑については 3 回までとし、あわせて 1 0 分以内でお願いをいたします。

まず、7 番松山清君。

7 番松山清君 皆さんおはようございます。

平成 2 2 年 6 月定例議会において質問の機会を得ましたので、通告に基づき 5 つの質問をいたします。

西予市議会も合併後 2 期目の中間点を過ぎ、今まさに折り返したところです。合併特例債などのアドバンテージは 1 0 年間ということを考えますと、残りの 2 年間は西予市の基礎づくりの仕上げにかかる時期ということもできます。合併後の大事業でありました新庁舎も来春には完成の予定となっていますし、西予ケーブルテレビの工事も来年 7 月には終了し、全域で供用を開始することと思います。また、新宇和病院の建設や、し尿処理場問題への取り組みなど、着実に次の世代へバトンタッチするための事業へのチャレンジと、厳しい財源の中における三好市長の財政運営に敬意を表するものであります。

一方、国におきましては、昨日突如として消費税増税の話が駆けめぐりました。それも 1 0 % という数値を参考に、本年度中に議論を始めるという大変乱暴な話です。私も子どもが国に期待をするのは、埋蔵金や無駄の削減、国家公務員の人件費 2 割削減することなどによる財政健全化についてのマニフェストに基づいて、子ども手当の支給、高

速道路や高校授業料の無料化というシンプルなことであって、今すぐの消費税増税や国債の大量発行は望んでおりません。西予市において、消費税が増税されたらどうなるのでしょうか。経済はもっと落ち込み、消費もさらに低迷するのではないかと恐ろしくなります。消費税増税は、間違いなく地方を直撃してしまいます。市民の経済がさらに悪化することはできる限り避けなければなりません。まずは我々が考えなければならないことは何か、またこれからの西予市をどうするのかについて質問いたします。

まず初めに、卯之町駅前広場の整備についてお伺いいたしたく思います。

新庁舎が来年4月には完成、稼働し始める予定となっており、多くの市民、職員も心待ちにしております。その後、現在の庁舎が解体され駐車場となる計画ですが、第1別館については駅前再開発などとの関係があると思われます。第1別館である旧JA本所は、中央公民館の建物にあった部署の仮庁舎としてプレハブの仮事務所をつくるかわりに現在利用しているのですが、本庁舎完成後における跡地利用などの考えをお伺いいたします。

第1別館を解体すると、広い駅前広場用地が確保できますが、JRや宇和島バスなどの交通が集中していることから将来を見据えた計画が必要です。また、駐輪場の整備やタクシートの待機所などの確保も求められています。駅と一体化した広場の有効活用にはJRとの協議も必要になるかと思えます。西予市の玄関にふさわしい卯之町駅前広場についての理事者の考え、今後の計画をお聞かせください。

次に、市営住宅の整備と公共下水への接続についてお伺いいたします。

西予市の市営住宅について、近年取り巻く環境が変化してきています。ケーブルテレビへの加入促進や公共下水道等への接続などの対応も必要となっています。これらに理事者はどう対応するのか、お伺いいたします。

市営住宅のケーブルテレビ加入については、以前希望者のみ加入できるよう光ケーブルを引いておく聞いておりましたが、団地などは共聴自体をケーブルテレビにつなぐ計画があるようで、そうするとみんなケーブルテレビに強制的に入らなければならない状況となります。それでは強制的

に接続費が発生する仕組みで、住民に不満があります。そうであれば家賃の中にケーブルテレビの利用料を組み込んでおくなどの準備が必要なのではないかと思われま。これまでどおりのテレビも見れる状態はそのままとして、今後ケーブルテレビを申し込んだ人はそれに加入することができるような仕組みが必要です。民間のマンションなどはそうなっております。市の集合住宅のケーブルテレビ加入促進対策はどうなっているのでしょうか。

また、約800戸の市営住宅のうち4分の1が老朽化しているため、市では計画的に改修や建てかえなどを進めるといっていますが、公共下水接続一つをとってみても多大な財源が必要となります。中には接続のみならず、水洗トイレへの改修までする必要のある住宅もあります。それらの負担のあり方や家賃の改定についてなど、住民はまだまだ知らされておらず、今後どうなるのか不安があるようです。財源を含め、今後の方針などどうするのでしょうか。

また、老朽化した住宅の場合は、水洗化よりも改築を考えなければならないところもあると思いますが、そのような対策を必要としている市営住宅がどれくらいあるのか、将来計画もあわせてお伺いいたしたく存じます。

次に、肱川河川沿いの道路の整備計画についてお尋ねいたします。

西予市では、旧町時代からの念願である河川道路の整備計画を計画的に今日まで進めてきており、下松葉から卯之町1丁目にかけての左岸は、以前と比べると拡幅されて離合の心配も減少し、利用者にとって随分とよくなりました。さらに継続的に改良を進めてほしいところですが、今後の見通しや計画について3つの部分について伺いたいと存じます。

まず、若宮団地から丸田橋にかけての右岸、つまり久枝、神領側の改良についてですが、これを整備することはできないかということでありま。これは、宇和三瓶線から国道56号線の伊賀上の陸橋付近、下瀬橋までが直接つながることもあり、宇和運動公園や体育館利用者を初め、地域の住民にとっても重要なルートです。もともと、合併前には根笹川に橋をかける必要があり、それに多大なコストがかかるということがこのルートのネックとなっていました。それを県のほうで

施行されたため、その実現性が現実味を帯びてきている状況となっています。あとわずかなので、ぜひとも整備をしてほしいものですが、理事者の考えはどうでしょうか。

次に、卯之町駅裏付近の左岸について、一部県が河川公園として整備されたのですが、まだ幅員が狭く離合が難しい部分が残っており、安全上整備が求められていると思います。土地の余裕もあり、工事も割と難しいものではないのではないかと思います。通行車両が多いところなので改善を進める必要があると考えられます。

3つ目は、伊賀上バイパスから明間にかけての右岸ルート of 整備計画についてで、これは将来を見据えての考え方です。このルートは、部分的に市道であったり、林道であったりという形で整備がされています。しかし、現在の宇和野村線が災害などで通行止めとなった場合、市内での迂回路がないため、そのような危機管理の面からも重要であると思われるということと、下宇和地区の土地利用推進が図られるという観点からも将来的に整備が望まれるルートです。伊賀上バイパスから、下宇和駅、歯永橋上から明間までをつなぐことにより路線はつながるので、後は計画的に道路の拡幅、改良を進めていく必要があると思います。特に皆田地区においては、右岸のルートで集落間をつなぐ重要な道でも乗用車1台が通るか通らないかくらいの古い橋もあるため、総合的な改良計画が望まれるところです。

以上、3つの部分についての考え方を伺いたく存じます。

次に、光ケーブルの整備についてお尋ねいたします。

西予市では、2011年7月をめぐりにケーブルテレビ事業を進めているところですが、今後の行政サービスの拡充や国の目指すユビキタス社会への対応については重要な施策であると思います。現在、野村病院を起点として実施されている光ケーブルを利用したメタボ対象の健康管理などは、未来の医療、福祉の姿ではないかと期待しております。

ところが一方、西予市内の一部の地域や新しい団地などに光ケーブルが希望調査などの結果によって張られていないということが心配です。現時点ではケーブルテレビを見ないとか、インターネットを利用しないという状況であっても、将来の

行政サービスのために幹線だけでも集落の中心部まで持っていっておく必要があるのではないかと私は考えます。今後は、自己負担で引くことはできるが、1メートル当たり3,000円のコストと伺っており、それで計算すると100メートルで30万円必要ということになりまして、後で個人で加入することは実質上困難であります。また、さくら団地などもケーブルテレビが引かれる計画になっていないようですが、個人で引くには費用が膨大となるので、このような場合など行政が幹線を整備すべきではないかと思います。事業をあと一年で仕上げるに当たり、現在の計画で修正すべき点やフォローしなければならないところもあるようですが、将来も踏まえた整備のあり方、情報過疎をなくするため全集落を網羅できないのか、お伺いいたします。

最後に、ケーブルテレビとIP電話についてお尋ねします。

我が家でも今月から西予ケーブルテレビに加入し、高速インターネットやIP電話が使えるようになりました。高速インターネットの性能はすばらしく、ADSLでも不満はなかったものの、次世代の情報化社会が一層身近にやってきたことを実感いたします。

西予ケーブルテレビが加入を開始してから1年が経過するため、初期導入割引は今月で締め切られ、昨年整備された1エリアについては割引がなくなるということです。私も自分では急いで加入したつもりですが、初期導入割引ぎりぎりの状態でした。整備や工事がおこなわれてきたため、6月に初期導入割引が終了というのはやや合理的ではなく、本来なら実質的に10月くらいまで延長が必要なのではないでしょうか。

また、IP電話の加入状況は現在どうなっておりますでしょうか。IP電話加入の際にもさまざまわからないことがあって、もう少し詳しい説明と加入促進が必要だと思います。例えば、IP電話同士の通話は無料ですが、現状では市役所がIP電話となっていないため、市役所にかけても加入者同士の通話が無料というIP電話のメリットが出ません。

また、市役所がIP電話にならないのと同じPBX、つまり電話交換機の理由で、民間企業などもIP電話にそのまま加入することができません。これは、IRU契約の業者がもっと熱心にそ

の普及に取り組むべきであって、市としてもその指導をしないとせっかくの光ファイバーが有効活用できずに設備投資が十分機能を果たせない状況が続くのではないのでしょうか。

また、市の電話交換機はいつからIP電話対応となるのでしょうか。県や国との通話料金も、IP電話のメリットがあるのではないかと思われませんが、それらの見通しについてどうか、お尋ねいたします。

以上で質問を終わります。

議長 三好市長。

三好市長 皆さんおはようございます。

本日は早朝より傍聴席には多くの方がこのように来ていただきまして、まことにありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

今回の6月定例議会でございますが、正副議長も決まりまして、新しい議会の体制での初議会となります。また、国のほうは今ほど松山議員もちょっと述べられましたけれども、管内閣が誕生して新しい方針も打ち出されたということでございまして、そういう中でございますが、本日は7人の議員の方から一般質問をお受けすることになります。いろいろな情勢を踏まえての質問があるかとは思いますが、西予市の発展のためにきょうは活発な議論を期待をしているところでございます。

それでは、第1点目の卯之町駅前広場の計画についてについて、まず私のほうからお答えをさせていただきます。

新庁舎の完成後における庁舎第1別館の利活用につきましては、ご指摘のように別館等としての再利用を含め、取り壊しや跡地利用の検討を本格的にしなければならぬ時期が来つつあると認識しております。この土地は、JR卯之町駅の駅前に位置し、まさに西予市の顔、玄関であり、西予市の中心市街地の活性化を考える上でも非常に重要な役割を担う要所であります。したがって、今後の利用計画につきましては西予市のイメージや、昨年12月に重要伝統的建造物群保存地区の選定をされた中町を初めとした地域資源との連携を勘案しながら、これからの西予市のまちづくりの核としての利用を進めてまいりたいと考えているところでございます。

進め方といたしましては、来年でございますが23年度中に庁舎内の検討会を設定し、その後市民検討委員会等で広く市民の声を聞きながら計画づくりを進めていきたいと考えておりますので、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。私の答弁とさせていただきます。

議長 藤中産業建設部長。

藤中産業建設部長 皆さんおはようございます。

松山議員2点目の質問、市営住宅の整備と公共下水への接続についてお答えをいたします。

市営住宅には、公営住宅特定公共賃貸住宅、市単独住宅があります。平成22年4月1日現在の管理戸数は、全体で899戸あり、そのうち耐用年数を超過した老朽住宅が227戸であります。

CATVへの加入促進につきましては、市の施策として取り組んでおりますCATV整備事業に沿ったものとしております。市営住宅につきましても、CATV化する工事を平成21年から22年度で取り組んでおります。すべての団地で説明会を順次行う予定で、CATV整備の方針を理解していただくとともに、全戸加入の促進を図っております。公営住宅につきましては、国の補助金である地域住宅交付金を活用いたしますが、一部の耐用年数が超過している住宅や単独住宅につきましては市の単独予算で取り組んでおります。平成22年度当初予算CATV工事と水洗化工事込みで交付金対象5,047万3,000円、単独予算は5,614万9,000円、合計1億662万2,000円計上しております。

公共下水道への接続につきましては、計画的に接続に取り組んでおり、昨年度は野村法正団地が接続済みであり、今年度は宇和町神領団地30戸、野村町太田第2団地18戸、公園団地18戸について工事を行います。現在もくみ取りトイレになっている住宅は市内で164棟425戸あります。水洗化につきましては、公共下水の開通時期と建てかえ計画の時期との調整を考えながら取り組む必要がありますので、住宅マスタープラン及びストック活用計画の方針に基づき、投資効果を勘案して適切な手法を検討していきます。

老朽住宅の建てかえにつきましては、平成23年度から野村町緑ヶ丘団地の建てかえを計画して

おり、順次西予市住宅マスタープラン及びストック活用計画に基づき、用途廃止等の処分も視野に入れ、住宅需要を勘案しながら地域住宅交付金事業で実施したいと考えております。

水洗化や建てかえ等によって、住宅の安全性の確保、衛生面の改善等の住居環境の改善が図られます。家賃の算定は公営住宅法によって定められますが、建てかえ等による家賃上昇の際には、激変緩和措置として6年間で調整を図っていきます。なお、実施に当たっては入居者に説明し、理解を求めながら計画的に進めて、住宅の適正な維持管理に努めてまいります。

続きまして、3点目の質問、肱川河川沿いの道路の整備計画についてお答えをいたします。

市では、ご質問にありました下松葉の主要地方道宇和三瓶線、永長橋から国道56号と県道宇和野村線交差点部を結ぶ区間の整備の一環として、平成16年から肱川左岸の市道旧町地区96号線の整備を進め、平成20年度に卯之町1丁目の県道宇和高山線、三島橋までの約1.5キロの道路改良を完了し、通行の安全確保に努めたところがあります。残区間としまして、旧町地区223号線のうち、三島橋から下流のJR予讃線との交差点部までの約900メートルについて、今後改良計画を行っております。ただ、当区間においては、住宅等の建築物が河川管理道に隣接している区間があるため、改良の実施に向けた概略設計を進めている段階であります。

今回のご質問にあります区間につきましては、まずは左岸下流への改良を延伸することを優先に考えていますので、1の若宮団地から丸田橋にかけての右岸改良につきましては、現時点では改良計画はありませんが、この路線の重要性については十分理解しておりますので、今後の検討課題といたしたいと思っております。

次に、2の卯之町駅裏の左岸の改良につきましては、幅員狭小で離合が困難な三島橋下流からJR予讃線までの区間は改良を検討しております。ただ、同区間はご存じのとおりであり、県管理の河川道路でありますので、改良工事につきましては県の占用許可が必要となります。そこで、今年度から改良の実施に向けて、県と占用協議を開始していく予定であります。市といたしましては、実施可能な区間から少しでも改良区間を延伸していくことで事業の推進に努めてまいりたいと思

ます。

最後の伊賀上バイパスから明間にかけての右岸ルートの整備計画についてであります。ご質問の路線は県道宇和野村線の災害時の迂回路と位置づけられている路線でありますけれども、未開通部分が急峻な山岳地形のため、実現には巨額な事業費が必要となります。また、県道宇和野村線におきまして、災害で通行制限が発生するおそれのある区間は、下川の歯永橋から明間にかけての区間であると思われま

す。まず、歯永橋から下流の区間につきましては、森林整備とあわせて道路網の設置を今後の課題とし、皆田地区内の幅員狭小区間につきましては、地元の要望等を踏まえ、今後検討してまいりたいと思

います。以上、答弁とさせていただきます。

議長 宇都宮総務企画部長。

宇都宮総務企画部長 松山議員の4番目と5番目のご質問、光ケーブルの整備についてとケーブルテレビとIP電話についてお答えをいたしたいと思

います。光ケーブルの整備につきましては、これまでに宇和地区、惣川、大野ヶ原地区を除く野村地区、それから明浜地区の整備が完了し、今年度は野村地区の惣川、大野ヶ原、それから城川地区と三瓶地区を整備する計画でございます。

まず、一部地域の未整備についてでございますが、意向調査の結果により光ケーブルの整備を行わないということになっております。初期投資の増大により前西予ケーブルテレビ株式会社の影響を考慮しての決定でございますので、ご理解いただきたいと思

います。なお、ご指摘のさくら団地につきましては、団地に隣接してあんしんの家がございます。この施設は半公共的な施設でもあり、施設からの要望もあるため、西予市においてさくら団地を含めて幹線の整備を検討いたしております。続きまして、初期導入割引の問題ですが、西予ケーブルテレビに問い合わせいたしましたところ、6月末という期日は契約の締め切り期限ではございません。申し込みの締め切り期限としているものでござい

まして、現時点では6月末で終了するとのことでございました。

次に、IP電話の加入状況でございますが、5月末現在で実際に使用されている方は167件でございます。インターネット利用者の73%がIP電話に加入されていることとなります。同じ時点での契約者数は791件でございます。これもインターネット契約者数の約77%になっています。このように、インターネット契約者はIP電話の契約数が高いことから一定の理解は得られているというふうに考えております。なお、IRU契約事業者の指導につきましては、経営上についてもう最大限に努力をされているものと承知いたしておりますので、新たな指導を行うという考えにはございません。

次に、IP電話化ですが、現在新庁舎の建設にあわせてIP電話対応のPBXを導入する計画をいたしております。平成23年5月の開庁時と同時に一部IP電話対応する予定でございます。IP電話は、停電及びネットワーク障害時に残念ながら使用できませんので、災害対策本部が設置される本庁舎は代表電話とすべての回線をIP化することはできませんので、当初は数回線を使用して市民の方々の通話料の無料化というメリットを生かしていきたいと思っております。その後、利用状況によりIP電話の回線数をどうするか考えてまいりたいと考えます。本庁と総合支所の間でございますが、行政組織の見直し後、回線の使用頻度とIP化に係る経費、費用対効果を見据えて今後検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 7番松山清君。

7番松山清君 二、三点追加で質問をさせていただきますが、まず1点目は市営住宅の件であります。環境整備についていろいろとご計画されているということで、大変重要なことじゃないかというふうに思います。そのコストの負担についてなんですけども、市営住宅のケーブルテレビへの整備ということによりまして、その加入接続料金が発生する、最低でも1,575円というのが発生してきまして、それが今の状態では入居者の負担になるということが問題ではないかというふうに私は思います。それで、本来ならば今

の理事者の説明ですと、全員の方がケーブルテレビに入るといようなご説明でしたが、その場合に基本料金の負担がどうなるのか、そういう場合ですと私は市が負担するのがいいんじゃないかと思うわけですし、本来ならば家賃の中にその部分が組み込まれた形という、そういう状況で入居をしていただくというのはいいいんじゃないかと思えます。しかしながら、今回途中でケーブルテレビに切りかえますので、その基本料金をどう扱うかということが問題になってくるということで、入居者の中にはそれを今後毎月払わなくちゃいけないんじゃないかということが非常に心配されておるといことなので、そこに対して今入っている人は無料化、今後入る人は1,575円加算した形で契約をするといったような、すっきりとわかりやすい形がとれないのか、それについて再度ご質問をさせていただきたいと思っております。

それとIP電話についてなんですけど、このIP電話というものが非常に私わかりませんで、どんなものか。何かノイズが多いんじゃないかとか途中で切れるんじゃないかとかという心配があったわけなんですけど、実際使ってみるとそういうこともなくて、普通の電話と同じように使えて意外といいんじゃないかというふうに今感想で思っております。それが、なかなか市民の方には現状をわかってないんじゃないか、それで加入率が向上しない地域があるんじゃないかというような感触を持っております。

それと、今総務企画部長の答弁ではIRU契約事業者の指導をしないということですが、やはり民間企業がNTTの電話機からぱっと切りかえれないという状況がありまして、そういうことを解消する対策、例えばアダプターをつけるとか、そして今の光ケーブルにつなげることができるかといったようなことが必要じゃないかということをお私思っております。ですので、そういうことに対してもっと一般家庭じゃなしに、そういう小さな事務所とかそういったたくさん電話機があるところもつなげるような対策をお願いしたいということなので再度そこを検討できないか、ご答弁をお願いしたいと思います。

それと、IP電話とかこういうものにつきまして、公民館とかあるいは市の関連施設、第三セクターの施設とか、そういったいろんなものがあるわけですが、そこらについてもやはり積極的に導

入していくことによりまして、電話代、経費の削減と、こういうところも発生するものですので、やはりそういったところも導入を早急に進めていくのがいいんじゃないかと思います。そういったところがどうなっているのか、計画があるようでしたら答弁のほうお願いしたいと思います。

議長 藤中産業建設部長。

藤中産業建設部長 松山議員の再質問でございますけれども、CATVは市の政策でもありますので、市営住宅も推進を図るということは先ほど答弁の中で申させていただきました。市営住宅の中で現在個人でアンテナを立てられて視聴されている方につきましては、今回市で地域住宅交付金事業で基本的には進めておりますので、その中では補助の中で対応できるというようなことございまして問題はないと思うわけですが、ただ市営住宅を建てられる建設時において共聴アンテナを立てられると、これは共聴アンテナも当然個人ではございませんので国の補助の中で共聴アンテナを立てられて現在視聴されている市営住宅でございます。宇和によりまして、下松葉市営住宅とれんげ市営住宅が該当すると思っておりますけれども、そういうような中で今回この事業を取り組みます中で県ともいろいろ交渉もさせていただきました。そういう状況の中で、とにかく建設時に共聴アンテナを補助でやるとる以上は今回CATVを整備する上で補助でやることはできないと。基本的には補助でCATVを推進するのであれば共聴アンテナは撤去してくださいというのが県の今の指導でございます。がしかし、現在視聴されておるわけでございますから、そういうわけにはいかないだろうということもありまして、先ほども申しましたように各住宅の説明会にも行かさせてもらった折に、下松葉団地の中で説明をさせていただきました。これは、基本料金も含めてCATV加入が賛否両論ございました。ただし、市としましてはCATVに加入される方がニーズによって割合はわかりませんが、おられる以上は市としてはCATVを推進したいというのが市の考え方でございます。ただし、この事業の取り組み方につきましては、そういう事情もありますので今後検討していかなければならないことかなと思っておりますが、1点目は先ほど申しましたよ

うにCATVの整備の補助をもらって共聴アンテナを撤去すること、それからもう一点は共聴アンテナをそのまま置いておいてCATVを単独で整備していくというような現在では2通りしかないのではないかなというような思いもしておるわけですが、ただしその中では共聴アンテナを存続さす上においては、その自治会の中で共聴アンテナは維持管理してもらわなければならないと私は思っております。

以上でございます。

議長 宇都宮総務企画部長。

宇都宮総務企画部長 IP電話の利用の拡大という件ですが、事業者のほうで十分市民説明はできていないという問題、私自身の考え方としてはインターネットの契約がまず前提になります。インターネット契約が今月額4,725円、これプラスその上にIP電話に加入していただくということになりますので、金額的な問題で若干加入者が少ないのではなからうかというふうに想像いたしております。

それから、公民館施設等のIP化ですが、これは先ほど答弁でも申し上げましたとおり、総合支所と本庁間のIP化について来年実態がどうか検討してまいります。これとあわせて施設等、本庁、総合支所とのIP化についての検討もいたしたいと思います。

以上、答弁といたします。

議長 7番松山清君。

7番松山清君 もう一回、市営住宅の月額料金についてですが、これを無料化できないかということなんですが、今現在地域によって違いはありますけれども、宇和の場合は市営住宅は今のアンテナで地デジが見れておるという状況になっております。結局その状態でさらに今の計画を進められると皆さん月1,575円は最低必要になるというふうに私は認識しておりますので、そこにおいてちょっと抵抗と申しますか、金銭的な負担が発生すると。これがもし契約、今から入る方においてはそれを加算した形にすればいいと思うんですが、今まで入っておられて今回切りかえられる方における移行措置というのは私必要じゃな

いかと思うんです。今回、市のほうで今言われたような補助の問題はわかります。補助の問題があるからという理由はわかりますが、毎月基本料金を払っていかなくちゃいけないということが経済的負担になるんじゃないかという心配をしておるわけですが、それに対して何らかの対策はとれないのか、もう一回お尋ねします。

議長 藤中産業建設部長。

藤中産業建設部長 失礼しました。

先ほども質問があったと思うんですけど、申しでなくて申しわけなかったと思います。

現在のところ、家賃の中で基本料金を含めるということは考えておりません。したがって、CATVに加入されますとその金額は徴収させていただくというような考え方でおるところでございます。今後につきましては、また検討をさせていただければなと思っております。

議長 次に、6番小野正昭君。

6番小野正昭君 「海川の、水をたどれば一粒の、空から落ちる雨雪あられ」。以前、私はある方から済んだこと、終わったことについて余り質問をせずに、これから西予市のために、市民のために献身的な、前進的な一般質問をしたらどうかというふうなご意見を賜りました。もう亡くなられたんで遺言になりましたけれども、今回は先ほど議長に許可いただきましたので、あえて市民の特に三瓶町民の関心の強い、今回は行政施設、特に三瓶総合支所及び下泊小学校、この2つの施設について今後どのように考えられているのか、またどのような方針なのか、また西予市ケーブルテレビに係る三瓶町の運営はどのようにお考えなのか、三瓶総合支所の件及び西予ケーブルテレビについては市長に、学校施設については教育長に通告に順じて質問をいたしたいと思っております。

平成21年度一般会計予算(11号)の中で、三瓶総合支所移転事業費として8,513万4,000円、さらに平成22年度の一般会計当初予算でも2,429万2,000円が計上され、三瓶福祉センターに移転をされることになっております。現在の三瓶総合支所は、昭和28年に当時の敷島紡績三瓶工場及び株式会社酒三瓶工場の

朝鮮戦争の後のいとへん景気も手伝いまして、その一因として建設されたものと私は思考をいたしております。当時としては、近隣の町村には見られない鉄筋2階建ての庁舎であり、現在の3階部分はその後増設されたのが案内のとおりであります。また、この庁舎は昭和の大合併による昭和30年三瓶町、二木生村、三島村、双岩村の一部である和泉、鳴山が合併をし、旧三瓶町が発足して以来55年の長きにわたり、三瓶町行政の中核であり、その所在場所は市と及び物流の中心地であり、扇に例えますと外郭である親骨は海岸線を走る国道378号線、八幡浜から明浜町に至るものであり、また中骨には主要県道八幡浜三瓶線、右には同じく主要県道であります宇和三瓶線を擁し、さらに和泉断層から流れる母なる川、朝立川、西山田断層から流れる父なる川、谷道川をその合流地に、まさに扇のかなめに位置いたしておりますのが三瓶町庁舎であり、合併後の三瓶総合支所であります。その機能が名実ともに閉鎖されることになり、まことに寂しい限りであり、また断腸の思いでもあります。このことは、私一人ではなく、多くの先人、先輩、また三瓶町民ひとしくの思いだと拝察されます。思いを起こしますと、初代三好澄男町長から13代、井伊敏郎町長に至る6人の町理事者及び町職員の方々、議会におきましては初代岩見正成議長から嶋川武文議長の26代に至る24人の議長と多くの町議会議員の方々及び関係各位が、そうして三瓶町民が三瓶町の進展、町民の福祉の向上及び民生の安定のため、その英知をもってご尽力をされたのであります。そのご功績及びご苦勞をしのび、私は三瓶町が閉庁をする最終議会の最後の質問者として一般質問に立ったことを今思いをめぐらせております。まさに「兵どもが夢の跡」でございます。

そこで、冒頭に申し上げました「海川の、水をたどれば一粒の、空から落ちる雨雪あられ」であります。何事も1人や2人の力では事は知れています。がしかし、一人一人のつながりが根本にあり、その思いがあり、市民の方々が先般南予のある首長が言われましたように、行政は民のためである、そういうことを思ったと。このことは後に述べる西予ケーブルテレビも同じことが言えると思っております。三瓶町民一人一人の思い、お考えを拝察したとき、その代弁者として三瓶総合支所を今

後どのようにお考えなのか、市長にお伺いをいたします。

次に、先般平成22年3月31日付をもって閉校となりました下泊小学校の計画について教育長にお伺いをいたします。

西予市教育委員会の西予市小学校再編計画では、防災時の緊急避難場所及び地域活動のシンボル、拠点的な施設であり、地域の実情や需要に応じて積極的に活用云々とありますが、その後どのようになっているのか、地域の方々と今後について話し合いを持たれたのか、お伺いをいたします。

この下泊小学校は、ご案内のとおり明治10年開道学校として開設されて以来133年の歴史と伝統を誇る小学校であり、その間校名及び場所の変更もありましたが、昭和26年現下泊小学校となって以来20人の校長先生、50人のPTAの会長を初めとする教職員、保護者の方々並びに卒業生及び地域の方々の思いはいかばかりかと拝察をいたします。下泊小学校の気風及びその思いは校歌の中に「高島の荒いそ高き、そなれ松」とこのようにあります。まことに余談ですが、このそなれ松の意味と語源は古今和歌六帖の万葉集、古今和歌集、それから後撰集の歌集に至るまでの歌集4,370集の中の一つで、柿本人麻呂が詠んだ歌の中に「風吹けば波越す磯のそなれ松根にあらはれてなきにべう也」と、このような様は海の強い潮風に耐えるために枝や幹を低くなびかせて生きている松だそうで、すなわち岩肌に根強く根を張って厳しい環境にも耐え、頑張っている松だと私は考えております。また、3番目の歌詞には「石鎚の山並果てる下泊」とあり、まさにこの下泊の方々の思い、下泊小学校に対する意気込みは、この校歌に象徴されていると私は思っております。

明治10年より133年間の長きにわたり、下泊の方々とともに築いてこられた意気込みと心意気とともに、下泊地域が育て守ってこられた文化、また子供たちの校舎、校庭から聞こえる明るい元気な声がまさに消えてしまった今日、この寂しさはいかばかりか、またその思いは感慨ひとしおのものがあるかと拝察をいたします。しかし、今となっては廃校となったこの教育施設を今後どのような方針、またお考えをお持ちなのか、どのように活用していくのか、教育長にお伺いをいた

します。

最後に、西予ケーブルテレビの件についてお伺いをいたします。

西予市ケーブルテレビは平成21年8月に開局いたし、三瓶町は平成22年10月以降に一部の地区が放送され、平成24年3月をめどに全地域が放送される予定と聞いております。先般、このことにつき5月19日三瓶地区3区地区を最後に地区の説明会が終わり、現在8月にかけて戸別訪問をしていると聞いておりますし、現実私の家にも訪問されて説明を受けました。がしかし、この西予ケーブルテレビの放送につき疑問及び不信の問い合わせが数多くあり、そのような気持ちを持たれる町民もまた多くおいでになるようすけれども、今回どのような地区説明会をされたのか、その説明会をし納得をされているのか、さらに八西ケーブルテレビから西予ケーブルテレビに移行してのメリット、デメリットは何かをお伺いいたします。

以上、大きく分けて三瓶総合支所並びに下泊小学校の今後の方針につき、さらに西予ケーブルテレビについて、先ほど申し上げた件につきお伺いをいたし、今回の一般質問といたします。

若干、通告13分ですが15分まで5分ありますので、関連がありますので私見を言わせていただきます。

私は市長、かねてですな、この5本の指を思いよんです。これは、俗に言う親指ですが、人から外れてぶさいくで、ちょっと煙たがられている指なんですね。これは、家庭で言えば私らおやじです。市で言えば、市長さんあんたです。しかしながら、たくましくて押さえがきくんですね。押しピンを押すのもこれで押すんです。これは、家で言うたら奥さん、家内です。市役所で言うたら係長、部課長、大変物事にすぐれて器用な、知識のある人材。世の中のことすべて、この2つなら大概のことを持ったり書いたりできるんです。しかしながら、この中指、これは家で言うたら長男坊ですか。市役所で言うたら主査、主事、主事補あたりですか。スマート、近代青年です。こちらが家で言うたら娘、市役所で言うたら女子職員、どちらにもついていって循環性のある、いわゆる職場の潤滑、家庭においても潤滑油的な役割をしているのがこの薬、大変清潔な指ですので…

議長 小野君、手短にお願いします。

6番小野正昭君 まだ4分ありますから。

議長 手短にお願いします。

6番小野正昭君 4分ありますんで、15分の間で。

これが、いわゆる清潔な指ですので薬指ですね。だから婚約指輪はここに置くんです。それで、最後になりましたがこれが小指、家ではじいちゃん、ばあちゃん、市役所では臨時職の方です。見えないところこつこつと仕事をしてくれるんです。このじいちゃんばあちゃん、市役所に臨時職の方がおらなければ嫌なことかやりにくいことができません。そして、団結で握り締めたときに、この小指があるからこそ力が倍増するんです。この小指がなかったら力が半減するんです。そして、最後におやじ、市長が一番スマートに役に立たんであろう長男、及び主事、主事補をしっかりと上から押さえるんです。そうしたときに、相手にぶち当たるときはこの頼りにならんのが一番先に当たってくれるんです。それはやはり、これから後の質問にも言いますけれども、よく理解をされて対応していただきたらと思います。

まだ3分あります。終わります。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、小野議員の一般質問のうち三瓶総合支所の建物及び跡地の今後の活用方針についてお答えをさせていただきます。

三瓶総合支所の移転に関しましては、ただいまの小野議員からの質問にございましたように、平成23年度からの本庁支所方式への組織改編に伴い、本年度中に現三瓶保健福祉総合センターを一部改築いたしまして来年度当初に移転する予定でございます。現三瓶総合支所に対する三瓶地区の皆様方の愛着や思いは、今ほど小野議員がおっしゃられたことについても私も理解をいたしますし、宇和庁舎の取り壊しと同様に一抹の寂しさを禁じ得ません。しかしながら、三瓶総合支所は昭和28年建築されたということもあり、耐震面などを考慮いたしますと、今後一部改良を加え多用

途に再利用することは、現状では適切とは考えにくいと判断をしております。現段階では、総合支所移転後の具体的な活用方針は持ち合わせておりませんが、現建物が地域の要所の地にあって、三瓶のシンボリックな建築物でもありますので、地域の皆さんにとっても関心の深い案件であろうと思います。そういうこともあり、この問題について三瓶総合支所内に検討組織を立ち上げることとして先月から課長級を中心に協議を開始しているところでございます。この組織には、必要に応じて学識経験者や有識者も参加いただくことを考えていますので、跡地利用を含めた方向性を調査研究して、意見の集約を図り、一定の結論を図りたいと考えております。したがって、その検討結果を踏まえ、現総合支所の利活用を進めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 兵頭教育部長。

兵頭教育部長 小野議員の一般質問のうち、2番目の旧下泊小学校施設の活用方針についてお答えをいたします。

学校施設の跡地利用につきましては、ご指摘のとおり、平成21年10月に策定いたしました西予市小学校再編計画に、学校施設は統合後においても地域の実情や需要に応じて積極的に活用していくことが望ましいとうたっております。そこで、廃校となる学校施設の跡地利用につきましては、学校再編についての答申を尊重しながら、全市的な課題として検討していきたいと考えております。

ご質問の下泊小学校屋内運動場は、平成4年3月の建築で耐震性もあり、社会体育施設や災害時の緊急避難場所として利活用が望めるため、学校施設から社会体育施設への用途変更の手続きをとり、施設の維持管理等については地域や利用団体との協働を柱に協議検討を行い、有効活用に努める方針であります。

その他の学校施設の活用方針につきましては、去る6月8日に下泊地区の役員さんとの会議を持ち、その中で今後地元としては統一的な見解を取りまとめ要望書として市に提出されるとの計画であります。市といたしましては、要望書を受けた後、全市的な課題や財政状況等をかんがみ、地

域の方々と十分に協議検討を行い、ご理解を得た上で旧下泊小学校施設の有効活用に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 宇都宮総務企画部長。

宇都宮総務企画部長 小野議員の3番目のご質問、三瓶地区のケーブルテレビについてお答えしたいと思います。

ご存じのとおり、三瓶地区のケーブルテレビは昨年度総務省の交付金事業を活用して市が整備を行うことでご確認いただき、今年度7月から工事に着手できる予定でございます。西予市のケーブルテレビ事業は、市が設備を整備して運営は民間が行う公設民営方式を採用しておりますので、先般西予ケーブルテレビ株式会社とともに三瓶町の18カ所で住民の皆さん、市民の皆さんに説明を行ったところでございます。

説明の内容でございますが、事業実施に至るこれまでの経緯、八西ケーブルテレビの今後の運用予定、市が実施いたします工事のスケジュール等について説明いたしました。また、その後西予ケーブルテレビ株式会社からはサービスの内容、新たに西予ケーブルテレビに加入する際の工事費や料金体系及び戸別訪問による加入案内等のことについての説明を行い、その後質問をお受けして回答するという形で説明会を進行いたしました。説明会の参加数ですが660人、全世帯数の19%に当たります。なお、今回参加されなかった方につきましては、推進員が戸別訪問時に基本的な説明を行うことといたしております。

八西ケーブルから西予ケーブルへの移行のメリット、デメリットというご質問ですが、やはり最大のメリットは西予市全域がケーブルテレビという一つの光ファイバー網でつながり、市民間の情報共有などの一体感の醸成にはなくてはならないツールがやっとなることができるということだろうと思います。日々進化する情報化社会の中で、市政の推進に大きな役割を果たすことが期待できるであろうと思います。市といたしましても、今後光ケーブルの双方向通信を利用した福祉・医療情報の充実、防災情報の充実、地域特性を生かした地域産業の活性化など、高度な利活用を検討してまいりたいと思います。

デメリットでございますが、アナログ放送とデジタル放送におけるチャンネル構成の相違がございまして、八西ケーブルのアナログ放送の一部が有料になります。それと、八西のケーブルテレビのアナログ放送は平成27年3月まで継続されますので、地デジ対策を同日までに実施すればよいということになりますけど、西予ケーブルテレビはデジタル環境での運用となりますので、移行までに地デジ対応が必要であるかと思えます。三瓶地区ではデジタル対応のテレビの購入時期等の問題もありますが、市民の皆様にはぜひとも西予ケーブルテレビに加入いただきますようお願い申し上げます。答弁といたします。

議長 6番小野正昭君。

6番小野正昭君 またこれを言うと、議長からちょっと教育的指導を受けるかもわかりませんが、私の思いでありますし、質問に関連性が一部ありますのであえて言わせていただきます。

私は、演歌が大好きです。その演歌には詩情演歌、情景演歌、人情演歌、人生演歌ですか、あるんですが、特に北島三郎の演歌は人生演歌ですよ。その中で、私が好きな歌の中に「根っこ」という歌があるんです。その歌詞は、花には枝あり幹がある、目にこそ届かぬその下に、忘れちゃならない根っこの力、もう私の言わんとすることはおわかりだと思います。西予市が幾ら頑張っても、地方の市民の一人一人の声、出先にある総合支所、これから支所になるであろうその機関がいかに体当たりでぶつかり、親切、懇切丁寧に当たるか、それを図ってこそ根っこの力、枝葉が活用されて幹が大きくなると、西予市が発展する、私はこのように思っております。

そこで、総合支所の件について、今市長からアンケートをとったり、市民に諮ったりと答弁がありましたけれども、一つだけあえて質問をしますが、実は玄関のところに三瓶町のシンボルの3つの瓶が置いてあります。これご存じだとは思いますが、見たことがあると思いますが、これは当時の井伊町長が町民の方々の思いを込めて平成16年3月31日、すなわち三瓶町がなくなったときに、当時の小・中・高校生864名の子供たちが三瓶町の思いを亀甲マークのタイルに刻んだものを今敷き詰めております。その製作過程をCD化

して瓶に入れております。この市民の思い、町民の思い、当時の町長の思い、小・中・高校生の思いを今後どのような取り扱いをされるのか、あえて質問をしたらと思います。

それから、教育長にお尋ねをしますが、私がお伺いした部落のいわゆる説明会だとか懇談会とかを既にされたということですね。まことに結構なことだと思います。さらに申し上げたいのは、私はこの下泊小学校がいわゆる今後の教育委員会が計画されている対象地域の見本になるべき、モデルになるべき地域だとみんなが注目しとると思うんです。それがスムーズにいけば、余談な話ですけども他の地区もまあまあ理解がしやすくなっていただけじゃないかなと。ここでそういうことがつまずきますとますます難しくなりますので、よくその思いをお聞きになって下泊小学校が見本になるような、いわゆる行政指導、部落との意見をよく聞いて、ひとつ対応していただきたいなど、このように思いますのと、管理面については今後有効活用についてという答弁でしたけれども、その有効活用についての前にいわゆる防災、火災、それから衛生面、このような管理について今現在どうなっているのか、お伺いをしたいと思います。

それから、八西ケーブルテレビの件ですけども、確かに19%、参加者が少ないということで、うちの家も先ほど言いましたように推進員の方が懇切丁寧にさせていただいております。しかし、その地区説明会のときに、よく私が耳にするのはあれは説明会ではないでよと、押しつけ的な意見が多かったでよという声があるわけです。ですから、私は民の声を大事になささいというたらそこなんです。その言い方は、結局平成21年国の経済危機対策による補助金予算が行政単位で出るんだと。したがって、三瓶町は西予市なんだからもう八西ではないですよと言いが強く聞こえた。確かに先般12月でしたが、ある議員さんがこのCATVのことについて八西のことを言われたときに、市長はもう西予市になって7年目だから西予市のことを重点的に、それはそのとおりです。私はそのとおりなんですけれども、そのとおりですが、その前にやはりそういう配慮をもう少しやわらかい口調で、こうこうなんですけどうでしょうかなというふうなことであればよかったですけれども、何かこう私の耳に入ってくると

こ、それから余りは言えませんが役所に苦情の電話が多々あるのは、何だあの横着な物の言い方というふうな声が聞こえるわけですよ。これからもやっぱり行政を推進するには、やはりそういう小さな声ですけども大事にしながらひとつ民の声を大事にして、先ほどではないですけど根っここの力、枝葉の力を大事にして行政を推進されるのがええんではないかなと、このように思いますので、あえてこれは答弁はぜひお願いをしたらと思いますが。

以上、3点ほど再質問をして終わりたいと思います。

議長 三好三瓶総合支所長。

三好三瓶総合支所長 それでは、ただいま小野議員からの再質問の中での三瓶総合支所の移転に関する件についての答弁をしたいと思います。

平成16年3月建設の旧三瓶町閉庁記念モニュメントにつきましては、その歴史のあかしとして私たちの記憶にとどめくものと理解をいたしております。その取り扱いにつきましては、当時建設にかかわりました行政を初め、三瓶小・中・高の児童・生徒の皆さんなど、関係者の方々のご意向や思い入れを損なうことなく尊重したものに、先ほど申し上げました検討委員会の中で検討を進めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、この席からCATVの関係については私は答えさせていただきますが、説明会の対応の仕方について言われたんだと思います。職員も、一生懸命になり過ぎてちょっと強目に言ったのではないかなという気はいたしますけれども、事業推進にはやはりそういう細やかな配慮も確かに必要でありましょう。その点、私どもも注意をしながら職員のほうには、その進め方については話をさせていただきますけれども、ただ強い事業を進めたいなという意思のあらわれであることもご理解をいただきたいと、このように思うわけであります。

以上です。

議長 森教育長。

森教育長 それでは、小野議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

答弁につきましては、先ほど部長が答えたとおりでございます。今回の取り組みが今後の小学校再編計画に随分影響を与えますと思いますので、議員心配していただいておりますように、地元の皆様と慎重に協議を重ねまして、今後の利用については検討していきたいと考えています。

それと、現在の施設の管理についてでございますが、体育館につきましては災害時の緊急避難場所として大切な施設でありますので、現在暫定的に学校教育課が管理をし、そして公民館と区長さんと、そして学校教育課のほうでかぎをお渡しして管理をお願いしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 6番小野君。

6番小野正昭君 もう再々質問しないと思ってたんですけども、最後の管理の面で、かぎを渡しておるんで管理をしとるといような答弁ですが、日ごろいわゆる衛生面だとか、そういうふうな犬、猫が入って、そういう衛生面だとか、もし不審者が来て、したらいけないことをする、いわゆる犯罪的なことがそれに対応はどうされとるのか、やはり見回りを月に1回か、1週間に1回かされとるのか、その辺を私は聞きたかったんです。

議長 答弁要りますか。

6番小野正昭君 はい。

議長 森教育長。

森教育長 それでは、小野議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

現在のところ、そういう件に関しましては公民館とか、区長さんを初め地域の方をお願いはしておりますけれど、なお一層こちらとしても検討をしていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

議長 暫時休憩いたします。(休憩 午前10時12分)

議長 再開をいたします。(再開 午前10時24分)

次に、17番酒井宇之吉君。

17番酒井宇之吉君 おはようございます。

池田県議が11時まではおはようございますで構わないというようなことを常々おっしゃってありましたんで、私は3番手でございますが、明浜の区長さんが6月にはいつも区長会が来ていただきますので、私は6月を一般質問の指定議会にしておりますので、たまたまことしは私は3番バッター、4番バッターで松島議員がやってくれるということで、非常にうれしく思っております。張り切って頑張りたいとは思いますが、実を言いましたらこの通告書を出したのは鳩山政権が健在なときに議長が受理をいただいておりますので、多少質問と少し変わるところがあるかもしれませんがご容赦を願います。

私、議員を20年以上やっているわけでございますけども、今ほどこの国はどこへ行くんだろう、どうなるんだろうかという気持ちが不安でいっぱいでございます。そして、この西予市は三好市長就任以来、非常な合併債を使いましてハードな面をいろいろとつくっております。公共下水道、農水、そして庁舎、し尿処理場、市立病院、CATVの整備、いろんなものができております。今、これからは、またごみ処理場の問題もまた出てくるでしょうし、公共防災の問題も出てくるであろうと思っております。

その中で、非常に私に不安だといえますのは、昨日の市長の予算説明の前に、この国の債務残高がGDPの180%を超えているということでございます。そして、私の聞き及んでいるところでは、本年度市税の徴収、約30億円超えているわけでございますけども、これが1億3,000万円ぐらい減るんじゃないかというようなこのような財政の中で、また国際情勢の中でもギリシャ、そしてまたハンガリー等々の破綻によりまして、この国へも影響がありグローバルの中で非常に経済が弱くなっております。昨日の菅総理の就任には、強い経済、強い財政、強い社会保障とおっしゃられましたけれども、私は前回の衆議院のマニ

フェストを見ますと、約束は守れるのか、本当に守れるのか、この言葉の重さをみんなが考えてそしてやっていく、そして一票一票をこの国を変えるんだ、どうするんだということで考えていただきたいような気がいたしております。

昨日の市長のお話には、22年から26年度第2次行政改革を計画していると、そして18年度以降は行政評価制度もやっておりますということでございます。市のほうもやっている。私はよく思うんですが、事業仕分けはやりましたけれども、平成の大合併で明浜町なんかは14人おった議員が2名なんです。国会議員が、今回自民党のほうで3割削減するというような出しておりますけれども、国会議員の数を事業仕分けするのがまず最初、地方ばかり押しつけているような気がいたします。そのような不安の中で、私どもが議員の議決、内閣制をとっている人には間接的には首長を選びます。私ども地方議会は自治法のもとでは、議決権を有する議会、執行権を有する町、二元代表性でございまして、我々が首長を選ぶわけにはいきません。ですから、市民の方々がしっかり我々も議会も見てください、西予市のやり方も見ていただくと。きょうは本当に傍聴に来ていただきましてありがとうございます。冒頭、このようなお話をしましたのは、この国はどこに行くんだろう、これからどうなるんだろうという気持ちが非常に今強いという気持ちの一端であると感じていただきたいと思います。

今、市の庁舎が建っております。ほっとしたのは、その工事現場の横を通りますと、かまぼこ板とコラボレーションの7つ張っております。読んでおりますと、ほっとしました。この市も、西予市も捨てたもんじゃないなど。こういうものをほっとするような市民に心温かくさせるような、まだそういう面があると、心温かいところがあるというところで、市長の行政手腕も感じているところでございます。

通告いたしました件につきまして質問をいたします。

新政権公約マニフェストの本市における事務進捗状況につきまして、昨年8月新しい政権が誕生いたしました。まず、子ども手当について尋ねます。

市内の子ども手当対象者の実数、これは新聞だによりますと公務員は省いておるようでござい

ますので、そのあたりのところもご説明を願ったらと思います。申請状況、総額、これは児童手当を差し引いた額などでございますが、事務手続、外国人とかなどの問題、事務経費、臨時職員を雇ってどれぐらいの経費が要ったのか、それは国が持つのか市が持つのか、また支給された1万3,000円の使用法の調査は行うのか。

続いて、農家に対する戸別所得対象農家はどのくらいあるのか、これにつきましては、私どもはこれが愛媛新聞に出た1面の広告でございます。戸別所得補償モデル対策がスタートしました。そしてまた、これが農協の中に入った、忘れていませんか加入申請をと、こういうもので自給率の向上、米のモデル事業として上がっております。これにつきましても、どのような場合において支払われるのか、西予市の現状を明らかにしていただきたい。

そして、国の政策ではありますけれども、きょう明浜の方が来られておりますが、ミカン、かんきつは本当にデフレ化の中価格低迷で困窮したりしております。実情を申し上げますと、高校初任給の娘が勤め出したと。私ども夫婦は2町歩つくっていると、つくっているけれども、実質所得はそれより少ないんだと。どうして暮らしていったらいいかと。このような対象外の農家の不満、不平感を理事者はどのように考えているのか。

次に、高速道路の無料化について尋ねます。

今月の28日から西予松山間が無料実験化をすることになっております。無料実験というやつを非常に強調しているような気がいたします。そして、市はどのようなことを予測して、そのことにより西予市の活性化のためにどのような対策、対応を考えているのか。

2番目でございますが、時間もございませんので取り急ぎ質問をさせていただきます。

公の施設のあり方検討委員会、仮称でございますが、設置計画についてはありませんかということでございますが、合併後市の所有している施設は5町が合併いたしましたので、必然的に老朽化したもの、似通った建造物、施設、目的が同じような施設が数多くあります。これらの施設は、人口減とともに利用者数も少なくなり、財源的にも管理運営が厳しくなると思います。合併当初の各町の基金も少なくなっております。ふるさと基金だとかいろんな基金を持ち寄って合併しておりま

して、その施設に目的別に使えるような基金があるわけですが、少なくなっておりますのでこれからは一般財源からの支出もふえます。地域雇用の場、そこに働いている方が非常に多ございますので、その場も役目もありますが、経費節減、そして担当職員、従業員の意識改革を促し、充実した施設の管理運営を目指すためには、公の施設のあり方検討委員会を設置してはいかがでしょうか。これは、公民館、いろんな施設がございます。集会場によりまして、各町によりましては公のもんだと思っている住民意識のところと、そして我々自分たちのもんだと思っている意識のずれも常々私が申しておるとおりでございます。このあたりの第三セクター指定管理者についてのあり方検討委員会を、今後市税も少なくなっておりますし、国のほうもふらふらしています。このあたりを含めてしっかりした管理運営ができるような形にする、公の施設のあり方検討委員会を長い目でつくられてはいかがでしょうか。

新庁舎にかかわる駐車場の考え方でございますが、新庁舎が建設され7年続いた総合支所方式が来年度は廃止されます。先ほども小野議員が庁舎の件お話がありまして、質問がありましたけれども、当然本庁勤務が職員も多くなるでしょう。現在、駐車場は無料で他の市と比べて自由に開放され、便利に運用されていると思います。しかし、年々台数もふえ、長時間駐車も見受けられます。以前にもこの件について、私は質問をいたしましたけれども、借地駐車場、これ555坪ありまして月額41万円で借りているところでございますが、その問題とか、先ほど松山議員が質問されました別館の取り壊しなどをした後の駐車場にされるか、いろんな使用方法によりまして、管理駐車場をつくられて、そしてやはりこの土地代、付加価値の高い形をどのようにするかということを考えがあるか、お聞きをいたします。

もう一つありますのは、時間いっぱい、待機組は児童だけではありません。これは老人施設、これ民主党の政策でございましたけれども、子ども手当の一環として保育所が東京都のほうに足らないということがいろんな話題になりました。これは共稼ぎをするので、どうしてもそのようになります。西予市におきましても保育所と野村町の幼稚園と、やはり共稼ぎの問題が今経済不況の中でしないといけないというような現状になっており

ます。現在、西予市における特養の待機人口は400名に迫ろうとしています。これは延べ人数ではございません。国の目標は、26年度までに介護2以上の入所率を37%に持っていかうとしております。現在の西予市は、先人たちのこういう福祉に対する理解がございまして56%になっています。しかし、高齢化率の高いところにはそれなりの、児童の多いところにはそれなりの政策が必要ではないかと考えますが、理事者はどう考えますか。

なお、我々1次産業のこの西予市におきましては、60歳の方が80歳の父親の面倒を見ますと、農地、海、1次産業の場に、仕事につくことの時間が減ってまいります。これも時間の労働の問題で、共稼ぎの問題と全く一緒だと私は考えております。後継者のいない1次産業の中で、そして自分の両親の世話に時間をとられ、そして1次産業の農地、畑に出れないという現状があるのも間違いございません。このあたりにつきましても、国の政策でございますので難しいかと思いますが、ひとつ理事者のお考えをお聞きしたいと思えます。

一時質問を中断させていただきます。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、酒井議員の一般質問について答えさせていただきますが、その前にちょっと私の考えを述べさせていただきますが、今菅総理が言われたことにつきましてちょっと触れられましたので、私も強い経済、強い財政、強い社会保障という考えの中で、今回財政健全化に向けてかじをぐっと変えられました。これは、私個人としては非常に評価をしておるところでございます。それだけ気持ちを伝えておきたいと思えます。

コラボにつきましても、ちょっと皆さんにお伝えをしておきます。ことしは、仙台市のほうに非常にこのコラボがすごいということでやらせていただくようになりました。7月末にそのオープニングセレモニーに私と坂井市の坂本市長が呼ばれてオープニング式と一緒にやらせていただくようになります。仙台市の市長はちなみに女性市長であります。私が言っております女性の地位向上がそこは成っております、そのように思っている

ところであります。それを踏まえまして、私は2点について酒井議員の質問に答えさせていただきます。

公の施設のあり方検討委員会設置計画についてでありますけれども、本市は400以上の公の施設を管理運営し、福祉の向上や教育文化の振興、産業振興などを推進しているところであります。議員ご指摘のように類似施設も多く、それぞれ設置から相当な年数が経過して、設置目的や意義が既に達成されたものや、逆に希薄化したものも少なくなく、またこれらに伴い利用率が低下している施設が見受けられます。これらの施設は老朽化に伴う補修経費等の維持管理費も相当額となり、また人件費等も含め運営経費全体では市の財政にとって大きな負担となっております。このような状況を踏まえまして、本市では平成20年度に公の施設の管理運営の見直しに関する方針を定めさせていただきました。行政評価システムによる事務事業評価の中におきまして、施設の管理運営状況を把握、分析し、住民ニーズや地域ニーズに応じた多用途への転用、指定管理者制度や民間譲渡などによる運営方法及び利用方法の改善に努めるなど、市民にとっても利便性が高く、また質の高いサービスをより少ないコストで提供できるよう抜本的な見直しを進めているところであります。

そこで、議員提案の検討委員会でございますが、今ほど申し上げました見直し作業による施設の運営状況などのデータを整理いたしまして、今後施設のあり方について具体的な方針を固めなければならないと考えております。その際には、事業仕分けではありませんけれども、多角的な見地から客観的な判断が必要となりますので、有識者などで構成する検討組織を設置し意見をいただきたいと考えております。なお、公の施設は地域経済や地域活動にも密接な関連もございますので、地域の声もパブリックコメント等に十分配慮をしてみたいと存じます。

次に、新庁舎にかかわる駐車場の考え方でございますけれども、議員ご指摘のとおり新庁舎完成後、本庁支所方式となります。そうなりますと、本庁勤務職員が50人程度増加いたしまして、本庁を利用する市民の方々の増加も見込まれます。最大規模の宇和文化会館駐車場については、職員のみならず一般市民の方も多く利用されている状

況であり、イベント開催時に利用者には不便をおかけする場合がございます。このような現況にもかかわらず、庁舎及び文化会館を含む周辺の駐車場の駐車可能台数でございますが、新庁舎建設前の約500台から完成後には残念ながら450台に減少いたしますので、今以上の駐車場不足を懸念しているところであります。現在のところ、この利用については時間制限のみを行い、無料での利用となっておりますが、新庁舎開庁後においてはその利用状況の変化や第1別館敷地の利用検討結果を踏まえて、新たな駐車場管理方法の検討を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

2点について、答弁とさせていただきます。

議長 上甲生活福祉部長。

上甲生活福祉部長 酒井議員からの新政権公約マニフェストの本市における事務進捗状況についてのうち、子ども手当に関するご質問にお答えをいたします。

市内の子ども手当対象者の実数、申請状況、総額でございますけれども、4月1日現在の住民基本台帳によりますと14歳以下の子ども手当該当者は4,797人でございます。しかし、単身赴任者の場合等は赴任先の住所地での申請となりますので、申請の受け付けが済まないと正確な数値は把握できません。申請状況につきましては、新たに受給資格ができた場合の認定請求書の必要な中学2年、3年生の方が924世帯、児童手当を受給しており子ども手当が追加される場合の額改定請求書の必要な方が273世帯あり、合計1,197世帯の方に通知を出したところでございます。6月支給の締め切りを5月28日といたしておりまして、その時点で597世帯の請求の申請がありましたけれども、残りの600世帯の方はほとんどが市の職員や公務員で、今回の申請は必要でない方でありまして、未申請者はおよそ140世帯程度と推計をしております。今後も随時受け付けをいたしまして、8月、9月と随時支給する予定でございます。しかし、9月30日を過ぎますと4月からの遡及支給ができなくなりますので、全員が申請を完了するよう周知したいと思っております。

今回、支給の子ども手当の総額と申しますと4

月、5月分で支給者は2,237世帯、延べ子供数7,683人、支給額9,987万9,000円となります。6月10日に支給をしたところでございます。なお、同時に支給した児童手当は2月、3月分で支給者は1,859世帯、延べ児童数6,188人、支給額は4,151万円となっております。

次に、事務手続上の問題点及び事務経費でございますけれども、法案成立から支給までの期間が大変短かったことや、国からの指示おくれによる事務手続の問題も多くありましたけれども、本庁での事務手続は最も多い日が25件でありました。平均をいたしますと9.4件程度であり、大した混乱を招いたことはございませんでした。特に気を使ったことは、公務員や他市町との重複支給の防止や、請求書及び支払い通知書の配布手続、台帳の整理等でございます。今後は未請求者への周知、指導をどのようにするか検討が必要と考えております。

事務経費につきましては、今回の子ども手当は児童手当との併給方式をとっており、事務手続が大変煩雑となりましたけれども、臨時職員1名の賃金や、担当職員の時間外手当など必要経費内で処理しております。

終わりにになりましたけれども、支給された1万3,000円の使用方法調査は行うかのご質問でございますが、児童手当の延長にあること、また住民の手間暇や経費を考慮いたしますと、単独での調査は予定をいたしておりません。各家庭により、いろいろな使い道もあろうかと思っておりますけれども、次の世代の社会を担う子供の健やかな育ちを応援するというのが今回の子ども手当の趣旨でございます。このような趣旨のもとで支給されるものでありますので、子育て支援につながるようお願いしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 藤中産業建設部長。

藤中産業建設部長 酒井議員質問の1点目のその2、戸別補償直接支払制度についてお答えをいたします。

ご質問の米の戸別所得補償モデル対策の制度でございますけれども、交付単価は米の作づけ面積から自家飯米、縁故米用に供される分として一律

10アールを差し引いた面積に対して、10アール当たり1万5,000円が交付されます。交付対象者は水稲共済加入者であるか、または前年度の出荷販売先との契約状況の申告がある農家及び集落営農組織となります。また、生産数量目標の換算面積の範囲内で主食用米の作づけを行っていることも交付要件となります。集落営農組織については、規約や代理者を定め、米の生産販売について共同販売経理をしている集落営農組織が対象であります。西予市の対象農家は5,020戸であります。うち2,770戸の農家が申請をされております。ちなみに、全国では約30%の申請にとどまっていますが、西予市は約55%の申請があり、関心の高さがうかがえます。しかし、この制度の問題点は全国一律の交付単価にあると思っております。面積当たりの交付単価が全国で統一されており、平地と中山間地との生産コストの格差を反映するものとはなっておりません。愛媛県の約7割が中山間地域であり、田の経営面積のうち50%が中山間地に属します。これは、全国平均の35%を上回るものであります。また、10アール当たりの米の生産費を見ても、全国平均と比較して約5万円高く、中山間地域である西予市もこれに準ずるものであります。中山間地域の水田は、平地と比較して生産効率が悪いとは言えども、食料自給率の維持向上に貢献する貴重な食糧生産の場であり、国土保全による多面的機能の確保という観点からも大切な地域であります。この全国一律交付単価の問題は、去る6月11日あぜ道キャラバンイン西予が行われ、中国・四国農政局幹部を初め、担当職員が来町され、戸別所得補償モデル対策に係る意見交換がなされた際に、全国一律交付単価による地域間格差の是正を訴え、見直しについて申し出をしているところでございます。

先ほど議員が申されましたが、今回は米の戸別所得補償モデル対策であり、ミカン農家については対象となっております。しかし、先般新聞の記事ではございますけれども、民主党の中に農村水産議員政策研究会というものがございまして、次年度は水田及び畑地について限定して検討をするというようなことが大臣に申し出をされているようでございます。

続きまして、高速道路の実験的無料化への対応についてのご質問にお答えをいたします。

今回の高速道路無料化社会実験につきましては、全国で37路線、50区間が対象とされており、四国地方では松山自動車道の松山西予宇和間と高知自動車道の高知須崎東間が対象となっております。6月28日から無料化が実施される方針となっているところでございますが、今回の無料化は平成23年3月末までの社会実験の位置づけとなっており、この間の経済効果や交通量、渋滞状況、環境への影響等を見きわめた上で、来年度以降の区間が改めて定められるということになっております。西予宇和インターチェンジの利用状況につきましては、平成16年4月からの開通直後の1カ月の調査では、1日平均6,382台、これは大洲松尾料金所での調査であります。平成20年度は1日5,190台、平成21年度では5,931台と、おおむね5,000から6,000台で推移をしております。また、開通時点の4月28日から5月5日の大型連休期間では1日平均9,106台と、平均値の約1.4倍という数値の結果となっております。今回の実験的無料化に伴う交通量の変化につきましては、予測が困難な面がありますけれども、先ほどの開通直後の連休期間では平均値の1.4倍というデータなどを参考に、一定量の増加が見込まれるものと考えております。一方、西予市に入る車もあれば出ていく車もありますので、状況によりましては市民の買い物やレジャー等のエリアが、市内から大洲、松山方面へと移る可能性もあります。その面では、市内の事業者や関係団体と一体となって市民の皆様に向けてのPRやサービスの充実等に取り組む必要があるものと存じております。また、現在上限料金制を柱とする新料金制度の実施も検討されているところでありますが、料金設定や渋滞の問題など、県内のトラック業界を初めとする物流部門への悪影響も一部懸念されるところであります。

次に、高速道路無料化への対応についてであります。主に観光振興の関係といたしましては、現在愛媛県と南予9市町が連携いたしまして、高速道路無料化記念スタンプラリーを計画しております。南予各地を周遊してスタンプを集め、各自治体の特産品などの景品が当たるというもので、実施期間は7月1日から12月末の予定であります。また、今年度中には市の観光特産専用のホームページを立ち上げる予定でありまして、これに

より広く全国に向けての情報発信に努めたいと考えております。また、西予市観光協会のほうでも独自のPR企画を検討中でありますとともに、西予市観光パンフレットのリフレッシュ等により観光PRに努めたいと存じております。なお、既存のイベントや観光物産施設におきましても、高速道路無料化に対応したアピール方策や、今後の入り込み客数の増加に対応できる接客、応対等の体制づくりに努めたいと存じております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 上甲生活福祉部長。

上甲生活福祉部長 老人施設の増設についてのご質問にお答えをさせていただきます。

老人施設、いわゆる介護保険施設の整備につきましては、3年間で1期とする介護保険事業計画の中で整備計画を定め、計画に沿った整備を推進しているところでございます。本市におきましては、合併時に旧三瓶町の整備計画を引き継ぎ、特別養護老人ホームが未整備であったため、地域住民のご理解、ご協力のもとに平成20年4月より西予総合福祉会により運営され、これで旧町5町すべてに特別養護老人ホームが整備できたところでございます。

ご質問のとおり、本市の施設待機者数は特別養護老人ホームと介護老人保健施設を合わせ、昨年の7月1日現在で389人と把握しているところでございます。その待機者の待機場所や入所時期の意向につきましてご報告させていただきますと、まず待機場所といたしましては自宅が32%、病院が26%、介護保険施設等の施設が42%の状況となっております。続いて、入所時期につきましては、今すぐ入所を希望と答えられた方が66%、当面は入所を希望しない、必要になったときに希望するが18%、その他3カ月以内、1年以内の順となっております。議員ご指摘のとおり、それぞれの身体状況、生活環境で多くの方が入所の順番を待っております。

国といたしましては、平成27年にはいわゆる団塊の世代が高齢者となり、高齢化が一層進展することから、制度の持続性を維持しつつ高齢者の生活機能の低下を未然に防止すること等を掲げ、平成26年度に要介護2以上の認定者に占める施設の利用者数の割合を37%とすることを目標と

することを指針として示しております。本市の今年4月時点での要介護2以上の認定者数は、1,599人です。そのうち、利用者数は特別養護老人ホーム348人、老人保健施設227人、介護療養型医療施設57人、老人ホーム227人の計859人となっており、国の示す割合からしますと53.7%と高い状況下でございます。県下の他市町と比較しても高く、平成20年4月時点でございますが、高齢者人口に対する施設の定員数では第4位、整備率も第2位で56%の状況でございます。

少子・高齢化がいち早く進行している本市におきましては、高齢者の入所施設は必要不可欠なものと考えております。しかしながら、新しい施設の整備は市の負担及び介護保険料の増額に結びつくものでございます。国におきましては、平成21年12月15日に地方分権改革推進計画が閣議決定され、介護保険関連では介護サービス事業に係る人員、整備基準等が地方自治体の条例に委任することとされており、関連する法律の改正が予定をされております。また、今年秋ごろまでに第5期計画の基本指針骨格案が提示される予定でございますので、このような国の動向を注視するとともに、市民の方々のご意見をお伺いしながら給付と負担のバランスのとれた次期整備計画を定めていきたいと考えております。

介護保険の基本理念であります、だれもが尊厳を持って住みなれた地域でその人らしい生活を送ることができるよう、施設整備に限らず本市の地理的条件や生活環境に合った在宅サービスの拠点づくりを含め、今後の高齢者福祉施設を検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 17番酒井宇之吉君。

17番酒井宇之吉君 二、三、再質問をさせていただきます。

施設の管理でございますけども、指定管理者になっているところの旧町以来の持ち込み基金の残高が重立ったものでも結構でございますので、わかりましたらご説明を願いたいと思います。

そして、今までで基金の残高で賄ってきた施設がありましたら、それがもしないようでしたら、もう一般会計から補てんしている施設がありまし

たら、それもわかりましたらご説明願いたいと、かように思います。

それから、高速道路の無料化の問題で、ちょっと私のところに入っておりますのが、先ほどお話がありましたように予定よりも1.4倍の通行量が見込まれておるといふご説明がございましたけれども、これから無料化の試験的になっていって将来的に無料化になっていきますと、伊崎、田之筋、あのあたりで高速道路をつけるときの要件として、通行量が少ないから民家の近くの高速道路に防音壁を設けないという話がございましたけれども、最近1.4倍通って、そして無料化になって、トラックが通って、夜昼ということになりますと、やはり最初に言った用地を提供された方々の無料化に伴う大きな問題が出てきております。これにつきましては、ある地権者の中からこういう形が出たらひとつそのあたりで国交省とか民主党とも話をしているようですけれども、そのあたりが前へいかないのよという話がありますけれども、現実に夜昼寝てる人たちが目が覚めるといふようなところもございまして、このあたりにつきましても、もしお考えがありましたらご答弁願いたいと思います。

それから、第三セクターの話は今しましたけれども、市長にお尋ねしますが、議決機関としての議会、自治法では、そして執行機関としての町の地方自治は二元代表制でやっております。非常に悪く言われるのは、弱い議決機関の議会、強い執行機関というようによく言われます。議員がこういう一般質問なりで提言されましても、我々は予算権もございませんし、執行権もございませんので、何をやるにしても市長、理事者の了解がなく計画がないとできないわけでございますので、このあたり、ひとつ議員の提言につきましても真摯な形で市民と相談しながらいいものは取り入れるという形をとっていただきたい、かように思う次第でございます。

それから、最後の答弁でございますけど特老ですけれども、老人施設は我々議員をやっておりますと、ここのばあちゃんがもう入れんのよと、ここのじいちゃんが入れんのよと、わしゃその親の世話するのに山へも畑へも行けんのよと、海の魚釣りも行けんのよと、どうしたらいいんじやろとというような話が出てまいります。今の現状を聞きますと、なかなか難しいなと思いますけれども、

今度菅政権ができますと、強い経済政策の中に特老、老人施設とか、そして介護施設のそういうものも入って、福祉施設の産業というものも入っておりますので、できましたら特区の申請なんか夢物語かもしれませんが、特区の申請とかそういうものも努力していただいて、先進地としての高齡化ってのは悪く言えばまた先進地でもあるので、逆にとれば、そういうことができないか、そういうこともご検討願いたいと思います。

非常に子ども手当につきましても、もっと話したいんですけども、子ども手当につきましては以前も私議会で申し上げたように介護ができたときに、お金を出せば親の面倒は国が見てくれるのかというような若者がおりました。今回、子供をつくったら、子供を産んだら国が面倒見てくれるのかと、そういうようなところへ行きかねない。こちらに子ども手当反対法案がございますけれども、という守る会が愛媛支部長さんのほうから来ておりますけれども、働くことはよきことかなという認識が崩れ、意欲をなくしてしまい、道徳教育も難しくなるというような形が出ております。また、菅政権におきましては少し方向転換しておりますけれども、今後この問題につきましても老人の過疎化、少子・高齡化の中の一体感として政策を市のほうでお願いいたしまして、再質問を中断します。

議長 宇都宮総務企画部長。

宇都宮総務企画部長 酒井議員の再質問にお答えします。

第三セクターと基金の状況というお尋ねだったかと思えます。基金ですけれども、合併時の話し合いで、用途を旧町に限定した形の資金を持ち寄っております。その中の一つに、野村町で地域づくり推進基金、明浜町ではふるさと基金というものがございます。この基金の財源をそれぞれ先ほど来お話に出ておりますように、第三セクターの指定管理の一部財源として使用させていただいております。残高でございますが、本年当初予算後の残高で明浜町ふるさと基金が988万5,000円でございます。野村町の地域づくり推進基金が35万円という額になっております。一般財源との来年度予算等の関連ですが、通常それぞれの野村地域振興センター、ほわいとファームでござ

いますが、シーサイドあけはまサンパークとの指定管理が年間2,000万円程度の支出がございますので、来年度以降は基金ではちょっと対応が難しく、一般財源に頼るしかない状況に基金の状況がなっておるという現状でございます。

以上、基金の問題の説明でございます。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、酒井議員の再質問の中に3点、残りあったと思いますが、それについて答えさせていただきます。

高速道路無料化に伴ってその区間でいわゆる交通量がふえるということに伴う防音壁の関係だと思っておりますが、初めてこの話をこの場で聞かせていただきました。そういう要望があるとしたら、その状況に応じて議員の方々も一緒でございますが、私どもは国あるいは県のほうにその話を持っていくことは大事ではなからうかなと、今初めて聞きましたのでその段階にとめさせていただきます。

次の二元代表制に伴う強い、弱い話でございますが、基本的にはそういうことでは本来の二元代表制の地方自治法が考えておられる制度制っていうのはそういうものではないと思うんですよ。したがって、お互い同士が心の中に議論をして、議論の中で出てきたものについては私どもの執行権を与えていただいております立場としては、真摯に受けとめてやっていくというのが本来でありまして、そういう意味でも今特に地方議会で言われておる議会の改革ということも含めて議員の皆さんと一緒にその中を考えていただきたいと、そういう思いをしておるところでございます。

4点目の特老に関しましては、先ほどちょっと部長の話にも触れましたけれども、まず参酌基準というのがございます。その参酌基準は今西予市の場合は20%ぐらいクリアをオーバーしております。したがって、西予市の場合は充実した施設型になっていることだけ、まずご理解をいただきたいと思えます。その中で、今回の国のほうが考えられておりますのが、閣議決定をされたのが地方分権改革推進計画の中で介護保険関係で、いわゆる人員施設基準を地方自治体の条例に委任するというものを閣議決定をされたということでありまして、その中で市町の権限がふえてくる可

能性がこれに出てくるということでございます。だから、参酌基準以上に自由にやれる時代になってくる。しかし、一番問題はの中で施設型ばかり中心にやっていると、いわゆる介護保険料が上がってしまう。西予市の場合は今平均で4,100円ということにしておりまして、県の中でも低いと、これを松山市や東温市程度の5,000円以上にやるんだったら何ぼでもできますよ。低い中でも西予市の場合は非常に高い施設型をとっておるということをまずご理解をいただくとともに、皆さんがどの程度までご理解をいただく介護保険料のですよ。ことによって、来年始まります第5期の検討会に乗せていきたい、このような思いでありまして、まずこの条例の委託を国のほうがどういう法律をもって今度やってくるかということを目を注ぎたいと、このように思うわけでありまして。

以上です。

議長 17番酒井宇之吉君。

17番酒井宇之吉君 なるほど、市長のおっしゃられるとおり、自治法ではそういうことですが、我々非常に議会といたしまして、議員といたしまして二十数年やってまいりまして、今ほど不安があって、そしてこれからどうなるんだろうという議決をする権利を有している人間といたしまして、国がこれだけ財政的にふらついて、例えば国民1人当たり700万円近くの借金、財務省残高、そして国全体が900兆円にも迫ろうとしている。こういうものの中で、我々議決しておいて、そして何年か先になってこれはだめだったと、国がかわれば収入が変わるわけでございますので、このあたりの国の、先ほど市長がおっしゃられました菅政権の新しい方向転換は非常に歓迎するというようなお言葉でございましたけれども、これから地域主権という言葉が使われます。地域主権についても、私は非常に市長とそして首長と議会とがしっかりしていないと、足腰の強い勉強をしていないとこれからやっていけないと、こういうふうにしておるわけでございますので、この自治法における二代表制につきましては、市長の考えるような力の、バランスのとれた力にしていきたい。我々もするつもりでございますので、横目で見ながら執行権者としてそう

いう姿勢で臨んでいただきたいということを希望いたします。質問を終わります。

議長 次に、9番松島義幸君。

9番松島義幸君 皆さんこんにちは。

新議長より一般質問の許可を得ましたので、ただいまより質問をさせていただきます。

まずは、ただいま私の尊敬する地元大先輩が大ぶろしきを上げたすごい質問をした後ですので、少しやりにくい点はあるのですが、どうかよろしくお願ひいたします。

私は、西予市明浜町高山の出身であります。今から40年ないし45年前を振り返りますと、この集落が限界集落と言われることが、本当夢のような気がいたします。しかし、現実には避けるわけにはいきません。そのことによって、今からどうしていくのか、その質問からさせていただきます。

まず1点目に、限界集落対策について。

限界集落とは、65歳以上の高齢者が人口の50%を超え、社会的共同生活の維持が困難になった集落と言われております。西予市では、平成22年4月1日現在で、65歳以上の高齢者が50%を超える集落は74集落あり、全体の約23%を占めています。このような状況に対処するため、財政状況が厳しい中、住民が生き生きと住み続けられる集落づくりを目的とした、西予市生き生き集落づくり事業実施要領を制定し、現在は3カ所のモデル集落を制定し、10年後の未来像を描いた地域づくり事業に取り組んでいると聞いております。この事業の実施により、限界集落に光が当たり、地域活性化への波が動き出したことに大きな期待を寄せているところであります。

しかしながら、第1次産業の不振や雇用情勢の悪化等により、急激に過疎化、少子・高齢化は進行しています。特に周辺部において顕著にあらわれており、社会的共同生活の維持が困難な集落がふえています。現在、55歳以上が50%を超える集落は260集落あります。市内全域に分布し、実に全集落の75%に達しています。また、独居老人等においては、個々の生活の孤立や孤独化が生じることになります。10年後には、このような超高齢化社会になることが予想されております。抜本的な対策が必要になってくると思いますが、今後の長期的展望に立った具体的な対策に

ついて、市長の考えを伺います。

2点目に、バイオマスタウン構想について。

西予市は、宇和海に面した海拔ゼロメートルの海岸部から、天に届きそうな1,400メートルの四国カルストまで変化に富んだ地形を有しており、第1次産業を基幹産業として発展してまいりました。現在、海岸部ではきれいな宇和海で各種魚類や真珠の養殖を初めとした水産業が盛んに行われており、陸地ではかんきつ類を専門に栽培し、全国的なミカン産地の一翼を担っております。内陸部は穀倉地帯で、米、野菜、イチゴやブドウの栽培が行われております。また、畜産や酪農は四国有数の規模を誇っております。そして、広大な森林にはヒノキや杉等が植林され、地域産材として愛用されるとともに、美しい山並みや自然環境を守っております。

このように、西予市では地域環境を生かした多種多様な第1次産品を生産しております。私は、これが西予市であり、美しいふるさとだと思っております。このような中、西予市ではこれらの多種多様なバイオマス資源を効率的に活用するとともに、各地域の協働、交流により、循環型社会の形成の推進、自然環境保全、農林水産業を中心とした地域経済の活性化を図るとともに、西予市バイオマス構想を定めております。

私は、このバイオマスタウン構想を見たときに、自分が育ったふるさとを次世代に引き継ぐのに適した構想だと思いました。特に、再生可能エネルギーへの転換や堆肥化等により、循環型社会を構築しながら農産物に付加価値をつけ、地域経済の活性化を図っていく構想は、非常に意味深いものがあります。また、自然環境の保全にもすぐれていることから、河川や海への負荷もなく、流域や海への環境意識も高まっていくのではないかと考えております。

このように、理想的な構想なのでぜひ実現に向けて取り組んでいただきたいと考えておりますが、効率的な収集、輸送、変換、利用のシステムや無理のない運営等々の課題もあると思います。具体的には今後どのように全体構想を推進していくのか、市長に考えをお伺いいたします。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、松島議員からの一般質問

にお答えさせていただきます。

まず、第1点目の限界集落対策についてお答えをさせていただきます。

本市における過疎、高齢化につきましては、今松島議員ご指摘のとおり厳しい現実がデータにあらわれております。4月現在、合併当初と比較しまして人口が約3,500人減で、高齢化率が3.2%上昇して36.1%となっております。限界集落も確実に増加をしており、特に野村、城川地域における集落状況は厳しいものがあります。また、高齢化という点では、明浜、城川地区がともに44.5%であり、今後も加速して進行することが予想され、大変危惧しているところでございます。

さて、10年後の超高齢化社会を見据えての長期的展望に立った限界集落対策についてであります。市では平成19年度を動機づけの期間として位置づけ、広報せいよに西予市の集落を考えるシリーズを掲載をし、市内の集落状況を周知するとともに集落の実態調査を行い、集落の問題点や集落行事等の把握に努めました。平成20年度は調査研究期間として市職員による限界集落問題対策プロジェクトを設置いたしまして、集落対策の進め方などを検討してまいりました。平成21年度におきましては事業実施期間として、生き生き集落づくり事業実施要領等を定めまして、地域と行政の取り組みや支援を明確にし、基本方針は集落の維持、活性化としました。また、野村町惣川地区、城川町窪野地区、及び明浜町高山地区の3カ所をモデルとして指定をしまして、実質限界集落対策事業がスタートいたしましたところでございます。なお、川津南はその後でございます。

モデル集落につきましては、10年後の集落の姿を描いた集落づくり計画を策定するため、熱心な話し合いが行われ、コミュニティーの維持や集落の活性化に向け、できることから取り組もうという機運の高まりを感じているところでございます。2年間で具体的な実施計画を立て、年度末には集落づくり計画を策定する予定としております。その後は計画に基づきまして住民、地域、行政が役割分担を行いながら一体となって生き生きとした集落づくりのため、できることから取り組んでいくこととなります。市ではこれまで、このような取り組みを進めてまいりましたが、今後の限界集落対策といたしましては、現在実施してお

ります生き生き集落づくり事業を該当集落と協議しながら、指定集落を拡大していきたいと考えております。

施策の推進により、困っていることの解消や、やりたいことの充実が図られ、住民一人一人の安らぎが集落の元気につながっていくものと考えております。しかし、過疎、高齢化は早いスピードで増加の一途をたどっておりますので、その対応として地域振興部門の強化を図るとともに、公民館との連携を強化し、住民サービスの質を高めながら進めていかなければならないと考えておりますので、また皆様のご支援とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 藤中産業建設部長。

藤中産業建設部長 松島議員 2点目のバイオマスタウン構想の具体的推進方法についてお答えをいたします。

西予市では、臨海部から山間部までの変化に富んだ自然、資源を生かし、米、果樹、野菜の生産、畜産を初め、それぞれの地域特性に即した多様な農業が展開をされております。また、東部一帯を中心とする広大な森林を生かした林業、宇和海の豊かな海産資源を生かした水産業が展開されていることから、循環型社会の形成の推進、地球温暖化防止対策による自然環境保全、農林水産業を中心とした地域経済の活性化を図るため、西予市バイオマスタウン構想策定委員会橋委員長から西予市バイオマスタウン構想について答申を受け、平成22年2月国に提出をし公表してきたところでございます。

ご質問にございました、無理のない具体的構想の推進方法でございますが、平成22年度間伐後の林地残材、製材、破材等を原料とした木質ペレット製造施設を整備したいと考えております。効率的な収集としまして、6月下旬ごろ林業経営体を核とした西予市山林管理体制検討会を立ち上げ、安定した供給体制を整えていきたいと思っております。また、安定した事業につきましても、資源循環型社会の構築に向け、木質バイオマスの利用開発を推進するため、木質ペレット、まきを主燃料とするストーブ及び農業用ハウス温風暖房機を設置する経費に対して、市単独補助金を交付するこ

とを考えております。また、市単独間伐材出荷促進事業の拡大として用材の対象にしておりましたが、今後は切り捨て材を含めて交付することを考えております。さらに、搬入した林地残材等の林の売り上げにつきましては、今後商工会等と協議をし、メンバー内のルールに従い、お金のかわりに地域通貨券を交換し、市内約480店舗に使うことができる仕組みを構築し、市民とともに自然環境型まちづくりの創出を展開していきたいと考えております。

他部署の計画ではありますが、市内から発生する生ごみや、し尿、浄化槽汚泥などを処理するエネルギー利用施設、発酵してできたバイオマスを利用して電気や温水を供給するバイオマス発電機、さらにメタン菌の働きで有機物を分解し、水稻や野菜等肥料として液肥の利用、今後は排水処理施設整備により浄化槽汚泥の上澄み水を微生物の働きによりきれいな水とし、施設内の洗浄水などに再利用する検討が始まろうとしております。その他としまして、今後地域のバイオマス賦存量を参考とし、検討してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 9番松島義幸君。

9番松島義幸君 ただいま建設部長より、バイオマス構想のうちのペレット事業に取り組みたいという答弁がありました。これに対して、私は質問ではなく、私のわかっている範囲内を少し述べたいと、このように思います。

まずは、このペレット事業に関しては、基本的に私西予市の考えは林地残材、そして製材の単材、果樹園の剪定かすを原料としてこれをペレット化したいと考えております。基本的にこのペレットというのは、今日本で一番安く販売しているのが岡山の銘建であります。これがキロ20円で販売をしております。西予市で取り組んだ場合には、少なくとも35円から40円、これは減価償却をしなくてもかかると思うんです。今までの公表ではキロトン当たり原材料を4,000円で買った場合、20円でどうしてできるんだということになりますと、20円は原材料はただ以下なんです。それはどうしてかと言いますと、銘建工業は集成材工場であります。集成材工場でプレーナーをかけて、今まではそのプレーナーのかすなん

かというのは産廃の処分費が要りよったんですよ。それをペレット化するというので20円で採算がとれるわけなんです。しかし、西予市はこれを基本としたら35円から40円が限界です、キロ当たり。そうすると、民間の発想からすると製材が一時破砕したチップ、あれを買うんですよ。あれが大体今西予市のチップの価格が25円から30円です。それは一時破砕しておりますから、1回目の加工費が要らないのです。そして、ちょこちょこおがくずの話が出るんですが、これはもうおたくらが想像のつかないような価格なんです。製材のサイロシタで、多分この西予市宇和町の平均単価は立米当たり300円ぐらいです。そうすると、2トン車で1車が2,000円なんですよ。立米300円というと、原木の単価が原価で900円です。1トンの原木で3立米のおがくずができるんですよ。どうしてそんな値段にできるんだということ、製材という感覚は、おがくずとか破材とかチップというのはもう金額の中に入っていないんです。それを踏まえて、私はこの事業に取り組んでほしいと自分なりに思っております。今、民家の壊しとか、その残材をチップのかすにしたり、そして建設業の方が山の出た木をその現場でチップにしてそこへ持っていき、金を払って持っていくというような感覚でやれば単価は下がっていくのですが、ただ目先の物を買ってやろうとしたら今の価格が原価であります。

それと、私は西予市長にひとつお願いをしておきたいことは、西予市長は頭脳もすごい、これは私は思います。しかし、一番の市長のええところというたら失礼になるかもしれんやけど、私の見方は優しさやと思うんですよ。この男は優しい、それが一番のすばらしいところと自分は思っております。そして、日を常、西予市の隅々まで日の当たる施策、予算を執行したいと、こうよく言われます。私の町、今回限界集落になっております。そういうところは、限界集落になるということとはだれもわかる、年寄りが多いということですよ。すると、そこへ日を当てるということは、交通の便にしてもそう、医療の面にしてもそう、そういうところへは私は光を当ててほしい。今回、西予市でも本当へんぴな明浜町田之浜ですよ。ここから日本弁護士会の会長が出たんですよ。やはり、へんぴなところは見捨てるということはいけ

ん、へんぴなところから偉い方が出るんですよ、それが人間です。私はそう思っております。

市長、1本の木をたどれば、原木市場で立米1万円の木を買ったとします。議長はよくわかると思うんですよ。1万円の木を買って、それを製材にとってかえってスライスします。すると、まずは皮をはがなきゃ、むかなきゃですね。次に、のこを通す、おがができる、これもただみみたいなものです。その側、側はトンにすれば1,000円ぐらいになる。おがくずは立米300円ですが、立米に900円、そうすると中身に金を取らなきゃいけないんですよ。それが、西予市にたどれば中身は宇和町なんですよ、私から言わせると。中身は立米4万円で売れるんですよ。それを総合して初めて木も育つ、町がなっていく、私はそういうふうに思っております。私も地元は明浜ではありますが、宇和町に商売を始めて一生懸命この町へ税金も納めないけんとなつております。そういうみんなの思いが町をつくり、人をつくっていく、私はそう思っております。今後とも市長、お願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長 三好市長。

三好市長 松島議員の熱い思いは聞かさせていただきました。明浜のお二人の議員、きょうは非常に熱い思いを語られておられましたが、それは受け入れなくてはならんと思っております。

ペレットにつきましては、これはバイオマスタウン構想の中でも大きな今回はまず位置づけとして考えておまして、私どもも経営の側面も考えないといけないという源的なものもありますが、先駆的なものとしてある程度その入り口部分、いわゆる山の側のほうにも何らかの支援ができる。そして、出口部分、いわゆる使われる方にも何らかの支援をしないと当初は私はだめだと思っておりますので、その辺も議会のほうでも何とぞご理解をいただいて、今後私どもが出すことにつきましてご理解をいただいたらなと思っております。経営の側面で言われると、私どもも経営者としての松島議員からずっと劣っておりますので、その辺はちょっと勉強もしないといけません、行政としてはやはりそういうところで少しお金を入れることによって地域が変わってくる、今言われる

ように隅々までやるためには、そういうところの手当ても私は必要だと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

そして、木に例えられた熱い思いにつきましては、私も中心とその地域、それぞれの地域がうまく合致するようにやっていきたいと思っておりますので、その辺につきましてもなお一層、議員の皆様方のそれぞれの地域におけるご意見も吸い取っていただいて、行政に反映できるようにやりたいと思えますので、よろしく願いを申し上げますらと思えます。

以上です。

議長 次に、1番兵頭竜君。

1番兵頭竜君 海拔ゼロメートルから1,400メートルの起伏に富んだ西予市は、本州すっぽり西予というように、農林水産業を初めとする第1次産業が今日の発展を支えてきました。中でも畜産業は、県畜産研究センターや大野ヶ原育成牧場、野村高校には県内唯一の畜産科が設置されていることから、県内最大の集積団地であります。酪農家数を例にとってもわかるように、平成22年2月現在の戸数で81戸、頭数で3,829頭は、飼育頭数、搾乳量とも県内の約50%を占めており、自他ともに認める県のリーダーであります。

しかし、5年をさかのぼると113戸の農家が酪農を営んでおり、ピーク時には小規模を含めて300戸を超えていたことから後継者不足は否めません。今後も自然淘汰的に減少することは避けられない事実です。その要因は、経済的、労力的ゆとりが少ないことや、やろうと思ってもほかに働く場所が少ないため、友人が市外に出て行き、なら私もと悪循環が生まれています。

また、実際に畜産関係者に話を伺うと、現況の県外に依存、国外に依存、補助金に依存という依存体質を改善しなくちゃいけないということを口をそろえて言われました。これでは将来を見据えることができません。しかし、指をくわえて見ているわけではないが、個人の力ではどうしようもない部分が多く、畜産関係者はもがいている状態です。やはり、このような部分を解消していかなければ、少なからず残っている後継者たちも不安を覚える一方です。

そこで、今回愛媛県の畜産をリードするこの西予市で何ができるのかということを考え、畜産関係の以下の2点についてまずお伺いをいたします。

初めに1点目ですが、口蹄疫に学ぶ西予市の畜産についてお伺いいたします。

4月20日に宮崎県で10年ぶりに発生した口蹄疫は、全国の畜産農家に多大なる影響を与え、西予市でも各農家に配布された消石灰が畜舎近辺に散布され、事の重大さを改めて痛感しております。

宮崎県の実際に感染疑いが見つかった農家と、ワクチン接種の対象になった発生地から10キロ圏内の農家に共同通信社が行ったアンケートでは、10%の人が経済的、精神的理由で廃業意向であり、口蹄疫発生後、精神的ストレスによる体調不良の有無では48%があると回答しております。あると回答した人の具体的症状は、眠れない、胃の痛み、食欲がない、吐き気と頭痛などで、体調不良はないとしながらも、無気力になった、家に閉じこもるようになったと回答する人もおり、心のケアが早急に望まれる結果となっております。

西予市でも肥育農家が宮崎県から素牛を仕入れている割合が約80%と高く、こういった精神的状態であったのではと推測され、遠い宮崎のこととは言えない状況です。また、今回の口蹄疫発生で輸出禁止や市場の延期 西予市でも口蹄疫拡大を受けて、6月の子牛の競りが1カ月延期しております など、宮崎県外や国レベルで大きな損害が発生しており、一日でも早い正常国への復帰が望まれるところであります。

この口蹄疫が鎮静化しても、これからこういった口蹄疫を初めとする伝染病問題は、畜産業を営むところには必ずついて回ります。みずからがケアしていれば防げる問題でもなく、愛媛県の畜産業を支えている西予市にとって重要事項であり、今後を見据えた対策を講じていかなければなりません。

そこで、今回の一連を踏まえて考えると、伝染病発生時には県外依存では非常にリスクが高いと感じております。愛あるブランドの甘ト口豚に学ぶように、愛媛県産のブランドの着手に取りかかる必要性が高いのではないのでしょうか。繁殖和牛の素牛を育成することは、県外依存100%の西

予市、そして愛媛県にとって急務であります。もちろん西予市独自では限界があり、生産者や県当局、JA等と連携をとって県畜産研究センターや大野ヶ原育成牧場等を利用して進めていかなければならないと考えますが、理事者の考えをお伺いいたします。

また、今回の口蹄疫問題で殺処分した家畜を埋める土地の確保がおくれ、牛よりも多くのウイルスをまき散らす豚が処分されずに大量に放置されたことが感染爆発につながりました。この問題を養豚業も盛んなこの西予市で考えると、同様の問題が浮上しますが、この混住化社会の中で個人では限界がある埋設地の確保についてどう考えるのか、あわせてお伺いをいたします。

次に、地域連携によるTMRセンター構想についてお伺いをいたします。

一昨年の原油価格高騰は、ガソリン1リットル200円の時代が来るかまでにおわせ、石油価格は麻痺状態でした。原油価格高騰が及ぼしたさまざまな影響は地域経済に大きな打撃を与え、その中の一つの穀物輸入粗飼料の高騰は、畜産業者にとって頭を抱える大問題となり、西予市でも支援策として粗飼料購入に際しての補助金を出し、生産者の負担軽減を図ったことは記憶に新しいと思います。

現在、愛媛県下の乳用牛の飼料自給率は約30%ですが、今後飼料自給率の高い酪農を確立しなければ、外的要因による問題に経営が左右されることから、将来を見据えていくことはできません。単に労働力を上げていけば自給率も上がりますが、高齢化が進んでいる経営者にとっては労働力の確保は困難をきわめ、それ以外の方向性を見出さなければなりません。

そんな中、全国の畜産地に目を向けると、さまざまな取り組みが行われていますが、その中の一つにTMRセンターがあります。TMRセンターはその中心にTMR飼料があり、TMR飼料を食した乳用牛は生産性の向上に効果があることは周知の事実です。

また、センターで飼料をつくることは多くのメリットを生んでおります。自給率の向上はもとより、飼料費のコストダウン、地域の産業発展、家族経営における労働不足の解消等、挙げれば切りがなく、さらには地域の食品の残渣を活用することができることや、飼料稲等の活用で耕畜連携を

図り、新たな産業形態が確立されることも予想され、21世紀型の循環システムができ上がり、大きな可能性を感じさせる構想であると考えております。また、愛媛県は愛媛県酪農・肉用牛生産近代化計画書の中で自給率の向上をうたっており、県の目指すところと共通認識が持てます。

そこで、西予市において地域連携TMRセンター構想を立ち上げるべきだと考えますが、理事者の考えをお伺いいたします。

最後に、防災行政無線についてお伺いをいたします。

西予市では公共施設の耐震化も進み、3月議会で機能別消防団員の設置が決まり、自主防災組織の組織率も約94%と、これから市民のさらなる意識向上の取り組みがみずからの命や財産を守っていくと感じております。

その防災体制の中の一つに防災行政無線があり、その役割は非常に大きく、市民が情報を知る上で欠かせないものでありますが、防災行政無線は旧5町で体系が統一されておりません。宇和、城川、明浜は全世帯に戸別受信機が設置され、在宅時には災害等の情報がしっかりとキャッチできるシステムとなっておりますが、しかし野村、三瓶には戸別受信機はなく、放送塔からの放送がその役割を担っております。そういった状況の中、野村町では場所や家によってその放送が聞こえない箇所が多くあり、大変苦慮されております。また、最近建つ家の多くは二重サッシ等で防音性にすぐれ、室内では聞こえづらさに拍車をかけております。この状態では有事のときに聞こえないことも予想され、もしもを少しでも減らしていかなければならない状況をつくるためには、昭和59年から始まった野村町の防災無線では老朽化も著しく、対応も困難をきわめ、早急に対策を講じていくべきです。

そこで、戸別受信機が設置されていない野村、三瓶に戸別受信機を設置するのか、時代に応じたさらなる対応をするのか考えるところではあります。理事者の考えをお伺いいたします。

また、現在は2011年7月から完全移行されるテレビ放送を代表するようにデジタルの時代です。パソコン、携帯電話、カメラ、そして書籍までデジタル化されております。中でも携帯電話は高校生以上の方はほぼ所有しており、生活必需品となっております。また、現在教育関係から配信

されている不審者情報のメールがありますが、保護者の加入率が70%を超えております。

そこで、携帯電話を利用した防災情報提供のメール配信を行うことは、今の時代にマッチし効果的であると考えますが、あわせてお伺いをいたします。

以上で終わります。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、兵頭竜議員の質問のありました口蹄疫に学ぶ西予市の畜産についてにお答えをさせていただきます。

4月20日に宮崎県で発生した口蹄疫はいまだ感染が拡大しております。6月9日には最初に発生した川南町から約50キロ離れた都城市でも発生が確認され、6月16日現在で289例、19万9,000頭を超える牛、豚等が家畜伝染病予防法に基づき殺処分終了、また予定されております。5月22日からは政府の口蹄疫感染防止対策として、発生農場から10キロの移動制限区域内の牛、豚のワクチン接種が始まりました。皆様ご案内のとおり、ワクチン接種といいましてもワクチンを接種後感染していれば家畜の体内でウイルスはふえ、飛散の危険性があるため接種した家畜は殺処分されます。しかし、ワクチンを接種するという事は、生活手段でもあり、家族同然で過ごしてきた家畜を失うこととなります。農家の皆様の心情はどれだけのものかはわかり知れません。何とか現在の防止対策が功を奏し、一日も早くこの口蹄疫が終息することを願うばかりであります。

それでは、第1点目の種雄牛と種雄豚の育成についてでございますが、現在愛媛県では野村にあります畜産研究センターが中心となりまして、愛媛県産ブランド甘ト口豚の研究が進められ、先般販売が開始されました。西予市においても西予市の銘柄豚の研究を野村高等学校を中心に進めていただいております。しかし、種雄牛の育成については行っておらず、ご指摘のとおり100%県外に依存している現状であります。今後、こういうことも含めて県、JA生産者等とも連携を図り、開発研究を検討したいと考えております。

2番目の殺処分した家畜の埋設地の確保でございますが、ご質問の中にもありましたが宮崎県で

は現在でも埋却地の選定がなされており、殺処分がおくれている現状であります。もし口蹄疫が発生した場合、その畜舎から半径10キロ以内には移動制限がかけられることから、本来農家にその処分場を確保いただくべきものですが、宮崎の事例から見ても不十分な場合も多く対応がおくれている現状であります。

西予市におきましては、平成19年に京都で発生しました鳥インフルエンザ発生時に3カ所の市有地を埋却候補地として選定しておりましたけれども、鳥と牛、豚では各個体の大きさが全く異なります。ともあれ、広大な面積が必要となりますので、その3カ所だけでは対処ができません。現在、各農家の皆様に自己所有地での埋却候補地の有無について今調査依頼を行っておりますけれども、今後総合的に勘案をして早急に検討するよう準備をしまいたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 藤中産業建設部長。

藤中産業建設部長 兵頭竜議員2点目の地域連携におけるTMRセンター構想についてお答えをいたします。

TMR飼料とは、粗飼料、濃厚飼料、ミネラルなど、すべての原料を家畜の要求量に合わせて混合した飼料であります。それに類似した施設として、西予市にはJAひがしうわを指定管理者とした飼料混合施設があり、飼料混合組合も設立されております。現会員数は、東宇和農協管内で180戸中27戸であり、肥育農家10戸、繁殖農家17戸が利用されております。当初は酪農家も加入されておりましたが、生産体制に合わないことから現在は使われていない状況にあります。

ご質問のありましたTMRセンターとは、畜産コストの主なものである飼料自給率の向上、飼料生産の集約化によるコスト削減等が設置目的と考えられます。TMRセンターにおいて、さきの目的が達成されるためには、センターにて利用される飼料の供給システムの構築が不可欠です。まず、飼料自給率の向上につきましては、国内の粗飼料を確保する仕組みづくりが大切だと考えられ、西予市では平成21年度から23年度までの3カ年、西予市粗飼料生産組織育成事業を実施し、収穫後の稲わら、麦わら等を飼料用に収集し

た耕種組織に対し、収集した飼料の面積に応じて補助するもので、市内4地区において稲わら、麦わらのサイレージ化、堆肥利用に向けた取り組みが展開されております。これらの取り組みにより、粗飼料を収集する仕組みづくりが構築され、昨年度実績は59.1ヘクタール、今年度は自主的な活動が展開により機械を導入されるなど、昨年以上の実績が予想されております。今後この活動がシステム化され、先ほどのTMRセンターへの供給体制が進むなど、耕畜連携を進めることが重要であります。

しかし、粗飼料の供給側と利用側が相互の分野を理解することが重要であり、畜産農家と耕種農家がどれだけ連携できるかのかぎとなります。例えば、飼料生産から堆肥投入による土づくりまでを考えた地域内循環システムづくり等の展開が考えられます。TMRセンターの設置のみに視点を向けると、飼料生産の集約化によりコスト削減はつながる可能性はあるものの、先ほど申し上げた耕畜連携による国産の粗飼料の確保が図られない限り外国産の粗飼料を購入することとなり、日本農業の最大の目標である食料自給率の向上にはつながらないと考えております。

TMRセンター構想づくりについてご提言いただいておりますが、現在設置している飼料混合施設の活用とあわせ、その指定管理者となっているJAひがしうわが主体である西予市農用地利用耕畜連携検討会議を設立しておりますので、コストシステムなど多方面で関係機関、農家等とも連携を図りながら、今後研究していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 宇都宮総務企画部長。

宇都宮総務企画部長 3番目のご質問、防災行政無線についての問題についてお答えいたします。

同報系防災行政無線は、日常の行政事務の連絡等の広報を行うほか、災害時の情報伝達手段として大変重要な役割を持っております。現在、西予市で使用しております同報系防災行政無線は、それぞれ周波数が違うアナログシステムでございまして、野村町については昭和59年に整備され、他の4町は平成7年から11年にかけて整備され

たものでございます。

明浜、宇和、城川については、屋外スピーカーと各世帯の室内に設置されております戸別受信機から情報を得ることができませんが、野村と三瓶のほとんどの地域は屋外スピーカーだけでございまして、戸別受信機が設置されているのはごく一部の難聴地域だけとなっております。国は、消防救急無線についてはアナログ周波数の使用期限を平成28年5月までとしてデジタル化をすることを決定いたしておりますが、防災行政無線についてもデジタル化の方向を推奨しております。平成29年度以降、アナログの新周波数での取得は認めておられない状況でございます。したがって、将来的には防災行政無線もすべてデジタル化の方向で進むものと考えております。このような状況でございますので、今後の防災行政無線の整備は、まず老朽化して部品の調達も困難となっております野村の防災行政無線をデジタル化システムで整備し、野村と三瓶の戸別受信機またはこれにかわる防災行政無線ラジオを設置するという計画をしております。ただ、多額の事業費を必要とする大きな事業でございますので、時期的には本庁が完成した平成24年度以降の予算化を予定いたしております。

先ほど申し上げましたように、国の基本的な考え方はデジタル化の方向であります。現在使用しているアナログ周波数の使用期限が先送りされている状況でもあります。デジタルよりもアナログのほうが受信範囲が広いというメリットもございまして、野村以外の防災行政無線については当分アナログシステムを継続したいと考えております。

次に、携帯電話を利用した防災情報提供のメール配信についてでございますが、災害発生時の住民の緊急の情報提供手段としてメールを利用した情報提供手段、特に注目を受けておりますが、メール配信システム提供機も数多くございます。コスト性や運用性、操作性、システム技術等を比較検討する必要があるかと思います。平常時であれば、市独自のメール配信もできると思いますが、災害対応に追われている際にメール配信となると、人員と時間の確保という問題が新たに生じてきます。災害情報を入手する方法としては、テレビ、ラジオのほか、携帯電話を利用した緊急地震速報やリアルタイムの降雨状況等で肱川

の水位も知ることができます。市としては、まず防災行政無線による情報提供が最優先であろうかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 1番兵頭竜君。

1番兵頭竜君 答弁をいただきましたが、何点が再質問をさせていただいたと思います。

まず、この畜産関係ですが、野村町はかつてミルクとシルクの町野村町というようなキャッチフレーズで言われておりました。その中の一つのシルクは、今は産業は30年とか60年とか、一つの産業はそう言いますが、シルクの蚕糸、蚕部門は今の文化的なことになってきているんじゃないかなと思っております。昔私が学生のころはまだ桑畑がそこら辺にあったんですが、今はそういった状況も十数件の農家が若干営まれている程度で、今は文化的要素が強いのではないかなと思います。

そこで、もう一方のミルクはどうだというと、先ほども説明したように、どんどんと酪農家数等も減っております。今後、やはり先ほども言いましたように自然淘汰的に減少はすると思っております。頭数に至っては大型化したりしてそんなに変わってきてはないものの、今の高齢化の経営者を考えると若干減ってくるのかなと思いつながら、またこれが一つの産業が文化に変わらないために何かしなくちゃいけないなと思って今回質問させていただいたわけですが、口蹄疫等々、もうこれ全部総合して市長に1点再質問するわけですが、私もきのうこの質問する上で市長のマニフェストをもう一度見直させていただきましたら、第1次産業の活性化、生産額1割アップ目指しますというようなことが書いてありましたが、これは戸別なことなんで畜産、酪農とか繁殖とかのことについては書かれてませんが、大きく西予市の畜産、もう愛媛県をリードする畜産業をとらえて、今後、将来どう思われているのか、何か方向性があるのか、市長の思いがあれば1点お伺いいたします。

議長 三好市長。

三好市長 西予市における畜産全体、その中で

は酪農や養豚等々いろいろあるわけでありますが、先ほどもありましたように酪農については四国のトップであるし、県内の50%も占めておるといふようなところであります。また、養豚についても県内でトップでありますから、そういう地域であるということをおもはまず認識する必要があります。そこで一大産業として第1次産業の中でも、地域経済の中でも重要な役割をしておると。だから、これが例えばごそっとなくなったときのことをまず想定したときに、地域経済は成り立たなくなる。そういう意味で私ども市としては、例えば酪農についても先ほども質問の中にもありましたけれども、ガソリン等々の高騰があったときにも市単独の飼料への予算等々の補助を出させていただいて、基礎的な、そこのお互いやっていくというようなこともやらせていただきましたし、大野ヶ原の育成牧場につきましても酪連がもうやめるよと言われた中で、地元のJAひがしうわもご理解をいただきまして継続をするということもさせていただきました。しかし、これはその思いの中には、地域の重要な産業であると、そこをなくしたらだめだという思いも私は強く持つておるわけでありまして、その点につきましてもぜひとも議員の皆様方もなお一層、いろいろな声を聞いていただきたいと思っております。

今回のそれぞれの口蹄疫や、あるいは鳥インフルエンザというのは、今後いろいろな形で恐らく入ってくる可能性は常にあるという危険性は生き物ですから、私どもは考えておらなくてはなりません。その対応を、恐らく温暖化の影響や世界の物流の流れが変わってきておるといふことを含めまして、常々考えていく対応を、危機管理を今後その分野でもやっていく必要があるのではないかなと思っております。

以上、答弁といたします。

議長 1番兵頭竜君。

1番兵頭竜君 酪農の全体的な思い、いろいろな施策とか等々こちらでも理解しているところでございます。

先ほど市長の答弁の中に、埋却地なんです、鳥インフルエンザのときと、いろいろと考えて早急に検討するというような回答だったというふうに思うんですが、6月15日の愛媛新聞で県内の

約半数分の埋却地の確保ができているというようなことが報道されておいて、残りも公有地を含めて選定を進めていると、県のほうはそういった状況にはあるみたいなんです、そこら辺の連携をとられているのかというのが1点と。

防災行政無線なんです、これでぜひ戸別受信機をデジタル化を進めていただければ、またさらなる防災体制の一つに加わっていいことだと思っております、携帯電話を、なぜこのメール配信を僕が強く言うかという、最近はやはり離れて暮らす子供が多いんですよ。やはり離れてこの西予市外の、親が西予市に残ってて子供は向こうの都会で生計を成り立てていると、そういった人たちにもそこが登録できて、ふるさとの情報がすぐ即時にキャッチできるようなシステムが、携帯電話が一番手っ取り早く、また効果的じゃないかなと、そういった可能性も広がるし、やはりこの時代に一番簡単にマッチしているのが携帯電話じゃないかなと思っております。そこら辺また含めて、さらに検討していただきたいと思っております。

議長 藤中産業建設部長。

藤中産業建設部長 今の兵頭議員のご質問の埋却場所でございますけれども、愛媛県の発表では6割方埋却場所が確保できたというふうな記事があったと思うわけですが、それは以前鳥インフルエンザのときに西予市が埋設場所として3カ所候補地を挙げておりました。しかし、それが例だとしてそこに挙がったのかもわかりませんが、今回その鳥インフルエンザとは全く違いますし、牛、豚等、死体そのものも大きゅうございますし、埋設場所も10キロ以内で制限されるというような状況もございます。したがって、埋設場所につきましては、県の指導としては畜産農家に第1番目はお願いすると、それができないようであれば西予市にお願いするというような1段階、2段階というような段階をもって県のほうからは指示をいただいておりますけれども、基本的には西予市としてはできれば市有地にやれば民間に対しても理解が得られるというようなことでの候補地を探しておったわけですが、こういう事態でございますので、とにかく近いところ、畜産農家の方にも埋設場所があればお願いするという、今各総合支所、産業課のほうへ

候補地の選定依頼をお願いしております。新聞紙上で言われておる候補地とは全く違う場所かもわかりませんが、今の段階ではとにかく発生したときに一番近いところに埋設をしたいと、そういう場所をそれが一番皆さんに理解を得られる場所であるということが前提として今候補地を選んでおりますので、よろしく願い申し上げたいと思っております。

議長 宇都宮総務企画部長。

宇都宮総務企画部長 再質問ですけども、携帯電話を利用した情報提供、現在その気象庁なり、他の情報機関なり、個別に個人の方がアクセスが非常にしやすい携帯メールの状況でございます。したがって、防災行政無線が整備されてない段階では、まず取り組むべきは防災行政無線であろうと考えております。ちなみに、個別による携帯での情報提供をやるようになりますと、やはり年にしますと100万円を超える経費が発生するという問題もございますので、その辺の問題と絡ませていただいて検討させていただきたいと思っております。

以上です。

議長 暫時休憩をいたします。(休憩 午後0時24分)

議長 再開をいたします。(再開 午後1時09分)

次に、4番明智祥勝君。

4番明智祥勝君 議長より一般質問の許可をいただきましたので、次の質問をいたします。

農水省が公表しました耕作放棄地に関する全国市町村の意向調査によりますと、発生要因には高齢化、労働力不足20.1%、農産物の価格低迷13.1%、収益の上がる作物がない8.6%などの回答が多いと報告をされております。現在、西予市においても年々耕作放棄地は増加の傾向にあると思われ、その要因につきましては全国の意向調査と同じと思っておりますが、市の耕作放棄地面積等の実態はいかがか、お伺いいたします。

ちなみに2005年の農林業センサスによりますと、愛媛県では5,254ヘクタール、全国7位、西予市では346ヘクタール、全耕地面積に

占める割合は8.4%という報告がされております。

中山間地域等直接支払制度などを活用し、地域で懸命に放棄地抑制に取り組んでいるのは事実であります。耕作放棄地をもとの状態に復元する事業が実施をされておりますが、実施面積、戸数等の実績についてお伺いをいたします。

農水省では2010年度にバイオ燃料地域利用モデル実証事業の新規事業といたしまして、耕作放棄地活用型バイオディーゼル燃料事業を14年までの5カ年間実施することとされております。その栽培作物は、菜種やヒマワリなどに限るとされておりますが、さらに申請につきましては農業者や燃料製造者による地域協議会の設置が必要とであるとされており、取り組みにつきましてはハードルの高い要件があるとは考えられますが、耕作放棄地活用の一つの手段として取り組みは考えられないか、お伺いをいたします。

次に、農作業事故撲滅についてお伺いをいたします。

農作業による死亡者は、1971年以降全国で年400人のペースのままで減少をいたしておりません。この間、農業就業人口は7割も減少し、事故を起こす確率は大幅に高まっていると言えます。死亡事故件数を10万人当たりの各産業別労働人口と比較をしてみますと、全産業平均の労災死亡事故件数2.7件であるのに対しまして、農作業死亡事故は12.7件であり、他産業に比べ格段に多い状況となっております。この間、農作業の安全対策は置き去りにされてきたと言わざるを得ません。市内でも、農家の高齢化の中で80歳を過ぎてもなお現役の農家としてトラクター等の大型農業機械作業に従事しなければならないのが現実であります。さらに、女性が農作業の重要な担い手になっている事実も見逃せません。地方にとって農業は地域経済の柱の一つであり、不幸にして農家の経営主を失うということは個々の農家はもちろんであります。地域にも大きな損失であります。農業事故の市の実態をどのように把握されておられるか、また今後農作業安全を啓発する、例えば立看板設置、あるいは農協等関係機関と連携し農機具の安全講座実施等の対策は考えられないか、お伺いをいたします。

以上で一般質問とさせていただきます。

議長 別宮副市長。

別宮副市長 明智議員の耕作放棄地の実態と復元事業についてお答えをいたします。

ご指摘のとおり、耕作放棄地が年々増加しているのはご指摘のとおりでございます。平成20年度に西予市農業委員会が実施をいたしました田畑、果樹地の耕作放棄地の調査によりますと、西予市の耕作放棄地内のうち、人力、農業用機械で草刈り等を行うことにより、直ちに耕作が可能な農地が約103.1ヘクタール、また草刈り等で直ちに耕作することはできませんが、基盤整備を実施すれば耕作できる土地が約14.8ヘクタール、合計118ヘクタールとなっております。また、全体の1.9%が耕作放棄地となっているのが現状であります。

耕作放棄地を解消するために、耕作放棄地対策協議会を農業振興対策協議会総会において設置をされました。なお一層の推進が図られるものと期待をいたしておるところでございます。耕作放棄地を解消する市単独の事業はございませんが、国庫補助事業の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金により、荒れた農地を再生し営農展開する農家に対し補助金を交付して支援を行っているところでございます。平成21年度におきましては、法人形態1、個人形態1の2形態で取り組みがなされているところでございます。この解消面積が14.8ヘクタールで実施を21年度にいたしたところでございます。

次に、ご質問にございました耕作放棄地活用型バイオディーゼル燃料事業でありますけれども、この事業は主に食廃油、菜種等の植物油を化学処理して製造されるバイオディーゼル燃料を対象に原料の調達から燃料の供給まで、地域の関係者が一体となって取り組みを支援するとともに、耕作放棄地を有効活用した菜種等油糧作物の栽培試験について支援するという事業でございます。実施期間は平成22年度から26年度の5年間ということで実施をされるものでございます。

地域に適した品種選定及び栽培方法、バイオディーゼル燃料の品質検査、農業機械に適したバイオディーゼル燃料の製造技術及び品質確保等の調査及び実証をするための補助に対しまして、反当1万円が交付されるものであります。

実施手続といたしましては、まず地域協議会を

設置し、その構成員は農業団体等の原材料供給者、またバイオ燃料製造業者、バイオ燃料供給業者等、都道府県等が会員に含まれ、バイオ燃料製造業者が地域協議会の事務局を構成することが要件になっているわけでございます。また、バイオ燃料の製造量及び販売量の目標、品質の適合と耕作放棄地を利用した油糧作物の作付面積の目標等、農業機械でのバイオ燃料の使用量を定めた地域計画を策定することになっておるわけでありませう。最終年度には目標を達成するという厳しい要件をクリアしなければならないということもございませう。いずれにいたしましても、栽培試験、品質検査、調査及び実証に対する助成金交付事業でありますので、農家に対し広く進めていくのは現在の制度の中では大変難しいのではないかとこのように考えているわけでありませう。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 藤中産業建設部長。

藤中産業建設部長 明智議員2点目の質問、農作業事故撲滅についてお答えをいたします。

愛媛県農林水産部の調査で、農作業死亡事故件数は全国では毎年400件、愛媛県におきましては毎年10件程度発生しております。このうち、高齢者 65歳以上でございますが の占める割合は約7割となっております。西予市での農作業事故の発生件数は統計として把握できておりませんが、昨年秋、宇和町におきまして高齢者が農作業中に道下に転落し死亡する事故が発生したことを今記憶しておりますが、議員がご指摘のとおり農業従事者の平均年齢は年々上昇し、今や高齢者が中心と言っても過言ではない状況であります。現在、西予市では愛媛県から送付されるパンフレットを総合支所や公民館に配布するにとどまっておりますが、今後はトラクター、コンバイン等の大型機械を使用する作業については、若年層の農家または担い手農家に作業を委託するなど、高齢者が危険な作業に携わることなく営農ができるよう、作業受委託の推進に努めていきたいと思っております。また、単独ではなく家族とともに農作業に従事することや、トラクター及びモノレール等からの転落事故防止を呼びかける立看板の設置、防災無線での周知等で農作業安全の意識を高めるとともに、農作業事故に関する注意喚起を

促したいと思っております。

安全対策でございますが、これは業者の義務でございます。きちんと使えば安全で事故は起きないという今の視点を改めていただき、事故は発生するものという前提に立って農機具の開発に努めていただければ、こういう事故も少なくなってくるのではないかなと思っております。

以上で答弁にかえさせていただきます。

議長 4番明智祥勝君。

4番明智祥勝君 3点ばかり再質問させていただきます。

まず1点目は、今ほど回答いただいたわけですが、この先ほど申し上げました事業につきましては今年からの新規ということで、いろいろ聞いてみますと余り手を挙げられるところがないということのようですが、先ほど申し上げましたように若干ハードルが高いということからそういうことかもしれませんが、耕作放棄地をなくすという意味ではぜひ検討をしていただきたいと思うわけですね。特に、逆に言えばこの事業に取り組んでないということは、西予市が取り組めば他に対しての言えばPRといえますか、そういうことにもなる部分もあるわけですから、ぜひこの事業につきましては十分ご検討をいただきたいと思っております。

次に、今まで言いましたように非常に耕作放棄地がふえておるわけですが、その中で先ほどの副市長の回答の中にありましたように、それを復元する事業に取り組まれておるわけですが、それでもなおかつ耕作地に戻すことができないというような非常に回復困難な放棄地がふえておるという部分があるかと思うわけですね。そういった既に山林になっておる部分については、もうこれはそれを現実として受けとめて山林に用途変更ということが考えられないのか。県によってはこれを既にやっておるところがありますので、そういうことによって今からの、例えば温室ガス吸収源としての山林の意味が大きくあるわけですから、やはり山林の新たな雇用の場にもできるのではないかとこのように考えておるわけですが、そういった用途変更についてのお考えはないのか、お聞かせ願いたいと思っております。

もう一点は、事業に関連するわけですが、農業

農村整備事業というのがございますが、地元負担が他の市町村より高いのではないかというふうに思っております。例えば、里地、棚田保全整備事業につきましては、他町村によっては9%のところがありますが、当市は22.5%ではないかというふうに聞いております。もちろん財政上の問題がありますので、即他市町村との比較というのは論外かもしれませんが、できれば地元負担をできるだけ軽減をさせていただきたいというふうに考えております。

以上3点、再質問させていただきます。

議長 別宮副市長。

別宮副市長 最初に答弁をいたしました、まずバイオディーゼル燃料の関係につきましては、この事業につきましては先ほど申し上げましたように、非常に明智議員もハードルが高いのではないかとこのことを懸念しておるといふご意見もございました。全くそのとおりでございます、この制度の中ではちょっと難しいのではないかと、このように考えております。

それから、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業でありますけれども、この事業は先ほど申し上げましたように一法人、一個人の個体が実施をされておるわけでございますが、このそれぞれの多くの農家の皆さんで取り組んでいただきますように、農業振興協議会挙げてこの耕作放棄地解消に向けて努力をしていきたいと、このように考えているわけでございます。

以上です。

議長 藤中産業建設部長。

藤中産業建設部長 耕作放棄地の関係でございますが、農業委員会ですとまとめているのは緑、黄色、赤というような段階で分けられておまして、緑というのは草刈り等で即農地に変換できるというのが緑でございます、黄色というのは伐開、それから開墾をしなければ即農地としては再現できないというのが黄色でございます。それで、赤というのはもう既に山林になっておるといふことで復元不可能な土地ということで、今調査の中で位置づけられておるわけですが、この赤の部分につきましては今議員指摘があるとおります。

山林になっておりますので、地目変更するのが本当ではないかなと私は思っております。

それと、3点目の棚田保全ですか、農地保全の関係の地元負担が高いのではないかというふうな話もございます。農地・水等でいろいろ国の事業を支援を受けながら2分の1と、それから地元で4分の1、それでやっていただいておりますが、これにつきましては全市的なことでございますので、今後検討もさせていただきながら取り組みさせていただければありがたいと思っております。

議長 4番明智祥勝君。

4番明智祥勝君 1点だけ確認させてください。

先ほど副市長のほうから言われました、耕作放棄地再生利用緊急対策事業につきましては、私の聞くところによると今回の事業仕分けで平成22年度で終わりだといふふうに聞いておるんですが、そうなるとその2年目についても基金がなくなれば終わるといふふうに聞いておるんですが、ということなんで、できればこういった事業を取り組んで、私が言いたかったのは継続的に耕作放棄地対策に取り組んでいただきたいということで申し上げたんです。確認の意味でちょっと今の点だけ。

議長 別宮副市長。

別宮副市長 ご案内のように、事業仕分けの中で今明智議員が申されたようなことに現在なっておりますのでございます。先般、農政局の幹部の方がお見えになった折に、ぜひこういう耕作放棄地に対しての国の制度を復活してほしいということをお願いはしておりますけれども、事業が実施をできると、採択なされるということになりましたら、ぜひ拡大に向けて努力をしていきたいと思っております。

以上です。

議長 次に、19番山本昭義君。

19番山本昭義君 7番目にもなりますと、また昼食でもあり、腹の皮が突っ張り、上まぶたを

どうしても引っ張り下げるので眠くなると思いますが、もう少しの間ご辛抱いただきたいと思っております。

ただいま議長の許可をいただきましたので、次の2点に対し、理事者の所見をお伺いいたします。

第1点は、西予市生き生き集落づくり事業について、今後の取り組みについてお伺いをしたいと思います。

市長は平成20年6月の定例会において、西予市周辺地域においては過疎、高齢化が急速に進行し、集落の自治、またさまざまな共同行事などができなくなり、おのずと独居老人やその予備軍のみの集落となり、近い将来集落自治体が立ち行かなくなり、やがては消滅に向かうのではないかと大変危惧され、このような限界集落を再生するために生き生き集落の再生元年と位置づけ、西予市独自の政策事業として西予市生き生き集落づくり事業を立ち上げられました。

主な政策といたしまして、モデル地域の指定、市民検討委員会の立ち上げ、集落支援員の派遣などを行い、限界集落再生に取り組むと申され、私も大変心強く思っております。

市長は言葉どおり、野村町においては惣川、城川においては窪野、明浜町においては高山の3カ所をモデル集落として指定され、それぞれ補助事業で西予市生き生き集落づくり事業として検討委員会を立ち上げられました。

一方、愛媛県においても限界集落の会の発起人であり、会長でもある三好市長の働きがけにより、元気な集落づくりモデル事業を推進されました。モデル地区は魚島地区、久万高原町、そして西予市の惣川地区の3カ所です。県、西予市両モデル指定を受けた惣川地区では、昨年8月より県、西予市合同による第1回目の集落再生への取り組みの会が始まり、集落内の話し合いがスタートをいたしました。この間、月一回の割りで計8回の検討委員会を重ねておられます。私は、検討委員ではありませんが、21年度最後の市民検討委員会にオブザーバーとして参加をさせていただきました。参加した私なりの思い、また感じたことを述べ、今後の西予市の取り組みについてお伺いをしたいと思います。

まず第1に、検討委員会で8回の会を重ね、さまざまな意見交換を行い取りまとめをされてお

れます。会において地区割りをを行い、それぞれの地域、地区また会全体においてさまざまな意見のうち、1地区においてはコンニャクづくりの取り組みで動いているものの、他の3地区においては何ができるのか、何をつくるのか、地域全体でまた各地区個別で行うのか取りまとめができていなく、回数の割に会の進行が遅いように思うとともに、取りまとめに8回も必要なのかとすら思えるのです。

一方、地区内の大部分の住民は、検討委員会の立ち上げや、また各地区代表の検討委員がだれなのかも知らない、ましてや検討委員会の内容など、大部分の方は知らないだろうと思っております。

一方、地域の現状について、惣川地区は66%の高齢化率であり、過疎化の進行が早く、最近15名ほどの若者がUターンされておりますが、若者においても地域活性化の思いは強くありながらも、生活や仕事に追われ地域事業への参加は限られております。地域の行事、また労働力はおのずと高齢者に頼らなくてはならないのが現実であります。

高齢化の進んでいる過疎地域においては、子供がいない、後継者がいない、将来像が描けない、おのずと近い将来の自分の生活、人生に目を向けていくしかない。これが高齢化社会の現実であります。このような高齢者の目と心を地域活性化、また将来の後継者のためにと心を動かし方向づけしていくのもこの会の役目ではないでしょうか。

会に参加いたしまして、県、市、NPO法人、コーディネーター、また地域代表検討委員などで会を構成されて進められておられますが、どこが中心として動くのか、大変わかりづらく感じました。といいますのも、8回の会を進められましたが、地区代表の検討委員の方々の心の燃え方が余り感じられなく、会の成果は県主催の元気な集落モデル事業成果発表会に向けてコーディネーターの方が一番燃えていたような思いで参加をしておりました。

私は、地区住民が失敗を恐れず行動することで住民が熱くなり、地域が元気になり、活気づくことが最も重要であると思っておりますので、少し残念に思いました。一方担当職員、また地域出身の職員も参加され、それぞれの立場で意見を言い

ながら、指導をしながら頑張っている姿を見、また一方では救われた思いもありました。

そこで、次の質問を行います。

今後、生き活き集落づくり事業実施においての検討委員会、地域検討委員の活動方針、活動状況などを地区に周知徹底すべきではないか。地区の過疎化の進行の早い現実を思うと、目標を立てて素早い行動が必要ではないのか。

市の基本方針は実によい基本方針ですが、補助交付金要綱は余りにも細かい制約で縛りがあり使いづらい。そこで、地域で自由に使える予算を組んでいただき、地域が知恵と汗を出し、自覚を促し、活性化できるひもつきのない予算を組むべきではないか。

市の計画要綱の中で10年間の構想、5年間の実施計画の集落づくり計画をうたわれておりますが、5年ないし10年先には消滅する地域もあるのではと思うと、もっとスピーディーに事業を進めるべきではないか、お伺いをいたします。

また一方、今年度より支援委員増井桃子さんを派遣され、地域内を回り、地区住民とよく話し合い、さまざまな事業、また会合に積極的に参加をされ、情報収集されておられます。支援員の方が目、口、耳からも感じ取った地域のよさ、住民の思いなどをビデオまた文章で残すと聞き、今後の取り組みに生かすことができるのではないかと大変楽しみにしておりますとともに、支援員派遣制度に感謝をいたしております。

第2点は、西予市の口蹄疫侵入防止対策についてお伺いをいたします。

この質問につきましては、本定例会の冒頭の市長のあいさつでほとんどの答弁をされておりますようですし、またけさのテレビの放映で見ましたら、宮崎県においては口蹄疫を防疫するのはなかなか難しいのではないかと、また他県に広がるのもこれを防ぐのは難しいのではないかと、このように放映をされておりました。申しておりますようにこのような関係で、それだけ市長については重要視されているなあと感じ、通告しておりますので、あえて質問をいたします。

3月12日に宮崎県の家畜の所有者からの依頼により、民間開業医が当該肥育牛を診察したところ1頭の肥育牛に発熱、食欲不振、発せきなどの症状を確認、その後当該獣医師は風邪の症状を踏まえ通常の診察を実施してきたが、他の同居牛に

も食欲不振、鼻孔内びらんなどの症状が伝播していったことから、口蹄疫ウイルス検査の結果陽性の反応により口蹄疫と発表されました。この10日間の判断、防疫のおくれにより甚大な被害に至りとなりました。その後の事情、経過は申すまでもなく、報道機関においてトップニュース扱いされ、依然猛威を振るっております。いまだ終結の様子が見えない現状であります。6月3日現在、感染拡大防止のため殺処分する牛、豚などの約17万頭、ワクチン接種後処分する11万頭を含め、約28万頭が損失補てん対象であり、国の補てん額は6月15日現在補正額600から700億円必要で、今後も必要な額がふえるのではないかと報道されておられます。

現在、愛媛県内で発生の確認はありませんが、肥育頭数約24万頭のうち、西予市においては約5万7,000頭余りが肥育されております。もし西予市で口蹄疫ウイルスが発生すれば感染拡大は避けられず、恐らく全滅し被害は100億円前後になり、畜産家には壊滅的な被害を受けるのではないかと思います。被害額もさることながら家族同然に育てた家畜を殺処分しなくてはならない、そのような思いをするたびに精神的に追い詰められ、酪農家の皆さんは夜も寝られないほど心配されておられるのではないかと感じます。酪農家ではなくとも私たちも大変心配をいたしております。酪農家の皆さんが心配事で終わるように、またこのような事態が起こらないためにも水際防疫対策を最重要視、あらゆる事態を想定し、防止対策を行うべきであり、そこで西予市としてはどのような防止対策を行っているのか、また私たち一般市民においてもどのような防止対策ができるのか、また周知徹底されているのかお伺いをし、一般質問を終わります。

議長 宇都宮総務企画部長。

宇都宮総務企画部長 山本議員からの一般質問のまず1点目、生き活き集落づくり事業についてお答えいたしたいと思います。

惣川地区は西予市生き活き集落づくり事業とあわせて愛媛県事業の元気な集落づくりモデル事業に指定されていますので、毎回コーディネーターを県から派遣いただくとともに、愛媛県の職員の方も参加していただいて、大変有意義な会議が行

われているとされているところでございます。

ご指摘の活動状況の周知不足につきましては、この事業が2年間かけて10年後の惣川地区を想定した地域づくり計画を策定するという性格上、昨年度は各文化の代表者による推進委員会で、ワークショップによる困り事や、やりたいことの拾い出しが中心でございました。そのため、具体策をまとめた計画ができ上がっていなかったため、広報活動が不足して地域住民に進みぐあいが伝わらなかったのではないかと考えております。

今年度は、昨年度の話し合いの結果をもとに、惣川地区が目指す未来像と実施計画がまとめられますので、地域住民への周知も進み、住民総意による取り組みがなされるものと期待しているところでございます。

次に、本事業の補助金でございますが、計画策定事業費及び集落支援活動事業費など、ほかの補助事業と比較して非常に制約の少ない交付要件であると考えております。住民、地域、行政が協働で取り組む事業であれば、その用途を余り制限せず地域が主体となって事業が実施できる補助制度といたしております。

次に、スピーディーな事業の推進でございますが、本事業の担い手は残念ながら比較的高齢者の方が中心になりますので、できるものから始めるということを基本にいたしております。惣川出身者を中心とする市職員もこの事業に参加しておりますので、一つでも早く事業化できるよう努力はしてまいりたいと考えております。

また、惣川地区におきましては、昨年に続き愛媛県の支援事業であります、元気な集落づくりモデル事業補助金が交付されておりますので、具体的な事業推進が図れる環境が整っております。活性化に向けた事業展開が今年度から始まることを期待しているところでございます。

どうか議員各位におかれましてもご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 藤中産業建設部長。

藤中産業建設部長 山本議員2点目の質問についてお答えいたします。

議員ご承知のとおり、口蹄疫ははまだ感染が拡大して宮崎県では大変な状態になっております。

国及び県を挙げて口蹄疫の終息に向けて努力をされているところですが、いまだ鎮静化はしておりませんし、まだ見通しも立っていないのが現状ではないかなと考えております。

西予市は、愛媛県一の酪農、畜産地帯ですから、今の段階では侵入しないことを祈るのみであります。最初にご質問のありました具体的な口蹄疫侵入防止対策についてであります。具体的な対策につきましては法律上は知事権限であり、市町村に権限はございません。県が実施した内容の連絡を受ける立場であります。ただ何もせずに手をこまねいているわけにもいきません。県や農協と協議を重ねながらともに防除を進めております。

経過を申し上げますと、5月の上旬に東宇和農協が消毒液を配布し、5月18日からは県が消毒のための消石灰を配布し、西予市にとりましても6月4日から消毒剤の配布を行っております。現在のところ、水際で防御するしかないと考えており、これがうまくいき侵入を防止できればと考えております。また、6月4日にJ Aひがしうわを事務局とした口蹄疫侵入防止対策本部が設置され、侵入防止のための取り組みを実施いただいております。もし、万が一西予市市内に発生した場合においては、5月20日に西予市市役所各部署に口蹄疫発生時における市の役割、対応策について協力依頼を行い、発生時には副市長を本部長とする現地対策本部を設置し、県対策本部の後方支援活動を行うこととしております。

続きまして、ご質問のありました市民への周知であります。口蹄疫の問題につきましては愛媛県及び南予家畜保健衛生所と連携し、情報の提供を行っております。今のところ、広報6月号紙面において宮崎県で発生した口蹄疫の情報について広報しております。また、今月配布する予定の広報7月号にあわせて市民へのお願いということで、西予市の畜産の現状、口蹄疫の説明、口蹄疫が発生した場合の対応、消毒等の協力依頼について紹介したチラシを同封するようになっております。また、市職員への本人並びに家族に九州への渡航の自粛を依頼しておるところでございます。今後も関係機関と連携しながら必要な情報は提供したいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 19番山本昭義君。

19番山本昭義君 ただいま答弁の中で、職員の方はそんなに要綱で縛っていないという、私は職員の見る目はそうかもしれませんが、やはり私たち地域の者から見たらそうではないと思っております。要綱を見させていただきまして、いろいろこうしたら出しますよ、こういう申請が必要ですよ、それが皆伴っております。私は、特に今回のそれはそうではないと言われましたが、それはほとんど今までと同様だと思っておりますし、やはり地域を活性化に本当にさそうという気があるんじゃないかと、地域にもっと自由に使える金、昔竹下登首相のときに各自治体に1億円交付されました。そのときに野村町においても1億円が来まして、また惣川地区にも800万円ほどの交付金がありました。その交付金を使うために惣川地区では毎晩のように私たち会合をいたし、何がいいかな、羅漢穴を開発する、また舟戸川をきれいにする、また地域でユンボや何か買って開発するのはどうじゃるか、そういうふうないろんな知恵を出し合いました。私はそうするのが一番地域活性化するのにいいんじゃないかなと、そのように思っております。

ましてや、今惣川地区は高齢化をしております。高齢化の人は、私たちが思ったほど気が長くありません。といたしますのも、これ山本君してくれやと言われまして、それから四、五日して、一度でいいからなしてくれやと言われます。初めに言われたときは、その次四、五日ぐらいしておいたら、あれ山本君どうなりましたかと言われます。本当にお年寄りの方は、こんな言い方したら悪いかもかもしれませんが、いろいろ考えた場合にやはり気が短いんじゃないかなと、私は思っております。そういうなことで、そのような人を動かすのには、地域にもっと自由な金を与えて、目先で収益の出るようなこともひとつ考えるべきではないかな、そしたらおのずとお年寄りの人たちもいろんな形で参加できるし、地域の活性化に努めるんじゃないかなと、そのように思っております。

それから、第2の口蹄疫に対してですが、これは昨日の朝のテレビで、ちょうど7時半過ぎにやっております私も見かけたんですが、ちょうど見る時間が本庁に来ていけませんのでなかつ

て、少し見ました。そのときに世界の防止対策、それから取り組みについて放映をしております。そのときに、もうそれから帰らしてインターネットで調べましたら、やはり今回の宮崎県の方に一番よく似ているのがイギリスと、それから台湾で行ったときの取り組みや防止対策であろうと思っております。

これ抜粋しておりますのでちょっと読ませていただきますが、イギリスでは2001年、9年前に大変猛威を振るいましてそのときに600万頭を超える牛、豚を殺処分しております。そのときの被害が約1兆円だと言われております。その中で、そのことを踏まえて今後の対策に對しましていろいろ考えた結果、また8年後に口蹄疫が発生いたしました。その対策として前回のいろいろな対策のおくれを踏まえて即地区からの牛の搬出禁止、それから出入りを禁止、そして殺処分を即刻行くと、その結果一番初めのときには7カ月かかって撲滅したのが、そのときは1カ月で済んだと、ここに書かれております。また、次の台湾の例は同じくこれは13年前ですが、このときには豚が約380万頭、それからその他の家畜を含んで500万頭、約5,000億円余りの損失が行われております。そのときの対策として台湾においては、ワクチン接種を基本的に全頭にしております。ただ、そのときに700頭だけワクチン接種をしなくて、それから8年後にその700頭の豚について、また口蹄疫が出ました。それを、また殺処分をしてそれから後全頭に対してすべてはワクチン接種をしております。そして、現在まだ出てないそうです。

私はこのことは本当に、特に台湾のワクチン接種については学ぶ点があるんじゃないかなと、そう思っております。西予市は今後そのことに対して取り組む意思があるのか、ワクチン接種に対して。また、このような予算に対して国にいろいろな形で働きかけてもらって、今後いろいろな形でそのようなことができるような体制をつくっていただくのも一つの防疫としては必要ではないかなと思っております。また市長の考えを聞きたいと思っております。お願いします。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、第1点目の自由な交付金

の問題ですけれども、まず今惣川地区にやっていたいただいております生き生き集落づくりの検討が2年目に入っておりますが、県の事業も一緒にあわせてやっております。この目標は、10年計画をまずつくっていかうということでありまして、それからいろいろなことが見えてくると思うんです。その見えてきたものについて、私どもはその対応をどうやっていくか、そしてお金がどれくらい要るのかということを検討していきたい。だから、今の段階ではまだその段階だと把握をしておるわけでありまして。

山本議員がお話しされた交付金制度については、国の流れも補助金から交付金という流れになっておりますから、市のほうもそういうことを踏まえながらこういう問題についても今後対応できるだけの能力を磨いておく必要があると思っております。

次に、口蹄疫の関係でございますけれども、このウイルス等に対する対応は家畜伝染予防法の法律に基づいております。これにつきましては、先ほど部長の答弁もありましたように、知事権限でありまして、市長、町長の権限は実質はない。いわゆる連絡、こういうことが発生したよという連絡があるだけの法的な体系が根本であります。しかしながら、私どもは現実の来る前にある程度防疫も市長の立場として、あるいはそれぞれの酪農や畜産農家の立場としてやっていく必要があるのです、今のような予防措置を、対応をしておるところであります。そういう段階でありまして、例えば今ほど言われますように、ワクチン接種等々へに対することについては、残念ながら市には権限もない、あるいはそれに対する例えば組織、県で言いますと家畜保健所等々の組織形態が残念ながら市には持っていない、専門家がいないというところがございます、そういうことを考えますと、この法に基づいてこういうことについては本当に必要なのなら知事のほうにも私どもが要望活動をするかどうかにかかってくると思っておりますが、現在のところちょっと専門知識は私どもの市には持ち合わせていないという段階でございます、無理な対応を言うのはちょっと無理かなと思っております。知事部局のほうで、知事のほうもこの辺については専門家集団を抱えておりますので、十分理解をされると思っておりますし、またイギリスの例なんかを見ますと、今の日本のあ

れは家畜伝染病法という体系の中で地方の権限であります、イギリスなどは国家の危機ということで、危機管理を国にやられておる法体系になっておるみたいでございます。恐らく今後はその辺のところも国の中でご検討されるのではなからうかなとは私は思っております。

以上です。

議長 19番山本昭義君。

19番山本昭義君 再質問をさせていただきます。

市長の今の答弁に反論するようですが、10年向こうにと言われました。私は10年向こうには惣川地区は大分集落が消滅するところがあると思っております。そんな悠長なことを言っておられるのは、市長、本当に惣川地区の現状を知らないのではないかなと。

今言いましたよあなたは、市長は。

(三好市長「10年の計画を」と呼ぶ)

それでは間に合わんと思えます、私は。即行うぐらいな行動力を示してもらわんと、10年向こうってはっきりできるとそれも限らんと、約束はないと思えます。それやったら、少しでも限界集落の消滅するところないようにする思うんじやったら、やはりもっと動くべきではないかな。これは惣川地区の切なる思いだと思っております。

それから、今の口蹄疫につきましても、いや県がどうですよ、県の権限ですよと言われました。ほな市長は何をするんですか、はっきり言うて地域が困るとときに。私はもっと行動すべきだと。いけなんたら知事を動かす、それぐらいな気でやってもらいたいと思ってる。逃げてもらっては困ると思う、はっきり言って。もう一遍お願いします。

議長 三好市長。

三好市長 まず最初の、限界集落対策の西予市生き生き集落対策は、市単独事業で一つのほうはやっている、もう一つは県もご支援をいただいておりますということでありまして、まずは地元の方々の中でこういう検討会を今ソフト事業として立ち上げておるわけです。その中から計画をつくらせて、それを来年からどうしていくかという順序

立てをするわけです。だから、モデル地区をまず私どもは選定をして、モデル地区としてどういう計画をつくれるかということをやっているんです。その計画に基づいて進めていくんです。10年後にやるんじゃないんです。10年間の計画をつくって、どれだけのメニューが必要なのかということをやってみている。その中から、それ以外のところについても対応力を私どもはやっていきたいということでモデルを選定したんです。だから、逃げとるわけではありませんし、10年後を目指しとるわけではないということだけはご理解ください。

それから、口蹄疫の関係は先ほども言いますように、こまねいとるわけではありません。一生懸命各農家に予防措置を県、あるいはJAと一緒に今やっていると先ほどから申し上げましたとおりでありまして、いわゆる私が言ったのは、市長の権限を越えたものについては残念ながら今の法制度の中ではできないと、それから専門集団が市の中にいないということの現状を言ったものであります。だから、知事に対しては現状のことについて知事もこのことはおわかりになっておるのではなからうかなということを申し上げたところであります。

以上です。

議長 以上で一般質問を終結といたします。

(日程2)

議長 次に、日程第2、議案第64号「西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」から議案第68号「西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」までの5件を一括議題といたします。

これより本案5件に対する一括質疑を行います。

質疑は大綱の質疑のみをお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程3)

議長 次に、日程第3、議案第69号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程4)

議長 次に、日程第4、議案第70号「平成22年度西予市一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番小野正昭君。

6番小野正昭君 それでは、41ページ、10款教育費、1項教育総務費、7目賃金、臨時雇用賃金132万9,000円についてお伺いしますが、これはどういう趣旨の予算ですか、まずお伺いをいたします。

議長 兵頭教育部長。

兵頭教育部長 今ほど質問のありました教育費、2目の事務局費の中の7節の賃金132万9,000円の質問でございますが、これにつきましては学校教育課の主査が産休に8月から入る予定でございます。それに伴う22条臨時職員の募集に係る賃金でございます。

議長 18番兵頭勇君。

18番兵頭勇君 初歩的な問題ではありますが、2点ばかりお尋ねをいたしたいと思えます。

初めに、35ページの目5であります。わんぱくランド管理事業の46万円についてお尋ねをいたします。

これは、野村にありますわんぱくランドの駐車場を所有者に返還するための原状復旧にする経費となっております。この個人に返す駐車場の分は、いわゆる全体の何割程度になるのか、その割合等。わんぱくランドも開園しましてかなり年数がたちました。当時はにぎわってあったかと思いますが、今のところはちょうど私地元でありますのでわかるんですが、1日に一人もないような状況のところが多いと思えます。そのような状況の中で、開園当時と現在とでは入園者がどのような移り変わりがしておるのか、そのあたりの調査結果をお願いをいたしたいというふうに思います。

さらにもう一点、31ページですが、農業費の中で目5の農地費1,210万6,000円ですが、これは耕作放棄となるおそれのある農

地の維持保全のために必要な施設整備に関する経費の計上のようにあります。内容を見ますと、農業用の用排水施設が4カ所、さらに区画整理が1カ所、さらに農業用集落道の修理が2カ所となっております。これは、どこの地域で地名はどこなのか、構わなければ教えていただきたいというふうに思います。

以上です。

議長 藤中産業建設部長。

藤中産業建設部長 第1点目のわんぱくランドの管理事業でございます。今議員がご指摘のとおり、今回わんぱくランドを閉園するに当たりまして、わんぱくランドの入り口にあります駐車場を地元の借地でしたので、それを返還するという事で復旧するという事でございます。この面積については全体の何%かということは、ちょっと今の手元にはございませんので後ほど説明させていただきますと思います。

それと、2点目の耕作放棄地発生防止緊急整備事業でございますが、この事業は昨年農地有効利用支援整備事業というのがございました、交付金事業で。それで、手を挙げておりました事業でございますが、事業仕分けによりましてその事業がなくなりました。それによりまして、保留となっておりますが、今回平成22年度限定で愛媛県の補助で実施することになりました。箇所につきましては、宇和町小原に1件排水路と石積み工事、それから野村の岡成地区に暗渠排水、岡成上に舗装200メートル、それから城川成に排水路と石積み工事、男河内に石積み工事、棟遊子に区画整理0.4ヘクタール、あと三瓶の安土、練り石積み排水路工事でございます。

以上、7件でございます。

議長 18番兵頭勇君。

18番兵頭勇君 関連になるわけですが、最初に質問をしましたわんぱくランドの開園から現在に至る入園者の状況は、今すぐとは言いませんが後ほど教えていただきたいと思います。

議長 藤中部長。

藤中産業建設部長 後ほど提出させていただきます。

議長 7番松山清君。

7番松山清君 2点お伺いしたいんですけども、1点は29ページの労働費ですが、3目の緊急雇用創出事業費の中の観光達人育成事業というのがありまして、県のほうから来た事業だというようなご説明でしたが、これをもう少し詳しくご説明願いたいということ。

それと、もう一点は35ページの7款商工費で6目産業創出事業費のグリーン・ブルーツーリズム支援事業100万円、これは一部補助だということですが、初期投資の補助だということですが、これもどういった事業に、どういった形のことをやるので、どういう意味の補助をするのかということをお伺いしたいんですけども、どちらも観光といいますか、そういういろんなグリーンツーリズムみたいな、人が西予市に来るといったようなことに関する費用だと思うので、非常に重要というか期待するわけですけども、観光に関して今いろいろと重伝建もありますし、古代ロマンの里構想で笠置古墳も整備されましたし、いろんな一步一步前進しているんじゃないかと思うんですが、観光に対する考え方についてもお伺いしたいんですけども、一つ一つのものはすごくいろいろな、例えばかっぱ祭りだったりれんげ祭りであったり、ダムまつりであったり、いろんなことをずっとやっておられまして、それぞれ努力されてにぎわっているというのはわかりますが、今後西予市がもう一歩先に出るためには物語づくりと申しますが、そういった、どうやってもう一つ外の枠に情報発信していくかといったようなことが重要じゃないかと思えます。一つ一つのことが単独であるよりも、もっと連携して、例えば笠置古墳と何か歴史みたいなことが連携して米博のところ辺りにそういった物語の基地ができるとか、そういったことが私非常に大事じゃないかなあと。ちょうど昨年その重伝建が選定されてのはいい機会じゃないかなと思うんですが、そういった将来に対する方針とか目標があれば、それもあわせてお尋ねしたいと思います。お願いします。

議長 藤中産業建設部長。

藤中産業建設部長 第1点目の観光達人育成事業でございますが、この事業は求職者を短期雇用し、雇用期間中に研修、講習を行って、観光ガイド養成を行うというような事業でございます。

目的でございますけれども、西予市は旧5町で合併しておりまして、地理的にも大変交通不便なところでございます。西予市の中で観光地といえれば今の中町あたりが一番の観光地じゃないかなと思っておりますし、以前観光ガイドとしてその中町のガイドを1名雇用した経緯もございます。がしかし、この旧5町、宇和も含めまして5町の観光内容につきましては、全く職員もなかなか把握ができていない状況でございます。最近県外、県内、市外から来られる方がその場所へ行きたいと言われてもなかなかそこへ案内することができないというふうな状況も多々ございました。そういう中で今回そういうガイドさんを養成して、この西予市の観光施設を、野村であれば野村のことだったらすべてわかりますよと、明浜であれば明浜のことはすべてわかりますよという、そういう地域割り研修養成をしていただきまして、その中でガイドとして育てていただきたいということでございます。

期間的には8カ月でございますので、雇用者数は5名ですし、それをする指導者は1名で、週1回の36回の講習ということでございます。最終的には観光ガイドとして一人前になるのはなかなか難しいかなと思っておりますけれども、そういう中で今の観光、西予市の観光をすべてを網羅した観光ガイドが必要ではないかなということで、今回地域雇用の中に取り入れさせていただきながら提案したことでございます。最終的には、できれば観光ボランティアの会とか、これは仮称ですけども、そういう会ができて人材バンクができれば、西予市のこれからの発展のためにも役立つのではないかなと思っております。

もう一点のグリーンツーリズムでございますが、この事業は西予市の地域特性を生かしたグリーンツーリズムの振興を図るということでございまして、新規創業計画に携わる個人の方、グループの方の初期投資の一部を補助するというところでございまして、金額的には限度額100万円でございます。この事業につきましては、産業創出のほうで地域内型産業創出事業、それから農林水産物加工品開発事業、また市産品販売促進支援事業

を実施しておりまして、住民の内発型についてはこれで創出を行ってきたところでありますけれども、今まで人的交流の促進を図るという意味での支援はなかったものですから、その人的交流の促進を図るグリーンツーリズム事業への支援を今回提案させていただいたということでございます。

以上でよろしいでしょうか。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、松山議員の観光に対する考え方の面について、私の考えを言わせていただきます。

市のほうも、今から観光と物産等を真剣に考えないといけないということで、商工観光課の中に新しく職員を採用して観光物産ネットワークをつくっておるところでありまして、今そこに3名の職員を採用しております。ここを起点として、新しく体制づくりを今やっているところでございますが、一番のあれはイベント型の観光から脱却する。イベントも大事なんですけど、それは1日単発的でありますから、それは西予市がこういうことをやっておることが非常に大事でありますけれども、それだけでは本当の観光とは言えないわけありますから、そういうことの中で滞在型の観光をどう考えていくかということテーマにしております。今回のその大きなテーマは健康ということの中で西予市は売り出す方向をやっていったらいいのではないかとということで、今案をつくりながらその案に基づいてできた案から進めていこうかなということを考えておるところでございます。

また、お互い同土一市だけでやっても、なかなか来られる人の立場からといっても、それはつまらんわけありますから、そのネットワークをつくる必要があるということで、今南予の4市と高知の西南の3市で西南サミットをやっておるところでございますが、先般の西南サミットにおいては、今度は私どものほうがその担当市になりましたので、その段階で市だけではなしに、南予と四国西南の町も入れて、市と町を入れて新たな何らかのネットワークをつくる必要が現在出たのではないかなと、このようなことを検討課題にしていきたいなと思っております。

また、高速道路の無料化については先ほどから

も話をさせていただきましたが、まず南予のスタンプラリーをやることによってより多くの方がその期間に来ていただいて、南予のよさ、西予市のよさをわかっていただくことによって次につなげると。その大きなポイント、ポイントの観光地が割かし西予市にも多いわけでありまして、それをつなげるための先ほどのような物産観光ネットワークを十分に生かしながら事業を進めていく、そしてその後につなげていきたいと思っております。

以上です。

議長 ほかにありませんか。

11番嶋川武文君。

11番嶋川武文君 14ページの電算機管理費の関連いたしまして、質問いたしたいと思っておりますが、ご案内のとおり最近日経新聞等々読みますと、クラウドコンピューティングというのが頻繁に出てきますが、これはいわゆるIT不況の2000年のころからアメリカで発達した技術でございまして、最近日本にも上陸しております。一説によりますと、民間企業では2割近く利用しているという報道もなされておりますが、ただしこれは分母がどの辺まで入るかちょっとわかりかねますので、私もちょっと疑問には思うんですが、この西予市に例えますといかがでしょうか。実際今使っているのが1つ、2つあるように聞き及んでおりますが、具体的にわかればお知らせ願いたいことと、将来的にこれらの電算機関係は我々議員も非常にわかりにくい分野でございまして、毎年何億円というようなことを使っておりますが、このクラウドコンピューティングにいたしますと、今までですとソフトを買って、それをパソコンにインストールしてそして使うというのを、インターネットの回線等などで読み込んで、その使用料を使った分だけ料金を支払うという画期的な技術でございまして、これをやれば恐らく新聞等によりますと5割から7割節約できると聞いております。西予市がどの辺のソフト関係の料金がかかっているか、私はまだ積算しておりませんが、恐らく何百万円、何千万円の節約になると確信するものでございます。今の段階でわかっているところで結構でございますので、総務部長に質問いたしたいと思っております。

議長 宇都宮総務企画部長。

宇都宮総務企画部長 ご質問のクラウドコンピューティング、呼称については直接承知しておりませんが、私ども市の施設で考えますとASPシステムが該当するんじゃないかなと思います。アプリケーションサービスプロバイダーと訳すようです。ですから、ソフトを開発した事業者のサーバーに市のインターネットから接続させていただいて、市が新たなソフトを開発しなくても有効なサービスを供給できる。具体的に今現在市が使用しておりますASPシステムは、事務事業評価システムが該当いたします。年間152万円程度の負担で済んでおります。これをシステム自体を開発し、サーバーを市に置き、しかも保守管理をすると数千万円要るだろうと、こういうところに大きな経費の削減効果があるということでございます。

さらに、具体的なほかのシステムの利活用状況ですが、法令システム、判例システム、さらには市の条例システム、市のほうで一々システム上、ソフト上の修正はいたしておりません。事業者のほうにお願いして、そこで全国の判例や実例とともに整備されたものを使用させていただいている。これも年間で使用料としては100万円程度で済んでおる。これを一々判例を集めてというような作業をしますとシステム以外に人件費もかかるということで、非常に有効な手段であろうということで利用を進めております。

今回の補正の要求におきましては、税務のeLTAシステムが該当いたします。市のほうで税務の基本ソフトをつくってということになると、これまた小さい自治体では対応不可能でございまして。全国的にサービスを提供できる大きなそういうASP業者がおりまして、そのシステム、サーバーに連結させていただくというシステムであります。今後、当然市単独でということは、小さなものはいいんですけど、こういう大きな事業については経費削減の意味、それから職員の人件費の問題も含めて積極的な活用を図るべきじゃないかなと考えております。

答弁になりませんが、以上で説明といたします。

議長 17番酒井宇之吉君。

17番酒井宇之吉君 私、常任委員会で聞けばいいんですけども、これはちょっと腑に落ちませんのでこの本会議で聞かせていただきますが、26ページ、下宇和診療所維持管理費6万9,000円、下宇和診療所っていうのは私初めて聞いたんですけれども、ご説明願います。

議長 上甲生活福祉部長。

上甲生活福祉部長 この下宇和診療所でございますが、旧町時代からこの明間に診療所がございました。平成11年に閉鎖をしたと聞いておりますが、今のところ維持管理ということでございます。今回6万9,000円補正を上げさせていただいておりますけれども、これは医師住宅もございまして、この医師住宅は個人の方に貸しております。今回の補正の6万9,000円の内容といたしましては、CATVの引き込み工事費、そして加入負担金の金額でございます。これは、市営住宅と同じ考えで個人には貸しておりますけれども、そういうことで負担をしていただく分の経費ということでございます。

以上です。

議長 17番酒井宇之吉君。

17番酒井宇之吉君 これは、保健衛生総務費の中にもう入れるべきじゃないかと思うんですが、これは後の検討にしておいていただきたいと思えます。

終わります。

議長 11番嶋川武文君。

11番嶋川武文君 私は、今回産業建設委員会の所属でございますので、その他の委員会の関連の質問を少しさせていただきます。

と申しますのは、先ほど小野議員から質問がございましたが、CATVの関係で私の認識不足かもしれませんが、一般論で言えばまず三瓶以外は整備して、次は三瓶は既に八西CATVに入っているわけですから、ある時期が来れば当然行政区域である西予市に自然と一緒になるなと思うわけですね。どうもきょうの会議の議論を聞いておりますと、どうもクライアントといいましょうか、

個人の判断で八西にとどまるのか、あるいは西予ケーブルにいくのか、どうも自由なような気がするんですが、それはそのとおりなんでしょうか、いかがでしょうか。

それと、やはり今三瓶町におきましては加入率がおよそ80%弱と聞いておりますが、非常に高い加入率でございまして、これを西予市がとる、とらないで物すごく経営に大きく作用するんじゃないかと推察いたしますが、恐らく三瓶が入った分だけそのCATVの経営の黒字化が実現できるんじゃないかと思うんでありますが、その辺もあわせて、我々も共通の情報が欲しいわけでございますので、わかる範囲で結構ですでお知らせ願いたいことと、それともし私が質問することが、こういうのはもし本当であれば、なぜそうなったのか。恐らく私の推測するのが本来の姿じゃないかと思うんですが、なぜそういうふうに八西行くのが自由、西予行くのが自由と、もしなっただとしておるとすれば、その辺の経緯もしわかればお知らせ願いたいと思います。

議長 宇都宮総務企画部長。

宇都宮総務企画部長 ただいまの質問、直接予算とは関係ない質問ということで理解しておるんですけれども、八西ケーブルですけど、今八西ケーブルさんが明らかにしておりますのは、平成27年3月まで継続します。同軸で継続いたします。したがって、西予ケーブルが敷設されても三瓶地区の市民の方は選択の余地が出てきたということでご指摘のとおりでございます。その後の経営をどうするかという話は、その時点での加入者等の動向を見て八西さんが判断せるんじゃないかと思っております。

もう一つ、どうしてそうなったかということが一つあったかと思うんですが、放送法の関係で事業者のほうが一方向的に配信を打ち切るとは禁止されておるようでございます。したがって、先ほど申しました市民の方が選択をされて、八西に加入するよという意思表示をされている方がる以上は撤収できないという問題があるようでございます。ということで、当面27年度までは継続しますよというのが八西さんの考え方ということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 暫時休憩をいたします。(休憩 午後2時31分)

議長 再開をいたします。(再開 午後2時43分)

(日程5)

議長 次に、日程第5、議案第71号「平成22年度西予市授産場特別会計補正予算(第1号)」から議案第79号「平成22年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)」までの9件を一括議題といたします。

本案9件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

18番兵頭勇君。

18番兵頭勇君 議案第75号の農業集落排水事業の件につきまして1点お尋ねをいたします。

下宇和農業集落排水事業の中止に伴う減額であります。中止となっておりますが、いかなる理由で中止になったのか、さらに中止となりますと今後各家庭から出る生活雑排水の処理対策はどのようにされる考えであるのか、お聞かせ願いたいと思います。

以上です。

議長 藤中産業建設部長。

藤中産業建設部長 兵頭議員の下宇和農業集落排水事業についてのご質問でございますが、下宇和農業集落排水事業は平成22年度から実施する予定にしておりました。がしかし、この下宇和地区は3地区あるわけですが、稲生地区は公共下水道で実施するということが当初から決まっておりましたが、あとの皆田地区、下川地区が農業集落排水事業の対象地区となっております。今回、下川地区のほうが農業集落排水事業から撤退するということがございまして、残る農業集落排水事業は皆田地区のみということになりました。

今後の整備の方法でございますけれども、下川地区につきましては合併浄化槽で整備をしたいというような意向でございまして、残りの皆田地区につきましてはどのような対応をしたらいいかということで検討もされました中で、できれば公共下水道に入りたいというような皆田からの申し出

がありまして、下宇和地区の農業集落排水事業は中止ということになりました。そういう経過でございます。

議長 20番梅川光俊君。

20番梅川光俊君 議案第77号の平成22年度西予市簡易水道事業会計補正予算ですけども、これの関連に対して一つだけ、本当に単純な問題ですけども、質問させていただきたいと思えます。

この各地域にある数がいっぱいありますけれども、古いのも新しいのもありますけれども、この施設の資産、施設の帰属する部分っていうのはどこになるのかなということをお聞きしたいと思っております。

議長 九鬼公営企業部長。

九鬼公営企業部長 基本的には市の資産だというふうに考えております。

以上であります。

議長 20番梅川光俊君。

20番梅川光俊君 この予算の中に載っておりませんですけども、申しわけございませんが、本当に地元の運営をする組合と、その資産としての持っている部分とが説明をきちっとしていただかないと、なかなかそこでぎくしゃくしているみたいですので、ひとつよろしくお願います。答弁は要りません、どうぞ。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案16件につきましては、お手元に配付いたしております各常任委員会、特別委員会付託表のとおり、各常任委員会、特別委員会に付託をいたします。

(日程6)

議長 次に、日程第6、陳情第5号「依津診療所存続について」から陳情第15号「高齢者への肺炎球菌ワクチン接種の公費負担金を求める意見書採択」に関する陳情書」についての11件を

一括議題といたします。

この陳情については、お手元に配付いたしております陳情文書表のとおり、各常任委員会に付託をいたします。

各常任委員会及び特別委員会においては、各議案並びに陳情について十分に審査を行い、最終日の本会議において、委員会審査の経過と結果について各常任委員長及び特別委員長の報告を求めるといたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

6月29日は午後2時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後2時49分

平成22年第2回西予市議会定例会会議録(第3号)

1.招集年月日 平成22年6月29日  
 1.招集の場所 西予市議会議場  
 1.開 議 平成22年6月29日  
 午後2時00分  
 1.閉 会 平成22年6月29日  
 午後3時51分

1.出席議員

- 1番 兵頭 竜
- 2番 二宮 一郎
- 3番 兵頭 学
- 4番 明智 祥勝
- 5番 井上 勲
- 6番 小野 正昭
- 7番 松山 清
- 8番 宇都宮 明宏
- 9番 松島 義幸
- 10番 元親 孝志
- 11番 嶋川 武文
- 12番 沖野 健三
- 13番 森川 一義
- 14番 藤井 朝廣
- 15番 浅野 忠昭
- 16番 岡山 清秋
- 17番 酒井 宇之吉
- 18番 兵頭 勇
- 19番 山本 昭義
- 20番 梅川 光俊
- 21番 菊地 ミスギ
- 22番 大竹 忠盛
- 23番 二宮 元
- 24番 坂本 隆重

1.欠席議員

なし

1.地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- 市長 三好 幹二
- 副市長 別宮 静
- 教育長 森 英二
- 公営企業部長 九鬼 則夫
- 会計管理者 上甲 悦子
- 総務企画部長 宇都宮 又重
- 産業建設部長 藤中 彰
- 生活福祉部長 上甲 憲章

- 教育部長 兵頭 三樹
- 明浜総合支所長 上田 甚正
- 野村総合支所長 河野 数義
- 城川総合支所長 山崎 秀敏
- 三瓶総合支所長 三好 幸二
- 消防本部消防長 中野 竹夫
- 総務課長 河野 敏雅
- 財政課長 宗 正弘
- 企画調整課長 宇都宮 松夫
- 監査委員 正司 哲浩

1.本会議に職務のため出席した者の職氏名

- 事務局長 岩本 明定
- 議事係 佐藤 陽一郎

1.議事日程 別紙のとおり

1.会議に付した事件 別紙のとおり

1.会議の経過 別紙のとおり

議事日程

- 1 陳情第 3号 永住外国人への地方参政権付与に反対する意見書の提出を求める陳情について
- 陳情第 4号 夫婦別姓制度の拙速な導入に反対する意見書の提出を求める陳情について
- 2 議案第 64号 西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 65号 西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 66号 西予市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 67号 西予市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第	68号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	陳情第	8号	人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出に関する陳情書
議案第	69号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について	陳情第	9号	子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情書
議案第	70号	平成22年度西予市一般会計補正予算(第1号)	陳情第	10号	乳幼児の細菌性髄膜炎に対するヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公的助成、定期接種化を求める陳情書
議案第	71号	平成22年度西予市授産場特別会計補正予算(第1号)	陳情第	11号	「乳幼児の細菌性髄膜炎に対するヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公的助成、定期接種化を求める意見書採択」に関する陳情書
議案第	72号	平成22年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	陳情第	12号	子宮頸がんワクチンの公的助成を求める陳情書
議案第	73号	平成22年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	陳情第	13号	「子宮頸がんワクチンの公的助成を求める意見書採択」に関する陳情書
議案第	74号	平成22年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)	陳情第	14号	高齢者への肺炎球菌ワクチン接種の公費負担金を求める陳情書
議案第	75号	平成22年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	陳情第	15号	「高齢者への肺炎球菌ワクチン接種の公費負担金を求める意見書採択」に関する陳情書
議案第	76号	平成22年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	追加 議案第	80号	業務用端末機器及び申告用プリンタ等の取得について
議案第	77号	平成22年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	議案第	81号	西予市情報基盤整備事業光伝送路施設整備工事(第12工区)請負契約について
議案第	78号	平成22年度西予市上水道事業会計補正予算(第1号)	議案第	82号	西予市情報基盤整備事業光伝送路施設整備工事(第13工区)請負契約について
議案第	79号	平成22年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)	意見書案第	2号	永住外国人への地方参政権付与に反対する意見書(案)の提出について
陳情第	5号	俵津診療所存続について			
陳情第	6号	永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情書			
陳情第	7号	選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情書			

		本日の会議に付した事件	
意見書案第 3号	夫婦別姓制度の拙速な導入に反対する意見書(案)の提出について	1 陳情第 3号	永住外国人への地方参政権付与に反対する意見書の提出を求める陳情について
意見書案第 4号	永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書(案)の提出について	陳情第 4号	夫婦別姓制度の拙速な導入に反対する意見書の提出を求める陳情について
意見書案第 5号	選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書(案)の提出について	2 議案第 64号	西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
意見書案第 11号	永住外国人への地方参政権付与に反対する意見書(案)の提出について	議案第 65号	西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
意見書案第 12号	本州四国連絡高速道路の新料金制度の見直しを求める意見書(案)の提出について	議案第 66号	西予市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
意見書案第 13号	持続可能な森林経営の推進を求める意見書(案)の提出について	議案第 67号	西予市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について
意見書案第 14号	公立高等学校授業料不徴収交付金算定方法等に係る制度見直しを求める意見書(案)の提出について	議案第 68号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
意見書案第 15号	口蹄疫の予防対策強化を求める意見書(案)の提出について	議案第 69号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について
意見書案第 16号	ばらまき政策を排し、財政の健全化を求める意見書(案)の提出について	議案第 70号	平成22年度西予市一般会計補正予算(第1号)
各常任委員会における閉会中の継続審査について		議案第 71号	平成22年度西予市授産場特別会計補正予算(第1号)
議員派遣の件について		議案第 72号	平成22年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
		議案第 73号	平成22年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第	74号	平成22年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)	陳情第	12号	子宮頸がんワクチンの公的助成を求める陳情書
議案第	75号	平成22年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	陳情第	13号	「子宮頸がんワクチンの公的助成を求める意見書採択」に関する陳情書
議案第	76号	平成22年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	陳情第	14号	高齢者への肺炎球菌ワクチン接種の公費負担金を求める陳情書
議案第	77号	平成22年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	陳情第	15号	「高齢者への肺炎球菌ワクチン接種の公費負担金を求める意見書採択」に関する陳情書
議案第	78号	平成22年度西予市上水道事業会計補正予算(第1号)	追加 議案第	80号	業務用端末機器及び申告用プリンタ等の取得について
議案第	79号	平成22年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)	議案第	81号	西予市情報基盤整備事業光伝送路施設整備工事(第12工区)請負契約について
陳情第	5号	依津診療所存続について	議案第	82号	西予市情報基盤整備事業光伝送路施設整備工事(第13工区)請負契約について
陳情第	6号	永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情書	意見書案第	2号	永住外国人への地方参政権付与に反対する意見書(案)の提出について
陳情第	7号	選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情書	意見書案第	3号	夫婦別姓制度の拙速な導入に反対する意見書(案)の提出について
陳情第	8号	人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出に関する陳情書	意見書案第	4号	永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書(案)の提出について
陳情第	9号	子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情書	意見書案第	5号	選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書(案)の提出について
陳情第	10号	乳幼児の細菌性髄膜炎に対するヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公的助成、定期接種化を求める陳情書	意見書案第	11号	永住外国人への地方参政権付与に反対する意見書(案)の提出について
陳情第	11号	「乳幼児の細菌性髄膜炎に対するヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公的助成、定期接種化を求める意見書採択」に関する陳情書			

意見書案第 1 2 号 本州四国連絡高速道路  
の新料金制度の見直し  
を求める意見書(案)  
の提出について

意見書案第 1 3 号 持続可能な森林経営の  
推進を求める意見書  
(案)の提出について

意見書案第 1 4 号 公立高等学校授業料不  
徴収交付金算定方法等  
に係る制度見直しを求  
める意見書(案)の提  
出について

意見書案第 1 5 号 口蹄疫の予防対策強化  
を求める意見書(案)  
の提出について

意見書案第 1 6 号 ばらまき政策を排し、  
財政の健全化を求める  
意見書(案)の提出に  
ついて

各常任委員会における閉会中の継続審査に  
ついて  
議員派遣の件について

開議 午後 2 時 0 0 分

議長 ただいまの出席議員は 2 4 名でありま  
す。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあり  
てあります。

藤中産業建設部長。

藤中産業建設部長 兵頭勇議員からご質問のあ  
りました野村わんぱくランドについてお答えをい  
たします。

まず初めに、借地状況であります。施設の入  
り口に当たる部分に駐車場用地として民有地を借  
り上げております。平成 6 年 4 月に契約を締結  
し、現在に至っております。借地面積は、土地台  
帳 4 , 0 2 1 平方メートルのうち、駐車場として  
利用できる 1 , 7 1 8 平米を借地しており、約 4  
3 %に相当いたします。ちなみに、野村わんぱく  
ランド全体の面積は 3 . 2 ヘクタールで、駐車場  
の占める割合は約 5 %であります。

次に、施設の利用状況についてであります。平  
成 4 年 7 月にオープンし、その年の 7 月から 1  
2 月までの入園者数が 2 万 5 0 3 人、翌平成 5 年  
度は年間 2 万 1 , 6 2 5 人、平成 6 年度は 1 万  
6 , 2 5 2 人となり、その後減少が続き、平成 1  
9 年度は 4 , 5 3 9 人、平成 2 0 年度は 3 , 8 6  
6 人と、当初の約 2 割弱の利用状況となっております。平成 2 1 年 4 月、5 月の入園者数は 7 9 5  
人でありましたが、施設点検の折、危険箇所が確  
認されましたので、以後休園とさせていただ  
いておりました。

以上、答弁といたします。

( 日程 1 )

議長 日程第 1、陳情第 3 号「永住外国人への  
地方参政権付与に反対する意見書の提出を求め  
る陳情について」と陳情第 4 号「夫婦別姓制度の拙  
速な導入に反対する意見書の提出を求め  
る陳情について」の 2 件を議題といたします。

菊地総務常任委員長の報告を求めます。

菊地ミスギ総務常任委員長 それでは、総務常  
任委員会のご報告を申し上げます。

当委員会は、去る 3 月 1 7 日に 3 月定例会にお  
いて、より慎重審査が必要とのことで継続審査と

なっておりました2件の陳情について審査を行いました。

陳情第3号「永住外国人への地方参政権付与に反対する意見書の提出を求める陳情について」は、日本国民ではない永住外国人に対し、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を付与することは、憲法上問題があると判断し採択といたしました。

また、陳情第4号「夫婦別姓制度の拙速な導入に反対する意見書の提出を求める陳情について」は、家族のきずなの重要性や家庭の教育力回復が叫ばれる今日、社会の基盤となる家族のきずなを強化する施策が求められているが、夫婦別姓の導入はこれに逆行するものであり、民法改正の必然性は乏しいとのことから採択といたしました。

以上で審査報告を終わります。よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

平成22年6月29日、総務常任委員会委員長 菊地ミスギ。

議長 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結といたします。

陳情第3号について討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

2番二宮一朗君。

2番二宮一朗君 陳情第3号「永住外国人への地方参政権付与に反対する意見書の提出を求める陳情」の委員会採決の採択に反対をする立場から討論をいたします。

急激に進む少子・高齢化の中で人口減の社会を迎えた日本、グローバル化の荒波の中で資源を持たない国日本が、持続的に平和と繁栄を維持し世界に貢献していくには、内向きなナショナリズムに陥った考えでは、もはや世界に理解をされることはできません。

これからの日本は、憲法の理念に基づく人権、地方分権、多文化共生の人道大国の道を歩む以外にその活路がないことを、まず申し上げます。

そして、我が国には多くの外国人が居住し、日本人とともに社会生活を営み、とりわけ大韓民国

国民など、朝鮮半島由来の外国人が我が国の永住権や特別永住権を取得して多数居住をされており、その総数は2008年度で58万9,000人に上り、在日外国人総数の26.6%を占めております。

これらの人のうち、2006年では、75歳以上と推定される1世は全体の6.1%、3万7,052人、2世から4世までが91.6%、4歳以下の5世が2.3%、1万3,934人永住をされております。この2世以下の永住者は、日本で生まれ、育ち、学び、結婚をして子をもうけ、事業を起し、そしてこの国に骨を埋めていこうとしている人たちであり、生活実態は日本人と全く変わりありません。

しかし、1980年以前は、国民健康保険や国民年金にも加入できませんでしたが、1979年国際人権規約、1982年に国連難民条約に日本が加盟したことをきっかけに、永住外国人の権利は少しずつ拡大をされてきた経緯があります。

一方、世界の趨勢では、世界の約40カ国が何らかの形で外国人に参政権を付与しております。アメリカは、国籍取得について生地主義で重国籍について認められているため、別に帰化をしなくても参政権は認められています。OECDに加盟している30カ国のうち、外国人参政権も重国籍も全く認めていないのは日本だけあります。しかし、残念ながら、まだまだ国内の言論には、参政権が欲しければ帰化すればよいとの主張もあります。国籍選択の機会も与えず、一方的に外国人にしておいて、今度は帰化すればいいというのは、歴史的な認識を欠いた意見としか言えません。

私たち公明党は、このような現実を踏まえ、他文化共生社会を推進する上で、永住外国人地方参政権法案を1998年に初提出して以来、5度にわたって国会に提案をしまいいりました。

その内容は、第1に外国人の本国が同様の権利を与えていることを条件とする、いわゆる相互主義を採用することとしております。

第2に、申請主義を採用し、有権者として日本の地域社会で一定の役割を果たしていく意思のある永住外国人に限り付与することとしております。

第3に、選挙権を要件とする各種資格、すなわち人権擁護委員や民生委員などへの就任資格や条

例の制定、改廃、地方議会の解散及び議員、長の解職を求める直接請求権は、いずれもこれを付与しないこととしております。

国籍を一つのアイデンティティとして大切に守り抜こうとしている外国人が、生活基盤を置く町で日本人と同様に住民の義務を果たし、地域の共同体に参加しようとするならば、住民としての権利は保障されて当然ではないでしょうか。

今陳情においては、外国人への地方参政権付与は明確な憲法違反と断じております。その根拠として、平成7年2月28日の最高裁判所の、住民とは地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当であるとの判例を引用しています。

ここで言う日本国民とは、憲法の下位の国籍法で規定された日本国籍保有者であります。しかしながら、一方で、民主主義社会における地方自治の重要性をかんがみ、住民の日常生活に密接な関連を有する公共的事務は、その地方の住民の意思に基づき、その区域の地方公共団体が処理するという政治形態を、憲法上の制度として保障しようとする趣旨に出たものと解されるから、我が国に在留する外国人のうちでも、永住者等であって、その居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められる者について、その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務の処理に反映させるべく、法律をもって地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではないと解するのが相当であると述べています。

つまり、この判例では、憲法は外国人への参政権の付与を要請していないことを明らかにするとともに、禁止していないことを明言しております。結果として、憲法はこの問題について判断を立法府にゆだねており、外国人の選挙権は立法府による選挙法によって改正が可能であることを指摘しております。

そもそも日本国憲法における国民という言葉は、英文においてピープルであり、日本国籍保有者という限定された規定でないのは明白であります。憲法11条には、国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない。同14条には、すべての国民は法のもとに平等であって、人権、身上、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済

的または社会的関係において差別されないと書かれており、基本的人権の保障は日本国籍保有者だけのものではない普遍的な権利であると規定をしております。

よって、永住外国人への地方参政権付与の法制化を憲法違反と断じることが到底できないと考えております。

以上の理由により、私は国会において、永住外国人への地方参政権付与の法制化について真摯に議論をしていただきたいと念願をするものであります。

また、この法律の制定は憲法違反と一方的に断じているこの陳情は、委員会採決の採択に反対をするものであります。議員各位のご賛同をお願いを申し上げて、私の反対討論とさせていただきます。大変にありがとうございました。

議長 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

5 番井上勲君。

5 番井上勲君 「永住外国人への地方参政権付与に反対する意見書提出について」賛成の立場で討論に参加いたします。

サッカーワールドカップが南アフリカで開催されています。当然時差があって、試合によっては朝方の放送になることもあります。それでも、多くのサッカーファンは、あるいはサッカーファンでなくても、眠い目をこすりながらテレビにかじりついて熱心に応援しています。なぜこれだけ熱中できるのでしょうか。本田、長友、松井などの選手がすばらしいということもあるでしょう。しかし、ワールドカップの真の魅力とは、この試合が国家の威信と名誉をかけた国と国との戦いのゲームであることに世界じゅうが熱中するのではないのでしょうか。見ている私たちに、改めて国家とは何かを問われているような気がいたします。

さて、永住外国人に地方参政権を与えることが日本にとって果たしていいことなのか、あるいは悪いことなのか、判断することは政治にかかわる者として避けて通ることはできません。当然法律を軸に議論すべきであることはわかっています。ここはあえて判断を恐れずに言わせていただくとすれば、日本のことは日本人が決めればよい、その一言に尽きるのではないのでしょうか。

日本がすばらしく思え、日本に永住していただくことは大いに歓迎すべきことであります。そして、嫌になれば帰る国があるわけです。しかし、私たちは帰る国は日本国しかありません。国際的に肥大化した頭で考えるのではなく、この国に生まれ育った心と肌で感じる政治が必要であると常々思っています。多少長く日本に住んでいるからといって、外国人に任すというのはいかがなものでしょうか。

私は、さきに述べたように、たとえ地方政治であれ、日本の政治は日本人の手によって行うべきであり、外国人がこれに参加をして意思決定を行うということは賛成できません。よって、原案に賛成をいたします。

以上、討論とさせていただきます。

議長 以上で討論を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りをいたします。

陳情第3号は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立多数であります。よって、陳情第3号は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第4号は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、陳情第4号は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

(日程2)

議長 次に、日程第2、議案第64号「西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」から議案第79号「平成22年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)」までの16件と陳情11件の27件を一括議題といたします。

委員会における審査の経過と結果について各常任委員長の報告を求めます。

まず、菊地総務常任委員長の報告を求めます。

菊地ミスギ総務常任委員長 総務常任委員会の審査結果を報告いたします。

総務常任委員会では、6月21日、本会議において当常任委員会に付託されました議案7件、陳情2件について、担当部課長の出席を得て委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

議案審査の結果は、いずれも原案のとおり可決いたしました。

陳情2件につきましては採決といたしました。

審査の過程において、質疑のありました事項について概要を報告いたします。

西予市職員の育児休業等に関する条例の一部改正において、夫婦が市の職員の場合、2人とも育児休暇がとれるのかの質疑に対し、地方公務員の育児休業に関する法律では取得可能ですが、市職員は遠慮する者が多いのではないかという答弁でした。

議案審査、一般会計補正予算(第1号)のうち、公益保護相談員の活動状況についての質疑に対し、行政に対する不当及び過度な要求事案の対応をいただいているが、職務に余裕のある場合には一般庶務の応援もいただいているとの答弁でした。

次に、e L T A Xの運用についての質疑に対して、国税庁の所得税確定申告データを地方税電子化協議会の地方税ポータルを經由して電子データで受け取り、その情報を基に課税業務を行うものであり、これによりデータ入力業務の効率化が図れるとの答弁でした。

以上、議案7件、陳情2件の審査についての報告といたします。

続きまして、6月22日、所管事務調査を行いました。

平成20年度交付金事業で新設されました野村分団第4部詰所、平成21年度交付金事業で新設されました城川町魚成分団第1部詰所と城川町魚成分団第6部詰所の現地を視察いたしました。

次に、城川総合支所に平成21年度完成したC A T Vサブセンターと西予C A T V株式会社を視察研修いたしました。

学校関係は、野村町中筋小学校で電子黒板による授業を参観いたしました。

また、野村中学校では、グラウンドの芝生を今後の維持管理という課題にどのように対処するかを含め、青芝化について研修いたしました。

以上で所管事務調査報告といたします。

平成22年6月29日、総務常任委員会委員長菊地ミスギ。

議長 次に、藤井厚生常任委員長の報告を求めます。

14番藤井君。

藤井朝廣厚生常任委員長 厚生常任委員会審査報告書。

厚生常任委員会の審査結果の報告を申し上げます。

当委員会に審査付託されました議案8件、陳情9件について6月21日に審査を行いました。

審査の結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおりで、陳情第5号「依津診療所存続について」は平成22年3月5日に西予市診療所（明浜地域）検討委員会の答申が提出され、答申内容に明浜地域住民に対し、明浜地域診療所の原状と西予市診療所の状況について説明する機会を設けると明記されておりますが、現段階ではその機会が設けられておらず、今後地域住民への説明会等を踏まえた上で審議していく必要があるため、継続審査と決定をいたしました。

陳情第8号「人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出に関する陳情書」、陳情第9号「子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情書」、陳情第10号「乳幼児の細菌性髄膜炎に対するヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公的助成、定期接種化を求める陳情書」、陳情第11号「乳幼児の細菌性髄膜炎に対するヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公的助成、定期接種化を求める意見書採択」に関する陳情書、陳情第12号「子宮頸がんワクチンの公的助成を求める陳情書」、陳情第13号「子宮頸がんワクチンの公的助成を求める意見書採択」に関する陳情書、陳情第14号「高齢者への肺炎球菌ワクチン接種の公費負担金を求める陳情書」、陳情第15号「高齢者への肺炎球菌ワクチン接種の公費負担金を求める意見書採択」に関する陳情書の8件につきましては、いずれも全会一致で不採択といたしました。また、議案8件は原案のとおり全会一致で可決決定といたしました。

議案は、おおむね4月の人事異動による人件費の増減による補正が主でありましたが、審査過程

において委員より出された主な質疑内容、特徴的な意見についてその概要を抜粋して報告を申し上げます。

初めに、議案第70号「平成22年度西予市一般会計補正予算（第1号）」について、惣川高齢者生活福祉センターのキューピクルが取りかえとなっていますが、キューピクルの耐用年数はどのくらいなのかという質疑があり、耐用年数は10年から15年で、交換時期は業務を受託している民間会社の点検報告によるとの答弁に対して、市内の各施設の条件にもよるが、耐用年数や機器の状況を調査研究して交換等を行い、経費削減に努めるよう意見がありました。

また、西予市の生活保護世帯数の動向についての質疑に対しては、現在世帯数256世帯、支給総額約4億7,000万円強で、ことし4月、5月の2カ月間で11件の申請があり、相談数も増加傾向にあることから、現在の経済状況が影響しているとの報告がありました。

また、保育園民営化の答申後の進捗状況についての質疑があり、職員に関してはここ数年新規採用しておらず、今後は民営化の基本方針を児童福祉施設民営化検討委員会で協議するとの答弁でありました。

次に、議案第74号「平成22年度西予市介護保険特別会計補正予算（第1号）」については、介護給付費準備基金の現況と今後についての質疑があり、平成22年4月1日現在の残高では2億2,500万円となっており、この基金が減少していけば介護保険料の増額もやむを得ないとの答弁でありました。

また、介護保険関係の西予市の今後のシミュレーションはどこまでできているのかという質疑があり、現在は第4期、平成21年から23年の計画に沿って行っており、今後は第5期、平成24年から26年の計画を23年度に介護保険事業計画策定委員会を設置し、検討していくとの答弁でありました。

次に、議案第77号「平成22年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）」について、簡易水道を実際に管理している各水道組合と西予市とで統一見解が持てているのかという質疑があり、地元水道組合が実施する事業及び修繕等の補助率については周知しておるが、今後簡易水道事業が地域の実情に応じ維持できるよう、関係

水道組合との連携をこれまで以上に密にしていきたいとの答弁でありました。

また、6月22、23日に、市内の所管事務調査を行いました。その中で、宇和・野村両病院で意見交換会を行い、医師不足が恒常化しており、激務に耐えられず精神的、肉体的に限界が来ているという報告でありました。

そこで、新病院には、症例数の増加、機器の充実、各研修病院の指定等、働く環境の整備をして魅力ある病院づくりを行い、医師確保しなければ、今後の地域医療が崩壊しかねないとの意見がありました。この医師不足に関しては、委員も再確認し、今後個人的な面も含めて地方から声を上げて、医師不足に少しでも歯どめがかかるよう、委員会、議会、そして西予市全体で取り組んでいかなければならないと痛切に感じました。

また、全国的な看護師不足の波は西予市にも及んでおり、23年度の新規採用の看護師の年齢を40歳まで引き上げて対応する予定ですが、医師同様非常に厳しい状況下にあるとの説明がありました。

以上、厚生常任委員会の報告とさせていただきます。

平成22年6月29日、厚生常任委員長藤井朝廣。

議長 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

3番兵頭君。

兵頭学産業建設常任委員長 産業建設常任委員会の審査結果を報告申し上げます。

去る6月18日の本会議において当常任委員会に付託されました議案3件に対し、6月21日に委員会審査を行いました。

審査結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおりであり、全議案を原案のとおり全会一致で可決決定いたしました。

議案は、おおむね人事異動による人件費の増減による補正が主なものでありましたが、議案審査の過程において委員より特に質疑のありました事項の概要をご報告申し上げます。

初めに、議案第70号「平成22年度西予市一般会計補正予算（第1号）」建設課所管について、国からの補助事業のうち、事務費が補助対象

外になっているが、これからの見通しと補助率についてはとの質問があり、平成22年度以降は対象外になり、一般財源で対応することになる。補助率は国費50%、県単が16.7%となっているが、事業費の額及び事業の種類によって変わるとの答弁がありました。

次に、開明学校裏のがけ崩れ防災対策事業は、急傾斜地区の指定外ではないのかとの質問に、急傾斜地には入ってはいないので補助の対象にはならないが、勾配が35度あり、地元負担3割の市単独事業で行いたいとの答弁がありました。

次に、耕作放棄地の面積を把握しているのかとの質問に、草刈り機等で復元できるのが103ヘクタール、重機等が必要なのが14.8ヘクタールで、森林になっている面積は完全に把握できていないが、今後、農業委員会で農地利用状況調査を行う予定で、これにより正確な数値が出るとの答弁がありました。

次に、観光達人育成事業1,297万1,000円について、ハローワークで5人採用し観光ガイドを育成するとあるが、その研修期間と内容について説明を求めたところ、8月から来年3月までの8カ月間、市内の観光関連施設で働きながら、週1回、講師を招いての講習を36回行い、観光ガイドリーダーとして働いてもらうとの答弁があり、これを受け委員から、採用に当たっては、はっきりと目的を持った人を、また研修終了後は地域のリーダーとなる人が必要との意見があり、そのような人材を慎重に人選し、一過性に終わらないようにしたいとの答弁がありました。

次に、わんぱくランド管理事業46万円の説明を求めたところ、現在わんぱくランドは危険な箇所があり、利用を休止しているが、近くの民有地を駐車場として借地していたため、これを解約し、原状復帰するための予算で、今後、費用対効果も勘案し、本年度中に結論を出したいとの答弁がありました。

次に、グリーン・ブルーツーリズム支援事業補助金100万円の説明を求めたところ、西予市の豊富な資源を利用した農業、漁業を体験しながら民泊し、人的交流の促進を図る内発型の補助であり、初期投資の2分の1かつ100万円を限度とする補助事業との答弁がありました。

次に、議案第75号「平成22年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」につ

いて、下宇和地区農業集落排水事業が中止になった理由と今後の対応の説明を求めたところ、宇和町時代の下水道構想に基づき計画を進めており、明間地区の事業開始と同時に下宇和地区も協議に入り、稲生地区は公共下水道整備区域に入っているため、皆田地区と下川地区を一つとして農業集落排水事業を計画したが、協議の中で下川地区には小型合併浄化槽の普及が進んでいることから、下川地区は農業集落排水事業への参入を中止すると決定された。そのため、階田地区単独での処理場建設では多額の建設費がかかることから、公共下水道に接続変更する申し込みがあり、時期的な検討をした結果、平成29年ごろに着工できる見通しを地元の説明し、了解をいただいたとの答弁がありました。

次に、城川総合支所の所管事務調査について、その主な内容についてご報告いたします。

城川町田穂地区では、田んぼのあぜの草刈り省力のためにセンチピートの苗を吹きつけて、年間7回程度の草刈りが2回から3回で済み、大変助かっていると地元の方の説明があり、農業従事者の高齢化を考えると、この苗をもっと活用できないのかとの意見があり、今後の研究の必要があると思いました。

次に、バイオマスタウン構想による木質ペレット工場予定地として決定したエフシーが木工品を製造していた工場を視察しました。現在の敷地では、木質ペレットの材料になる間伐材や除伐材、製材から出る端材のストックスペースが狭く、敷地の造成を計画し、不要になる製材機や建設機械は競売にかける予定との説明があり、工場完成後は安定供給と農業用ペレット暖房器具や家庭用ペレットストーブの需要の拡大のための補助も検討することが必要との意見がありました。

以上、審査報告とさせていただきます。

平成22年6月29日、産業建設常任委員会委員長兵頭学。

議長 次に、西予市宇和病院問題等特別委員会酒井委員長の報告を求めます。

17番酒井君。

酒井宇之吉西予市宇和病院問題等特別委員長西予市宇和病院問題等特別委員会審査報告をいたします。

去る6月17日の本会議において当委員会に付託されました議案第79号「平成22年度西予市病院事業会計補正予算」のうち、新市立病院建設地検討委員会関係ほかについて委員会審査を行いました。

審査結果は、議案を原案のとおり全会一致で可決決定いたしました。

以上、審査報告とさせていただきます。

平成22年6月29日、西予市宇和病院問題等特別委員会委員長酒井宇之吉。

以上でございます。

議長 次に、西予市し尿処理場問題等特別委員会兵頭委員長の報告を求めます。

18番兵頭君。

兵頭勇西予市し尿処理場問題等特別委員長西予市し尿処理場問題等特別委員会の審査結果を報告いたします。

当特別委員会では、去る6月18日、平成22年度西予市一般会計補正予算、4款3目し尿処理費のうち、汚泥再生処理施設整備事業について審査を行いました。

今回の補正額53万6,000円については、所管課に提案理由の説明を求めたところ、その内容は当特別委員会が今年1月に視察研修を行った福岡県大木町おおき循環センターより液肥を譲り受け、宇和町岩城駅付近の水田20アール余りを借り受け実証試験を行うための必要経費との説明がありました。

審査結果は、議案を原案のとおり全会一致で可決決定いたしました。

以上、審査報告といたします。

平成22年6月29日、西予市し尿処理場問題等特別委員会委員長兵頭勇。

議長 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 質疑を終結といたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより採決を行います。

まず、議案第64号「西予市職員の勤務時間、

休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」から議案第68号「西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」までの5件を採決いたします。

お諮りをいたします。

議案第64号から議案第68号までの5件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第64号から議案第68号までの5件は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第69号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第69号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第70号「平成22年度西予市一般会計補正予算(第1号)」を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第70号は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第70号は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第71号「平成22年度西予市授産場特別会計補正予算(第1号)」から議案第79号「平成22年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)」までの9件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第71号から議案第79号までの9件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第71号から議案第79号までの9件は原案のとおり決定をいたしました。

次に、陳情第5号「依津診療所存続について」から陳情第15号「高齢者への肺炎球菌ワクチン接種の公費負担金を求める意見書採択」に関する

陳情書」についてまでの11件を採決いたします。

まず、陳情第5号「依津診療所存続について」は委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、陳情第5号は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情第6号「永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情書」及び陳情第7号「選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情書」、これらは委員長報告のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立多数であります。よって、陳情第6号及び陳情第7号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、陳情第8号「人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出に関する陳情書」から陳情第15号「高齢者への肺炎球菌ワクチン接種の公費負担金を求める意見書採択」に関する陳情書」までの8件は委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、陳情第8号から陳情第15号までの8件は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。(休憩 午後2時50分)

議長 再開をいたします。(再開 午後2時59分)

ただいま市長から提出されました議案第80号「業務用端末機器及び申告用プリンタ等の取得について」から議案第82号「西予市情報基盤整備事業光伝送路施設整備工事(第13工区)請負契約について」までの3件と意見書案10件及び各常任委員会における閉会中の継続審査について並びに議員派遣の件についてを本日の日程に追加し、追加日程として議題といたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、15件を本日の日程に追加し、追加日程とすることに決定いたしました。

(追加)

議長 まず、追加日程第1、議案第80号「業務用端末機器及び申告用プリンタ等の取得について」から議案第82号「西予市情報基盤整備事業光伝送路施設整備工事(第13工区)請負契約について」までの3件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

宇都宮総務企画部長。

宇都宮総務企画部長 議案第80号「業務用端末機器及び申告用プリンタ等の取得について」提案理由のご説明を申し上げます。

職員が使用しているパソコンのうち、業務用及び研修申告用パソコンの約290台は、平成15年度に導入したものを現在も使用していることから老朽化による故障が多発し、修理することのできないパソコンが増加しております。

また、現在のパソコンで使用しているマイクロソフト社のオペレーティングシステムが今年の7月でサポートを終了するため、今後使用し続けることはセキュリティ上のリスクが高くなるとともに、新たなアプリケーションソフトの動作が保証されない状況となります。申告用プリンターにつきましても、平成15年度に導入したものを現在も使用しており、故障が増加していることから、新たな購入が必要となりました。

以上のことから、今回業務用端末機器及び申告用プリンター等を購入するものであります。

今回の購入に当たりまして、去る6月16日に指名競争入札を行い、四国通建株式会社宇和島営業所、所長青野泰昌氏が2,355万1,500円で落札を決定し、物品購入仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるとであります。

なお、購入いたします業務用端末機器及び申告用プリンター等の詳細につきましては、別紙参考資料をご参照いただければと思います。

続きまして、議案第81号「西予市情報基盤整備事業光伝送路施設整備工事(第12工区)請負契約について」、議案第82号「西予市情報基盤整備事業光伝送路施設整備工事(第13工区)請

負契約について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

西予市情報基盤整備事業につきましては、市内のテレビ難視聴地域の解消及び高速通信網の整備を目的として、平成22年度の完成を目指してセンター設備として情報の送受信機の設置及びスタジオ設備の整備、伝送路の整備として光ファイバーを敷設するもので、今回野村町、予子林、惣川地区及び城川地区について伝送路工事を実施するものであります。

まず、第12工区は、野村町、予子林、惣川地区において光ファイバー資材材料及びクロージャー類の敷設などの伝送路整備を発注するもので、去る6月23日に一般競争入札を行い、四国通建株式会社宇和島営業所、所長青野泰昌氏と工事請負金額1億7,220万円で工事請負仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるとあります。

続きまして、第13工区は、同様に城川地区の伝送路整備を発注するものでございまして、第12工区と同日に一般競争入札を行い、株式会社N T T西日本四国、代表取締役社長山本博敏氏と工事請負金額3億9,375万円で工事請負仮契約を締結したので、議会の議決を求めるとあります。

なお、両工事の施工エリア及び工事概要につきましては、別紙参考資料をご参照いただければと思います。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 以上で理事者の説明は終わりました。

これより3件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第80号から議案第82号までの3件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより採決を行います。

採決は議案ごとに行います。

お諮りいたします。

まず、議案第80号「業務用端末機器及び申告用プリンタ等の取得について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第80号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第81号「西予市情報基盤整備事業光伝送路施設整備工事(第12工区)請負契約について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第81号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第82号「西予市情報基盤整備事業光伝送路施設整備工事(第13工区)請負契約について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第82号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

議長 次に、追加日程第2、意見書案第2号「永住外国人への地方参政権付与に反対する意見書(案)の提出について」から意見書案第5号「選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書(案)の提出について」までの4件を一括議題といたします。

まず、意見書案第2号から意見書案第5号までの4件について総務常任委員会に提案理由の説明を求めます。

21番菊地君。

菊地ミスギ総務常任委員長 お手元に配付してある意見書案第2号から第5号について提案理由の説明を申し上げます。

意見書案第2号「永住外国人への地方参政権付与に反対する意見書(案)の提出について」と意見書案第4号「永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書(案)の提出について」

と意見書案第3号「夫婦別姓制度の拙速な導入に反対する意見書(案)の提出について」と意見書案第5号「選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書(案)の提出について」は、総務常任委員会に付託され継続審査となっております陳情2件、既に採択済みとなっているものとほぼ同じ内容であるため、説明は割愛の上、提案理由にかえさせていただきます。

以上、よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

平成22年6月29日、総務常任委員会委員長 菊地ミスギ。

議長 以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

意見書案第2号から意見書案第5号までの4件については、会議規則第37条第3項により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより採決を行います。

まず、意見書案第2号「永住外国人への地方参政権付与に反対する意見書(案)の提出について」及び意見書案第4号「永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書(案)の提出について」原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立多数であります。よって、意見書案第2号及び意見書案第4号は原案のとおり決定いたしました。

次に、意見書案第3号「夫婦別姓制度の拙速な導入に反対する意見書(案)の提出について」及び意見書案第5号「選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書(案)の提出について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、意見書案第3号及び意見書案第5号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

議長 次に、追加日程第3、意見書案第11号「永住外国人への地方参政権付与に反対する意見書(案)の提出について」から意見書案第16号「ばらまき政策を排し、財政の健全化を求める意見書(案)の提出について」までの6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

10番元親君。

10番元親孝志君 それでは、意見書案第11号から第16号までの6議案につきまして提案理由のご説明をさせていただきたいと思っております。

初めに、意見書案第11号「永住外国人への地方参政権付与に反対する意見書(案)の提出について」提案理由のご説明を申し上げます。

日本国憲法では、公務員を制定し及びこれを罷免することは国民固有の権利であると規定し、また地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその吏員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙すると規定しており、住民の解釈として、住民とは地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味すると解するのが相当であるとしていることから、日本国民でない永住外国人に対し、地方参政権を付与することは憲法上問題があると言わざるを得ない。よって、国においては、永住外国人への地方参政権付与に関する法律を制定することのないよう強く要請するものであります。

続きまして、意見書案第12号「本州四国連絡高速道路の新料金制度の見直しを求める意見書(案)の提出について」提案理由のご説明を申し上げます。

本州四国連絡高速道路は、他の高速道路と比べて極めて割高な料金設定になっており、観光振興や産業振興などによる四国発展の大きな障害要因となっています。本州四国連絡高速道路を含む高速道路の料金については、地域間格差を是正する全国一律の料金制度にすべきであります。よって、国においては、本州四国連絡高速道路の新料

金制度の見直しをされるよう強く要望するものであります。

続きまして、意見書案第13号「持続可能な森林経営の推進を求める意見書(案)の提出について」提案理由の説明を申し上げます。

長期にわたる木材価格の低迷や木材需要の伸び悩みなど、森林林業、木材産業は、かつてない厳しい状況に置かれており、森林の持つ公益的機能の高度発展を初めとする国民の多様な要請にこたえていくためには、森林の適正な整備はもとより林業の持続的かつ健全な発展、木材の供給や利用促進等に係る施設の総合的、計画的な推進が必要です。よって、国においては、今後森林呼吸資源対策や森林林業の再生を進めるよう強く要望するものであります。

続きまして、意見書案第14号「公立高等学校授業料不徴収交付金算定方法等に係る制度見直しを求める意見書(案)の提出について」提案理由のご説明を申し上げます。

今年度から公立高等学校の授業料が無償化され、これまで地方公共団体が徴収していた授業料に相当額を国が交付金として負担することになりました。一律の調整率を乗じて交付金を算定すると、各都道府県の授業料減免額の実績が異なるため、多額の収入源となる地方公共団体が生じ、現在の地方財政状況からすると、さらなる厳しい財政運営が求められることとなります。よって、国においては、地域の実情を反映した措置が講じられるよう、制度の見直しを強く要望するものであります。

続きまして、意見書案第15号「口蹄疫の予防対策強化を求める意見書(案)の提出について」提案理由のご説明を申し上げます。

宮崎県で発生した口蹄疫については、地元畜産農家を初め、国及び宮崎県並びに関係市町村や農業団体等が一体となって懸命の防疫対策に努めているが、依然として鎮静化のめどは立っておらず、畜産農家の不安の高まりとともに事態の長期化が懸念されています。

四国最大の畜産県であり、日向灘を挟んで隣接している本県では、宮崎県での発生を機に九州から上陸する全車両の消毒を初め、牛、豚等の偶蹄類飼養農家に対する消毒剤の配布など、口蹄疫の侵入防止に向けた水際対策を強化しており、さらに万が一県内で発生した場合に備えた初動防疫体

制を組織、資材の両面から整備されているところ  
であります。よって、国においては、口蹄疫の一  
日も早い終息と、我が国の畜産業を守るため、早  
急な措置を講じられるよう強く要望するもので  
あります。

続きまして、意見書案第16号「ばらまき政策  
を排し、財政の健全化を求める意見書（案）の提  
出について」提案理由のご説明を申し上げます。

我が国の財政は、世界的な景気後退の中で税収  
が大きく減少し、国と地方を合わせた長期債務残  
高が今年度末に862兆円に達するなど、危機的  
な状況にあります。

子ども手当に象徴される理念なきばらまき政策  
は、国民の財政に対する不信感、将来に対する不  
安感を増幅しており、歳出と歳入を一体的に改革  
し、財源の裏づけのある社会保障制度を確立する  
ことが急務であります。よって、国においては、  
ばらまき政策を排し、財政の健全化を推進される  
よう強く要望するものである。

以上、6議案よろしくご審議の上、ご決定くだ  
さいますようお願い申し上げます。

議長 以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。

17番酒井君。

17番酒井宇之吉君 構いませんでしたら、私  
ちょっと議会運営でわからない点がございませ  
んので、皆さんの委員のご賛同を問うていただ  
きたいと思っております。

議長 暫時休憩をいたします。（休憩 午後3  
時18分）

議長 再開をいたします。（再開 午後3時4  
1分）

10番元親君。

10番元親孝志君 それでは、私のほうから若  
干補足説明をさせていただきたいと思ってい  
ます。

先ほど、私が意見書案第11号から第16号ま  
で一括提案理由の説明をさせていただきました。  
それに対しまして、今回提出を予定いたしてい  
ます意見書案が皆さんの手元に配付をされてお  
るわけですが、これを見て、この文言等に多  
少の無理があるのではないかということであ  
る

いま質疑がありまして、全協において協議をいた  
しました。その結果、この一部修正を、これは案  
でございますので、意見書案を一部修正をさせ  
ていただきまして、特にここにあります「ばらま  
き政策」あるいは「子育て支援」という文言につ  
きましては今回削除をさせていただきまして、「財  
政の健全化を求める意見書（案）の提出」と訂  
正をさせていただきまして、提案をさせていただ  
きたいと思っております。

それでは、よろしく審査のほどをお願いしたい  
と思っております。

議長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

意見書案第11号から意見書案第16号までの  
6件については、会議規則第37条第3項により  
委員会付託を省略したいと思っております。これ  
にご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いた  
しました。

討論の通告がありませんので、討論を終結とい  
たします。

これより採決を行います。

採決は意見書案ごとに行います。

お諮りいたします。

まず、意見書案第11号「永住外国人への地方  
参政権付与に反対する意見書（案）の提出につ  
いて」については原案のとおり決定することに賛  
成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長 ご着席ください。

起立多数であります。よって、意見書案第11  
号は原案のとおり決定いたしました。

次に、意見書案第12号「本州四国連絡高速道  
路の新料金制度の見直しを求める意見書（案）  
の提出について」原案のとおり決定することに賛  
成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、意見書案第12  
号は原案のとおり決定いたしました。

次に、意見書案第13号「持続可能な森林経営の推進を求める意見書（案）の提出について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、意見書案第13号は原案のとおり決定いたしました。

次に、意見書案第14号「公立高等学校授業料不徴収交付金算定方法等に係る制度見直しを求める意見書（案）の提出について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、意見書案第14号は原案のとおり決定いたしました。

次に、意見書案第15号「口蹄疫の予防対策強化を求める意見書（案）の提出について」原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、意見書案第15号は原案のとおり決定いたしました。

次に、意見書案第16号「ばらまき政策を排し、財政の健全化を求める意見書（案）の提出について」は一部修正の上、決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、意見書案第16号は原案のとおり決定いたしました。

（追加）

議長 次に、追加日程第4、「各常任委員会における閉会中の継続審査について」を議題といたします。

厚生常任委員長より会議規則第103条の規定により、閉会中も継続審査としたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに

決定いたしました。

（追加）

議長 次に追加日程第5、議員派遣の件についてを議題といたします。

お手元に配付しております本件を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、本件のとおり承認することに決定いたしました。

この際、お諮りをいたします。

ただいま決定をいたしました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長にご一任を願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

以上で全日程を終了いたしました。

市長より閉会のごあいさつがあります。

三好市長。

三好市長 平成22年第2回西予市議会定例会の閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

去る6月17日に開会しました本定例会も本日が最終日となりました。13日間の会期中、議員各位におかれましては、本会議及び各常任委員会におきまして上程いたしました案件について慎重にご審議を賜り、まことにありがとうございました。

おかげをもちまして、補正予算を初め条例の改正などの重要な案件はいずれも原案のとおり可決またはご承認をいただきました。ここに衷心より厚くお礼を申し上げる次第でございます。

また、一般質問におきましては、さまざまなご意見やご提言をいただきましたが、答弁で申し上げましたとおり、実施または実現可能なものから確実に進めてまいり所存でございますので、ご理解とご協力、よろしくお祈りを申し上げます。

さて、紆余曲折あったものの、参議院議員通常選挙が6月24日に公示され、7月11日の投票日に向けて、各党、各候補者の懸命な選挙戦が展開されております。今回の選挙は、民主、自民の二大政党に既存政党と幾つかの新党が挑む形で行われますが、補欠選挙を除いて政権交代後の初め

での国政選挙でありますので、民主党を中心とした連立政権のマニフェストの施策が国民にとって評価、審査される選挙であろうかと思えます。国民の賢明な判断が示される日が待たれるところであります。

また、今回の選挙事務の執行につきましては、先般新聞、テレビ等で報道がございましたが、三瓶町下泊地区の有権者の一部に対し、投票所入場券が二重に交付されたことが大きく取り上げられました。適正かつ正確な管理執行が求められている選挙事務について、このような事故が発生したことは非常に遺憾なことであり、下泊地区の皆様を初め市民の皆様には、大変混乱とご迷惑をおかけいたしました。

選挙管理委員会においては、今後再発防止に向け徹底して点検作業を行い、事務執行に万全を期していただきたいと思えます。

ところで、熱い選挙戦とともに明後日には暦も7月となり、季節は夏本番となります。開催中のサッカーワールドカップも、日本が第1次リーグを突破したことで、ファンの応援もますます熱を帯びてまいりました。熱狂する各国サポーターを見ておきますと、スポーツが持つ何かしら大きな力を感じつつ、7年後の愛媛国体に対して思いをはせる次第でございます。

最後になりますが、これからしばらく蒸し暑い日々が続くと思えますが、議員各位におかれましては体調を損なうことのないよう、健康に十分ご留意をいただき、今後の市政運営に一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長 これをもって平成22年第2回西予市議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後3時51分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長

同 議員

同 議員

平成22年第2回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
諮問第 3号	人権擁護委員候補者の推薦について	22.6.17	原案同意
議案第 64号	西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	22.6.29	原案可決
議案第 65号	西予市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について	22.6.29	原案可決
議案第 66号	西予市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について	22.6.29	原案可決
議案第 67号	西予市立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例制定について	22.6.29	原案可決
議案第 68号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	22.6.29	原案可決
議案第 69号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の変更について	22.6.29	原案可決
議案第 70号	平成22年度西予市一般会計補正予算(第1号)	22.6.29	原案可決
議案第 71号	平成22年度西予市授産場特別会計補正予算(第1号)	22.6.29	原案可決
議案第 72号	平成22年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	22.6.29	原案可決
議案第 73号	平成22年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	22.6.29	原案可決
議案第 74号	平成22年度西予市介護保険特別会計補正予算(第1号)	22.6.29	原案可決
議案第 75号	平成22年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	22.6.29	原案可決
議案第 76号	平成22年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	22.6.29	原案可決
議案第 77号	平成22年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	22.6.29	原案可決
議案第 78号	平成22年度西予市上水道事業会計補正予算(第1号)	22.6.29	原案可決
議案第 79号	平成22年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)	22.6.29	原案可決
議案第 80号	業務用端末機器及び申告用プリンタ等の取得について	22.6.29	原案可決
議案第 81号	西予市情報基盤整備事業光伝送路施設整備工事(第12工区)請負契約について	22.6.29	原案可決
議案第 82号	西予市情報基盤整備事業光伝送路施設整備工事(第13工区)請負契約について	22.6.29	原案可決
報告第 1号	平成21年度西予市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	22.6.17	承認
報告第 2号	平成21年度西予市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	22.6.17	承認

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
報告第 3号	平成21年度西予市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	22.6.17	承認
報告第 4号	平成21年度西予市上水道事業会計予算繰越計算書の報告について	22.6.17	承認
陳情第 1号	南予地域から産出された木材を使った住宅建築促進のための市町単独補助事業の創設について	22.6.17	不採択
陳情第 3号	永住外国人への地方参政権付与に反対する意見書の提出を求める陳情について	22.6.29	採択
陳情第 4号	夫婦別姓制度の拙速な導入に反対する意見書の提出を求める陳情について	22.6.29	採択
陳情第 5号	依津診療所存続について	22.6.29	継続審査
陳情第 6号	永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情書（意見書あり）	22.6.29	採択
陳情第 7号	選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情書（意見書あり）	22.6.29	採択
陳情第 8号	人権侵害救済法の成立に反対する意見書の提出に関する陳情書（意見書あり）	22.6.29	不採択
陳情第 9号	子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情書（意見書あり）	22.6.29	不採択
陳情第 10号	乳幼児の細菌性髄膜炎に対するヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公的助成、定期接種化を求める陳情書	22.6.29	不採択
陳情第 11号	「乳幼児の細菌性髄膜炎に対するヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公的助成、定期接種化を求める意見書採択」に関する陳情書（意見書あり）	22.6.29	不採択
陳情第 12号	子宮頸がんワクチンの公的助成を求める陳情書	22.6.29	不採択
陳情第 13号	「子宮頸がんワクチンの公的助成を求める意見書採択」に関する陳情書（意見書あり）	22.6.29	不採択
陳情第 14号	高齢者への肺炎球菌ワクチン接種の公費負担金を求める陳情書	22.6.29	不採択
陳情第 15号	「高齢者への肺炎球菌ワクチン接種の公費負担金を求める意見書採択」に関する陳情書（意見書あり）	22.6.29	不採択
意見書案第2号	永住外国人への地方参政権付与に反対する意見書（案）の提出について	22.6.29	原案可決
意見書案第3号	夫婦別姓制度の拙速な導入に反対する意見書（案）の提出について	22.6.29	原案可決
意見書案第4号	永住外国人への地方参政権付与の法制化に反対する意見書（案）の提出について	22.6.29	原案可決
意見書案第5号	選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書（案）の提出について	22.6.29	原案可決
意見書案第11号	永住外国人への地方参政権付与に反対する意見書（案）の提出について	22.6.29	原案可決
意見書案第12号	本州四国連絡高速道路の新料金制度の見直しを求める意見書（案）の提出について	22.6.29	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
意見書案第13号	持続可能な森林経営の推進を求める意見書（案）の提出について	22.6.29	原案可決
意見書案第14号	公立高等学校授業料不徴収交付金算定方法等に係る制度見直しを求める意見書（案）の提出について	22.6.29	原案可決
意見書案第15号	口蹄疫の予防対策強化を求める意見書（案）の提出について	22.6.29	原案可決
意見書案第16号	ばらまき政策を排し、財政の健全化を求める意見書（案）の提出について	22.6.29	原案可決
	各常任委員会における閉会中の継続審査について	22.6.29	承認
	議員派遣の件について	22.6.29	承認